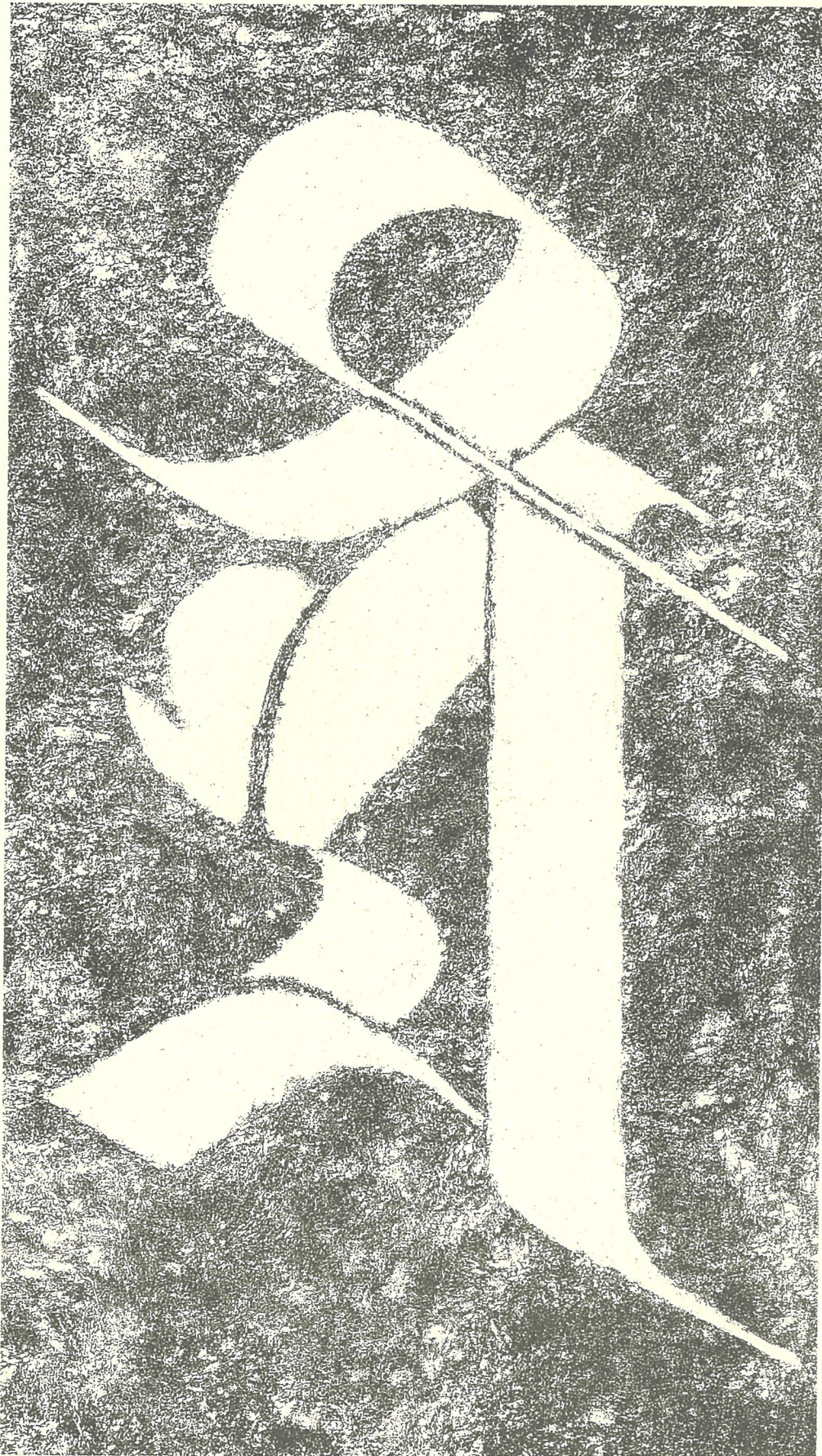


# 豊後國國東郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2009

## はじめに

当館では、平成一六年度から豊後国衙領国東郷の故地である大分県国東市国東町を対象地として国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、国東郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成いたしました。しかし、諸般の事情から収載できなかった資料もあり、報告書資料編の刊行後に新たな資料も確認されました。

そこで、国東郷の歴史をより具体的に知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに報告書資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には、国東郷の地域の姿や信仰の様子を伝えるものがあり、これらは国東郷のみならず、国東半島の歴史と文化を解明する上で注目すべき資料といえます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたって、諸資料の所蔵者各位および大分県立先哲史料館、国東市教育委員会、国東市歴史体験学習館の御理解と御協力を得ました。厚くお礼申し上げます。

平成二二年三月

大分県立歴史博物館

館長 高橋 徹

# 目次

I 近世資料	3
II 寺社関係資料	43
III 水利関係資料	63
IV 石造文化財実測図	78

## 例言

- 1 本報告書は、平成一六年度から五ヶ年計画で実施した国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県国東市国東町）の報告書資料編補遺である。本調査は、豊後高田市田染地区（昭和五六年度～昭和六一年度）、同市都甲地区（昭和六二年度～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年度）、国東市安岐町（平成一一年度～平成一五年度）に続く、第五次調査となるものである。
- 2 調査地区の大分県国東市国東町は、豊後国衙領国東郷の故地として種々の歴史資料にめぐまれ、荘園村落遺跡が残されている。国東市国東町のうち、大字治郎丸・網井・重藤の三地区は宇佐宮領武蔵郷に属することが確認されており、これら三地区については今回の調査では取り上げなかった。
- 3 本報告書では、学術調査の立場から可能な限りの事実を明らかにしている。しかし、人権問題などの配慮を行った箇所もある。閲覧利用にあたっては、差別の解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望したい。
- 4 本報告書の執筆は以下のように分担した。
  - I 近世資料 櫻井成昭
  - II 寺社関係資料 櫻井成昭
  - III 水利関係資料 櫻井成昭
  - IV 石造物実測図 平川 毅（2・3）・櫻井成昭（4・5）
- 5 本報告書の編集と解題は櫻井成昭が担当した。
- 6 図版・資料の作成にあたっては、豊田昌子の協力を得た。
- 7 諸資料の調査では以下の関係機関に便宜を図っていただいた。
  - 大分県立先哲史料館・国東市教育委員会・国東市歴史体験学習館・文殊仙寺

# I 近世資料

## 〈解題〉

ここには四点の史料を収録した。いずれも、一九世紀前半の杵築藩領の村々に関する史料である。

1の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」(文殊仙寺蔵)は、国東郷域の村々の庄屋名と家数を記したもので、村々の概要を知ることができる史料である。残りの2「来浦庄明細記」と3「成仏村明細記」は、いわゆる「村明細帳」の一種であり、来浦村(国東市国東町大字来浦)と成仏村(国東市国東町大字成仏)の状況を知ることができる史料である。以下、各々の史料について簡単に内容を記しておきたい。

### 1 「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」について

これは、横帳仕立てで紙数は七丁、縦一四・五cm、横四一・〇cmをはかる。表紙の記述と本文冒頭に「覚」とあること、書式が不統一な点があることなどから、文政七(一八二四)年に文殊仙寺で作成されたものであることがわかる。この史料は、杵築藩領のうち、現在の国東市国見町・国東町・武蔵町に属する村の庄屋名と家数を記したものである。ただし、国東郷域のうち、岩戸寺・深江・堅来の三ヶ村は、元文二(一七三七)年から幕領であるため記載がない。

なお、杵築藩領の村々に関しては「御領分中庄屋席順表」(個人蔵)という史料がある。これは、村名と庄屋名を記したもので、年末詳の史料である。表題にいう「席順」が何を示すのかは明確になしえない。また、ここに記された庄屋の名前をみると、例えば中田村(国東市国東町大字中田)の中野和平は文久年間(一八六一〜一八六四)に庄屋役をつとめていることが知られ、成仏村の桜木寿老治も同時期に庄屋役にあったことが「中田村文書」(別府大学・大分県立先哲史料館蔵)から確認できる。そのため、この史料は一九世紀半ばの幕末期の作成とみられる。幕末段階ではあるが、国東郷域を含む杵築藩領の村々の庄屋名を知

ることができるため、付録として史料の記載順にデータ化して掲載した。この「御領分中庄屋席順表」の作成年代については、今回は大まかな年代比定に終わっており、詳細な年代比定は今後の課題としてある。

### 2 「来浦庄明細記」と「成仏村明細記」

#### (1) 来浦村と成仏村

近世には、各村の状況を記した「村明細帳」と総称される記録が作成された。「来浦庄明細記」(以下、解題中では史料2とよぶ)と「成仏村明細記」(以下、同様に史料3とよぶ)はそうした「村明細帳」の一種である。

史料2は、国東市国東町の北端に位置する、来浦村と枝村諸石(同町大字来浦)に関するもので、文政九(一八二六)年に作成されたものである。

近世の郷帳では、来浦村は正保四(一六四七)年と元禄一四(一七〇一)年の「郷帳」では、高一〇六九石余、天保五(一八三四)年の「郷帳」では高一九〇三石余と記される。しかし、近世の諸史料をみると、あるいは、前掲の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」や「御領分中庄屋席順表」では、来浦中村・来浦・浜・長野に庄屋がいたことがわかる。実際、史料2の本文の「道法」の項にも「中村庄屋元」・「浜庄屋宅」・「長野庄屋」という記述がある。

こうした点からすると、郷帳上の来浦村は、来浦村(仮に狭義の来浦村とよぶ)・中村・長野村・浜村にわかれ、史料2はこの狭義の来浦村(以下で来浦村という時は、特に断らない限り、これををさす)に関する記録である。そして、枝村諸石は「郷中萬貫帳」(大分県立先哲史料館蔵・中田村文書)には「諸石分」と記され、高一八七石余りを数える。現在、諸石の名前は小字名として残り、来浦川左岸に位置する。

次に、史料3は成仏村に関する記録で、表紙は欠失しているが、本文末尾に文政九年の年号が記されていることから、史料2と同時期に作成されたことがわかる。成仏村は、国東市国東町の中央部を貫流する田深川の上流域に位置する。近世の郷帳上の村高は、正保期と元禄期が五三五石余、天保期が九九六石余だが、先の「郷中萬貫帳」では、成仏村三九八石余、下成仏四三九石余とあり、郷帳は

この二つの村をあわせた記載であることがわかる。また、先の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」などから、成仏村と下成仏村に庄屋がいたことが確認できる。史料3は、本文中の「方境」の項で「下成仏境」などとあるように、「郷中萬覚帳」などでいうところの成仏村に関する記録である。

さて、これらの一点の史料のうち、史料2は『国東の庶民信仰』（国東町一九八一年）の来浦楽の由来を語った箇所などでも引用されており、決して未知の史料ではない。それに、両者ともに現在は原本の確認調査がかなわず、今回は写真から翻刻を行った。

その中で、あえて今回これらの史料を紹介するのは、例えば、史料2で来浦楽という民俗行事の詳細や古墳出土の遺物を記すなど、地域の歴史と文化をたどる上で豊かな「歴史情報」を提供する史料として注目されるからである。

## (2) 史料の構成について

次に、二点の史料の構成について簡単に触れておきたい。まず、史料中の項目を一覧にすると、左ようになる。なお、各項目の頭番号は便宜上のものである。

〈史料2〉

- ①方境、②周廻、③道法、④惣高、⑤反別、⑥土量、⑦土地相応之品、⑧産物
- ⑨薪、⑩秣場、⑪川流、⑫池、⑬竈、⑭牛馬、⑮山林、⑯橋、⑰井手、⑱地所、
- ⑲御茶屋、⑳神社仏舎、㉑姓氏

〈史料3〉

- ①方境、②道法、③惣高、④反別、⑤土量、⑥土地相応之品、⑦竈数、⑧人別
- ⑨牛、⑩山林、⑪薪、⑫川流、⑬産物、⑭村形、⑮地所、⑯古戦場、⑰神社仏
- 閣、⑱姓氏

これらを見ると、項目の順序や数が異なっているものの、両者とも基本的には構成を同じくしていることがわかる。そのため、史料3は表紙欠失だが、冒頭部とみられる所に「国東郡成仏村」とあることから、ここでは史料2の表題に随って「成仏村明細記」と名付けた。

大分県における近世の「村明細帳」に関しては、大分県地方史叢書として、『豊

後国村明細帳』一〜九（一九六三年〜一九八二年）、『豊前国村明細帳』（一九七九年）が公刊され、佐藤満洋氏による村明細帳の分析がある。その中で、史料1・2と同種のものが、『豊後国村明細帳 九』（一九八二年）に所収されている。「安岐手永中園村明細記下書」と呼ばれるものがそれで、弘化四（一八四七）年に作成されている。同書の解題によれば、この史料は、文政一〇（一八二七）年に杵築藩では各村より明細帳を提出させたが、中園村ではこの時の調査が不十分で再調査した際に作成されたものという。

つまり、杵築藩領では、一九世紀前半に今回紹介した構成の「村明細記」が作成されたわけだが、これらは構成の面で大きな特徴がある。いわゆる「村明細帳」は、『地方凡例録』などをみても、基本的に村高や田畑高といった村の生産に関わる事項から叙述が始まるが、杵築藩領の「村明細記」は方境など村の立地や環境が冒頭に記されており、ここに杵築藩領の「村明細記」の特徴を指摘できる。さらにいえば、村の立地や環境から始まる叙述は、明治一〇（一八七七）年作成の『国東郡村誌』に近似する。もちろん、これを以て本史料を直ちに明治時代の地誌類の先蹤と位置づけることはできないが、『国東郡村誌』といった近代地誌類の構成は新しいものではなかったことが確認できよう。なお、ここで紹介した二つの「村明細記」については作成契機を明示できないが、一つに杵築藩では文政八年に松平親良が第九代藩主に就いており、これらの史料は藩主代替わりあたって作成されたとも推測できる。

## (3) 内容について

さて、二点の史料の各項目の記述内容をに注目すると、例えば史料2の②周廻は標題のみで記述がないこと、⑲御茶屋の項などにある頭注や⑭牛馬の項などにみられる挿入文言などがあることからして、史料2は草稿段階あるいは下書というべき性格ものといえる。これに比べて史料3は、頭注や挿紙はないが、挿入文言が見受けられ、これも下書というべき性格のものとみられる。

さらに、記述内容をみると、本文をみていただくと思われるように実に豊かな地域の「歴史情報」を記しており、興味深い記述が各所にある。特に、史料2では、

来浦楽という民俗行事の内容と由緒を知ることができるし、⑫地所では、鬼塚・鬼の穴と呼ばれた古墳が所在したことを記し、そこで発見された、いわゆる湖州鏡の図を掲載している点である。現在、この鏡の所在は確認できないが、ここでいう鬼塚は、現在来浦古墳として周知されている遺跡とみられる。この他にも注目すべき記述は数多いが、ここでは一点のみ指摘しておきたい。

それは、史料2・3ともに「神社仏閣」に関する記述量が多いことである。これは、村に所在する神と仏をまつる、さまざまな施設を網羅していること、主に鎮守や由緒ある寺院に関しては、その由緒を示す棟札などの「歴史資料」を描写したことに拠る。さらに、由緒という点でいえば、史料2・3とも、最後に「姓氏」の項を設け、各村に居住する一族の由緒を記している。ここでは、例えば史料2の⑮姓氏の項が端的に示すように、必要であれば家に伝来した古文書を書写している。すると、これら「村明細記」は、村の現状だけでなく、少なくとも各村の人々とその紐帯をなす「信仰の場」の由緒を明確にすることを目指して作成されたことが窺えよう。右でみた記載の在り方は、いわゆる「村明細帳」ではなく杵築藩の「村明細記」の内容面での特徴として指摘できる。

#### (4) 二つの「村明細記」と国東郷

今回紹介した「村明細記」は、中世の地域のすがたを知る上でも興味深い情報を提供している。

例えば、史料2は表題に「来浦庄」という名称を使用し、本文冒頭には「来浦庄 来浦村 枝諸石」とあり、さらに①方境の最初にある東西南北の境となる地を現地比定すると、その領域は来浦川流域全体に相当する。つまり、史料2の記述は、中世に来浦庄という来浦川流域を領域とする「荘園」の中の来浦村に関する記録という認識を看取できる。中世、来浦川一帯は国衙領国東郷に属したことが知られているが、一方で来浦には地頭職が置かれたこと（『鎮西御教書』嘉暦三（一三三二）年付、『豊後国荘園公領史料集成 三』国東郷史料三七号）が確認されている。こうした点から、来浦は別名的開発の地と推測されるが、史料2の記述は中世あるいはそれ以前の歴史を間接的に物語るものといえよう。

また、史料3の⑰の神社仏閣の項には、山神社の棟札の写があるが、そこに「上諸吉」という地名がみられる。この上諸吉は、「足利義詮御判御教書」（延文五年（一三六〇）年付、『豊後国荘園公領史料集成 三』国東郷史料一〇五号）に「国東郷上諸吉」とあることから、国東郷に属することがわかる。すると、上諸吉すなわち成仏村は、六郷山寺院の一つである成仏寺が所在するものの、基本的に国衙領国東郷の領域であり、同地の主たる開発者は六郷山寺院ではないことが窺える。つまり、史料2によって国東郷は田深川上流域まで領域としていたことが確認できるのである。

ここで紹介した二つの「村明細記」については、言及あるいは検討すべき課題は多いが、ここでは史料の紹介に留めたい。なお、前述したように、今回の翻刻にあたっては二点の史料とも写真を利用した。史料2は『大分県史』編纂時の写真帳、史料3は当博物館が平成九年度に実施した「六郷山寺院遺構確認調査」の一環として調査した際の写真をもとにしている。

#### 註

(1) 村明細帳と総称されるものは、各々の史料をみると「村明細帳」・「村鑑帳」など、さまざまな標題を持つ。佐藤満洋「村明細帳と村鑑帳の研究（上）・（下）」（『大分県地方史』一二〇・一二二号一九八五・一九八六年）によれば、標題の書き方から大きく四つのタイプに分類されるという。

ただ、これらは村況をまとめ記したものであるという点では共通する性格を有する。以下の行論で、「村明細帳」と表現する場合は、こうした広義の意味での記録類を示すものであることをお断りしておきたい。

(2) 赤峯重信「郷中萬覚帳」（中田村文書）について（『史料館研究紀要第一号』大分県立先哲史料館 一九九六年）に翻刻紹介がある。

(3) 註(1) 佐藤氏論文。

(4) 「来浦庄明細記」の⑮姓氏の項に書写されている古文書のうち、溝部氏の部分に記された古文書の多くは、『大分県史料』一〇に「宮永氏影写文書」として掲載されたものと同じである。すると、他氏の項に記された古文書も現在確認できないものもあるが、これらも

一九世紀前半には諸氏に伝来していたことが知られる。

### 〈凡例〉

- ① 体裁は原本に従ったが、改行および闕字は逐一指摘せず、割注は一行にまごめ活字を小さくして表現した。
- ② 用字については基本的に常用漢字に直した。
- ③ 変体仮名は、夕(より)・江(え)・而(て)・者(は) 以外は平仮名に直した。
- ④ 翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補った。
- ⑤ 宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、(ママ)と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。
- ⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「」で示した。
- ⑦ 本文が記述された後、挿入された文言については「」でくくって表現した。また、挿紙についても同様に「」で示した。
- ⑧ 頭注については、文言をへくくって表現した。

1 御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控  
 (文政七年・一八二四) ○文殊仙寺藏

小門軒数 百七十軒  
 寺 二ヶ寺

小門軒数 百四拾軒  
 寺 壹ヶ寺

文政七甲申年 袞眉山  
 御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控  
 八月吉日 文殊仙寺知事

一 浦手村 庄屋 喜左衛門

高式百三拾石

小門軒数 百軒

寺なし

竹田津手永  
 一 野田村 庄屋 大之助

高式百六拾石

小門軒数 百式拾軒

寺 壹ヶ寺

高式百式拾石  
 一 櫛海村 庄屋 源右衛門

小門軒数 拾七軒

寺 四ヶ寺

竹田津手永  
 一 千燈村 庄屋 伴右衛門

高式百式拾石

小門軒数 百四十軒

八十軒

寺 三ヶ寺

覚

竹田津

御分地  
 一 伊美浜村 庄屋 又右衛門

小門軒数 五拾軒

寺 壹ヶ寺

竹田津手永  
 一 嶋 庄屋 安太郎

下役人五郎右衛門 儀右衛門

山の口佐五兵衛 藤助

高式百九拾六石石  
 一 赤根村 庄屋 小右衛門

小門軒数 七十

寺 壹ヶ寺

御分地  
 一 伊美峯村 藤左衛門

小門 六十五軒

寺なし

四百八拾石

小門軒数

寺 式ヶ寺

小門六百余り

御分地 後見藤左衛門  
 一 伊美浦手村 六兵衛

小門 七拾軒

寺 壹ヶ寺

御分地  
 一 大熊毛村 庄屋 徳左衛門

小門軒数 百拾壹軒

寺 壹ヶ寺

五百廿五石斗  
 一 岡村 庄屋 源之助

御分地  
 一 櫛来村 庄屋 寿右衛門



御分地

一 小熊毛村 庄屋 惠市

小門軒数 百拾軒

寺 壹ヶ寺

御分地

一 向田村 庄屋 忠左衛門

小門軒数 八十軒

寺 壹ヶ寺

来浦

一 長野村 庄屋 団五郎

小門軒数 百軒

寺 三ヶ寺

一 来浦村 庄屋 故右衛門(三)

小門軒数 八拾軒

一 中村 庄屋 卯兵衛

小門軒数 九拾軒

寺 壹ヶ寺

一 浜村 庄屋 哲平

小門軒数 百貳拾軒

一 浦手 庄屋 源三郎

小門軒数 百五拾軒 近來五拾軒程者増申

候様子

寺 壹ヶ所

一 柳迫 庄屋 順助

小門 六拾軒

内 寺 壹ヶ寺

下役人貳人

一 浜崎 庄屋 周平

小門 六拾壹軒

一 寺山 庄屋 卯三郎「茂八」

小門軒数 七拾五軒

内 下役人貳人

一 富来村 庄屋 一郎右衛門

小門 百九拾軒

内 寺 壹ヶ寺

下役人貳人

一 大恩寺村 庄屋 兼助

小門 七拾三軒

外二内下役人貳人 寺壹ヶ寺

外二内下役人貳人 寺壹ヶ寺

内 下役人貳人

一 藁簀 庄屋 菊市

小門 七拾九軒

内下役人貳人

下

一 成仏村 庄屋 三平

小門軒数 百三拾軒

内下役人三人

寺 壹ヶ所

一 下成仏村 庄屋 平九郎

小門軒数 百廿軒

内下役人三人

寺 貳ヶ所

一 見地村 庄屋 瀬平

小門軒数 百三拾軒

内役人三軒

寺 壹ヶ所

一 中田村 庄屋 市平

小門軒数 百五拾軒

内下役人四軒

寺 貳ヶ所

一 川原村 庄屋 顕助

小門軒数 百拾軒

内下役人 三軒

寺八当寺無住なり

一 吉木村 庄屋 茂平

小門軒数 六拾三軒  
内下役人式軒

小門軒数 八拾軒

内下役人四人  
寺 式ヶ寺

一 横手村 庄屋 剛平

高七百三拾五石半

小門軒数 百八拾軒

内下役人四軒

寺 六軒

一 北江村 庄屋 寿右衛門

小門軒数 八拾五軒

内下役人式人

寺は壹ヶ寺

高六百三拾七石

一 原村 庄屋 茂助

山吹

小門軒数 八拾三軒 原 六拾三軒 山吹

内下役人四人 原・山吹

寺 壹ヶ寺

一 上小原村 庄屋 治助

小門軒数 百軒

内下役人三人

寺 壹軒

一 田深村 庄屋 増平

小門軒数百六拾軒

内下役人三人

寺三ヶ寺

一 岩屋 庄屋 多右衛門

高三百八拾石

小門軒数 九拾七軒

内下役人三人

寺 壹軒

高七百八拾石

一 小原村 庄屋 〱

一 黒津村庄屋 無

小原小門 百三拾軒

小門軒数 七十軒

役人式人

寺 無

毛付高五拾五石

一 今在家 庄屋 代九郎

小門軒数 六拾五軒

内下役人式人

寺 無

一 赤松村 庄屋 仁平

高五百拾四石半

小門軒数 百四拾軒

内下役人三人

寺 式ヶ寺

一 次郎丸村 庄屋 卯助

高四百五石

小門軒数 百拾軒

内 寺壹ヶ寺 下役人三軒

毛付高四百式拾三石余

一 興導寺 庄屋 茂左衛門

小門軒数 百拾七軒

寺 式ヶ寺

三百七拾石

一 行入村 庄屋 武左衛門

小門軒数 百廿軒

内下役人三人

寺 式軒 式ヶ寺

一 綱井村 庄屋 庄多郎

高七百四石

小門軒数 百廿軒

一 安国寺 庄屋 嘉左衛門 〱

高六百五拾石八石

内下役人四人  
寺 無

高五百拾石

一 重藤村 庄屋 利左衛門

小門軒数 百軒

内下役人三軒

寺 無

一 池ノ内 高三百七拾石

一 内田村 庄屋 無

高六百三石

小門軒数 百廿軒

内下役人三軒

寺 無

一 古市村 庄屋 文五郎

高三百六拾四石

小門軒数 百拾軒

内下役人(マア)

寺 無

一 糸原村 庄屋 祖右衛門

高九百八拾六石

小門軒数 百七十軒

内下役人五人

寺 壹ヶ寺

貳百七石

一 小城村 庄屋 儀平

小門軒数 三十五軒

内下役人貳軒

寺 壹ヶ寺

一 三井寺村 庄屋 作右衛門

三百五拾六石

小門軒数 五拾軒

内下役人三人

寺 壹軒

貳百九拾五石

一 志和利村 庄屋 忠助

小門軒数 六拾七軒

内下役人貳人

寺 壹ヶ寺

四百拾七石

一 今市村 庄屋 忠助

小門軒数 六拾七軒

内下役人貳人

寺 壹ヶ寺 壹軒

一 成吉村 庄屋 源次郎

三百八拾八石

小門軒数 五拾三軒

内下役人三人  
寺 壹ヶ寺

一 手野村 庄屋 長左衛門

六百拾石

小門軒数 百廿軒

内下役人四人

寺 無

七百七石

一 浅田村(マア) 庄屋 俊助

小門軒数 百三十五軒

内下役人四人

内寺 貳ヶ寺

一 挾間村 庄屋 元右衛門

貳百石

小門軒数 三十軒

内下役人貳人

寺 無

一 丸小野村 庄屋 牧之助

三百壹石

小門軒数 百軒

内下役人三人

寺 壹ヶ寺

六百八拾四石

一 吉弘村 庄屋 源四郎

小門軒数 貳百軒

内下役人五人

寺 壹ヶ寺

(以下、後筆)

一 小原村 庄屋 無

小門 百三十軒

下役人 三人

寺 貳ヶ寺

一 池内村 庄屋 五郎左衛門

小門 八十軒

役人 三人

寺 壹ヶ寺

七拾八石

一 小ヶ倉村 庄屋 無

小門 三十五軒

役人 壹人

寺 無

〈付録〉「庄屋席順表」(個人蔵)

	村名	庄屋名
1	藤野川	松原孫右衛門
2	横手	後見 利行孝平
3	綱井	萱嶋信右衛門
4	内田	照山綱助
5	真那井	渡辺曾右衛門
6	来浦 中村	宮崎任左衛門
7	釜口	植田平左衛門
8	横城	手嶋嘉左衛門
9	竹田津	竹田津孫九郎
10	宮司	工藤幸次郎
11	守末	加藤治助
12	永松	宮川進作
13	下山口	安部甚八郎
14	馬場	麻生勢平
15	次郎丸	福田唯右衛門
16	来浦	竹内牧右衛門
17	片野	工藤兵右衛門
18	白木原	重光直六
19	西方寺	佐藤治平
20	本庄	麻生早太郎
21	柳迫	一丸澄右衛門
22	下成仏	桜木格右衛門
23	小野	財前惠兵衛
24	赤水	重光卯三郎
25	糸原	吉田周右衛門
26	油留木	秋吉敬助
27	三井寺	是松作兵衛
28	年田	中山運平
29	杳懸	加藤太郎兵衛
30	今在家	中嶋小左衛門
31	河原	重光徳右衛門
32	手野	加藤弁作
33	灘手	堀文左衛門
34	寺山	佐藤彦兵衛
35	行入	岡庄平
36	両子	林米助
37	小城	坂本儀右衛門
38	中田	中野和平
39	田深	安松応治
40	今市	溝部彦三郎
41	小原原	森源兵衛
42	安国寺	一丸泰藏
43	小原岩屋	小山田伝三郎
44	吉弘	高原源四郎
45	八坂岩屋	岩屋礼太郎
46	山口	重光立平
47	富永	三浦□治
48	興導寺	吉武壮三郎
49	八坂中村	穴見源治
50	新庄	佐藤太右衛門
51	麻田	溝部寿藏
52	石丸	後藤藤右衛門
53	久末	植田官左衛門
54	成仏	桜木新右衛門
55	大添	手嶋顕作

	村名	庄屋名
56	池ノ内	徳丸与次郎
57	溝井	宇都宮雄八郎
58	大恩寺	秦文吾
59	見地	竹田津祖兵衛
60	掛樋	渡辺礼作
61	中園	小俣兵助
62	上小原	平尾三郎助
63	波多方	馬場寿助
64	北江	田口官助
65	大内山	加藤恭作
66	古市	大谷雄作
67	吉松	後藤半七
68	富来	吉田利左衛門
69	鴨川	阿部進右衛門
70	浜	国弘政右衛門
71	丸小野	麻生観藏
72	西本	本多金兵衛
73	弁分	加藤貞作
74	塩屋	松原準作
75	赤松	西田清兵衛
76	新栄	田口禎助
77	竹田津 灘手	小串兵八
78	千燈	河野又七
79	岸奈	末弘里助
80	重藤	伊藤善三郎
81	富来 浦手	太田祐四郎
82	浦下原	林 鷹治
83	小原	加藤準三
84	八坂原	阿部伝治
85	生地	工藤半助
86	小野	財前幸吉
87	瀬戸田	中嶋忠右衛門
88	浜崎	河野□□兵衛
89	赤根	後藤儀助
90	成久	利行重右衛門
91	加貫	松原源平
92	馬場尾	松浦□作
93	奈多	手嶋謙□
94	野辺	佐藤猪三郎
95	挟間	麻生七郎
96	狩宿	狩宿勝三郎
97	下原	今富儀三郎
98	下司	専頭忠平
99	下馬場	古原俊治
100	俣見	長谷尾半左衛門
101	諸田	末弘廉藏
102	長野	友成春太郎
103	吉木	重光庄太郎
104	下成仏	桜木佐久馬
105	北江	田口治右衛門
106	成仏	桜木寿老治
107	横手	利行伝十郎
108	志和利	吉武善助
109	成吉	厚田太左衛門

※表中の番号は記載順を示すために便宜上付けたものである

2 来浦庄明細記（文政九年・一八二六）○『大分県史』写真帳

豊後国東郡  
来浦庄 枝諸石 明細記  
文政九年  
戊六月

国東郡 来浦庄 来浦村 枝 諸石

一方境 西 御料岐部村奥五つ之不動之峯二当

東 濱洞崎二当

南 御料堅来村奥宇土山肩耳取ヶ尾二当

北 御分知向田村境侯石山真辻二当

各何れも庄屋宅分

谷筋 御料岩戸寺村奥赤根村境分濱洞崎迄道法凡式里余、西申

分東寅卯之間二当ル

東西 西長野界金剛寺東傍小溝分濱日平界四ヶ所迄拾七丁拾四間余

内九丁式拾八間 本村分 七丁四拾六間強 諸石分

南北 南中村界鶴川橋詰分往還通宮之上尾辻御分知向田村界迄九丁

式拾壹間程

但南中村界大抵八川を限り候へ共人家田地共ニ打交り候場所ニ御

一周廻  
一道法

座候、谷横差渡ハ鶴川往還筋之所ニ而川端分北山之辻迄七丁程、  
西長野界之所ハ長野分下長野田入込居候付右田端分日平榎迫尾辻  
向田村界迄凡五丁余、北ハ向田村尾辻水分れ界候

從庄屋宅

東 御茶屋迄壹丁五拾間

御高札家まで右同断

中村庄屋元へ四丁式拾五間

来浦、郷藏へ式拾五丁拾五間

浦御高札家迄右同断

氏神迄四丁三拾五間程

濱庄屋宅迄式拾丁拾五間

御料深江村庄屋本迄凡式拾丁程

西 長野界金剛寺東傍小溝迄四丁式間程

長野庄屋宅迄拾壹丁五拾間

御料岩戸寺村庄屋本迄凡式拾五丁程

文殊山迄壹里半

嶋原御領高田町迄凡七里程

南 御城下迄 山手通凡七里半程 海辺通凡九里半程

富来村庄屋宅迄凡壹里拾五丁程 但山手を道通

成仏村庄屋宅迄凡壹里式拾丁程

北 御分知向田村庄屋宅迄式拾丁程

同大熊毛村庄屋宅迄式拾五・六丁程

同小熊毛村庄屋宅迄三拾丁程

御料中岐部往来筋川端迄壹里拾四丁程

野田村庄屋宅迄凡式里程

竹田津御茶屋迄凡三里半程

一惣高 四百四拾石九斗式升九合六夕

田高 貳百五拾七石壹斗貳升九合六勺  
内 此畝拾七丁五反壹畝三步半  
畑高 百八拾三石八斗壹合九勺  
此畝貳拾九町壹反七畝貳拾四步

一 高貳拾三石五斗壹升三勺

永損

寛文二年寅年分文政八申年迄永損

田高 拾八石貳斗五升壹勺

内 此畝壹町貳反八步半

畑高 五石貳斗六升貳勺

此畝壹町壹反貳拾步

一 高三石貳斗貳升六合七勺

社領御赦免

田高 壹石貳斗八合貳勺

内 此畝壹反貳拾九步半

畑高 貳石壹升八合五勺

此畝貳反四畝貳拾三步

一 高拾六石八斗九升九勺

残而三百九拾七石貳斗九升三合六勺

家下御赦免

一 高六升五合五勺

寛政四子年分文政八申年迄

田高 七合五勺

内 此畝壹步半

畑高 五升八合

此畝壹畝壹步半

猶残三百九拾七石貳斗貳升八合壹勺

毛付高三百九拾七石貳斗貳升八合壹勺

内 田高 貳百三拾七石六斗六升壹合八勺

畑高 百五拾九石五斗六升六合三勺

此畝拾六町三反七畝貳拾四步  
田畝貳拾五町九反三畝拾六步半  
此内

高貳百九石八斗七升五合四勺

田高 八拾三石六斗三升貳合四勺

此畝五町貳反九畝拾七步半

内 物成 四拾七石六斗七升五勺 免五ツ七分

畑高 百貳拾六石貳斗四升三合

此畝貳拾町四反貳畝拾貳步半

物成 五拾八石四斗五升五勺 免四ツ六分三厘

惣成ノ百六石壹斗貳升壹合 免平均五ツ壹分六厘五毛

高百八拾七石三斗五升貳合七勺

田高 百五拾四石貳升九合四勺

此畝拾壹町八畝拾六步半

内 物成 七拾五石四斗七升四合四勺 免四ツ九分

畑高 三拾三石三斗貳升三合三勺

此畝五町五反壹畝四步

物成 拾三石壹斗貳升九合四勺 免三ツ九分四厘

惣成ノ八拾八石六斗三合八勺 免平均四ツ四分貳厘

惣成二口ノ百九拾四石七斗貳升四合八勺

但高四拾石庄屋、三拾石山之口、貳拾石弁指壹人、拾五石御茶屋掃除給手

永引、肝煎者其組持二而高引候故年、増減御座候、状番給出来入渡来候

一 反別 田畑畝拾六町

内 田畑四町 畑畝拾貳町

反別大麦三石 漆茶麦貳斗九升四合

麦ノ三石貳斗九升四合

一 土量 上、田 四町四反五畝貳拾七步 高七拾壹石三斗四升四合

上田 七反五畝拾貳步半 同拾壹石三斗貳合五勺

中田 五畝半歩 同六斗五升貳合貳夕

下田 壹畝拾七歩 同壹斗七升貳合三夕

下、田 壹畝貳拾歩半 同壹斗五升壹合五夕

田畝ノ五町貳反九畝拾七歩半

田高八拾三石六斗三升貳合四夕 壹反二付 高壹石五斗七升九合貳夕壹才三

上、畑 八町六畝貳拾四歩半 高七拾貳石六斗壹升三合五夕

上畑 壹町五反三畝貳歩 同拾貳石貳斗四升五合三夕

中畑 貳町四畝六歩 同拾貳石貳斗五升貳合

下畑 貳町七反八畝六歩半 同拾壹石壹斗貳升八合七夕

下、畑 六町三歩半 同拾八石三合三夕

畑畝ノ貳拾町四反貳畝拾貳歩半

畑高ノ百貳拾六石貳斗四升三合 壹反二付 高六斗壹升八合三夕六

上、田 壹町五反 高貳拾四石

上田 四町九反壹畝六歩半 同七拾三石六斗八升貳合五夕

中田 貳町九反八畝貳拾六歩 同三拾五石八斗五升 貳合六夕

下田 壹町壹反八畝三歩半 同拾貳石九斗九升貳合八夕

下、田 五反半歩 同四石五斗壹合五夕

田畝ノ拾壹町八畝六歩半

田高ノ百五拾四石貳升九合四夕 壹反二付 高壹石三斗八升九合八夕八才五

上、畑 壹町六反八畝貳拾四歩 高拾五石壹斗九升三合五夕

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

上畑 五反八畝貳拾七歩 同四石七斗壹升貳合

中畑 八反九畝拾壹歩 同五石三斗六升貳合

下畑 壹町三畝拾六歩 同四石三斗四升四合三夕

下、畑 壹町三反拾五歩半 同三石九斗壹升五合五夕

畑畝ノ五町壹畝四歩

畑高ノ三拾三石三斗貳升三合三夕 壹反二付高六升四合六夕三才三

一 土地相応之品 五穀類何れも出来候、尤捨別相応之品と申も無御座候、其余

一 産物 七嶋・唐芋・麻・荏胡麻・綿等、年、豊凶ニ随相応ニ出来候

一 薪 薬品其外捨別之品無御座候、尤半夏者少、宛出来候、櫛油桐等

一 秣場 者少、ハ御座候、金茸・初茸之類ハ出来候、松茸者生不申候

一 川流 村中平均ニ而者余程不足仕候、御料深江村・御分知向田・長野

一 川流 ・岩戸寺村ハ買入候者多御座候

一 川流 中村分與畑山之草、前、今当村寄会切取候へ共兎角少々ニ付御

一 川流 料堅来村・御分知大熊毛村・向田村・藁糞辺ニ而買場相立間を

一 川流 合来候

一 川流 西長野境鋤園分田ノ口上ノ渡り橋今東浜境四十郎前川迄未申之

一 川流 間今丑寅之間ニ流候、凡拾五丁程、南ハ中村境川之半を限り候

一 川流 へ共中村ハ元来一村分れ候故混雜仕居申候

一 川流 但流岩戸寺村奥葛原今流出浜江口迄、凡式里有余

一 川流 本村者水損場ハ余リ無之、少、照候へハ旱損出来仕候、諸石分

一 川流 者貴船辺以東少、湧水有之、天水同然ニ而旱損多出来、沖田

一 川流 を深田も御座候而水損場ニ而御座候、右深田之分之麦作出来不

一 川流 申片作ニ御座候

一 川流 川魚類 鯉・鰻等ハ居申候、鮎・鮒ハ至而少く鯉・鯰ハ居不申候

一 川流 当村者田地懸リ池無御座候、長野持岩戸寺村池本川落し引来候

一 川流 小池 壹ツ 御茶屋火消用水、延宝以来有来候

一 川流 瓜生野



一 竈 同 壺ツ 火消用水、清部氏屋敷内ニ有、慶長以來有来候由申候  
九拾貳門 内 本門七拾壺軒 分門貳拾壺軒

内 社人三軒

百姓門八拾九軒

但庄屋・山之口・弁指共ニ

繪踏之節当村帳面ニ者無御座候へ共、小申逸風か處家内共ニ  
座上踏被仰付候

一 牛馬 六拾貳疋 内 馬壺疋 牛六拾壺疋

「田畑畝歩人別当リ之事此の間に記すへし」

一 山林 但高山無御座跡處木も無之候、氏神馬場大杉壺本于今御座候、  
山畝七町九反壺畝貳拾六歩 廿ヶ年請山  
御年貢米三石貳斗六升壺夕

内 四町四反八畝廿六歩 本村

三町四反貳畝廿八歩 諸石

藪畝三反拾五歩 請藪 枝共ニ

御年貢米六斗貳升八合貳夕

一 橋 上田ノ口飛石橋七間程、中村と組合掛来候、其余往来筋鶴川橋  
ハ中村ニ引受掛来候、元来乾川ニ候へハ飛石橋と申程之儀も無  
御座候

一 井手 壺ヶ所 長野之内 すき園井手

壺ヶ所 神護園井手

但日平貴船辺今東湧水少、有之、井手懸り無御座候、仲田井  
ハ深田勝ニ而是又井手懸り無之、右ニ付小井手ニヶ所斗リニ  
而御座候

四十郎山之鼻

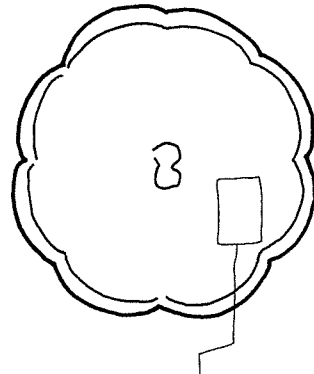
鬼塚

土塚にて上ニ松あり、七・八年已前迄八郎・佐代吉  
と申者兩人此所江農業ハ来居候節、少、堀崩見候處  
壺間角程へぎ石ニ而墓有之候、真中ニ而壺三ツ掘出

一 地所

候、内一ツ者損候、曲陰壺と申物にて御座候  
其辺ニ而堀出候鏡之銀成物一面形左之通

裏の図



縁少シ高シ

此角の内文字

湖州真石家

〇〇叔照子

此二文字不分明

中ノ取手穴有

鬼の穴 同所ニ御座候、口三尺程にて横壺間斗、内ハ長貳間

・横八尺程・高五尺程、天井大石の壺枚石にてた

り御座候、其石ニ鬼の指跡又ハ頭の跡と申て疵等ヲ

見候、此内ニ割茶椀等御座候、近来真辺にて指口な

と堀出候者御座候

一 御茶屋

但小申八郎右衛門殿延宝中来浦組大庄屋ニ而当村・小熊毛村ノ  
被引越候節今御茶屋有来候、其後宝曆中小申友右衛門殿在役中  
御用之御沙汰ニ而建替、今以不相變候

但其以前吉兵衛と申仁、来浦組大庄屋被仰付候處、御咎を蒙

リ中村鶴川田中ニ而斬罪被仰付候由、墓印其地ニ相残、子孫

千燈村ニ住居、元来千燈村ノ出候由ニも申候、其頃御茶屋

有無者不相分候、同人屋鋪ハ群居園之東里道之端ニ而古井跡

等御座候、當時字上屋鋪と唱候

〈頭注

一 高札家 壺軒 何間 何間

但やね瓦普請上□被仰付□の□□高札( )

此節普請之始末并□□等之事

一 神社仏舎 但間数往古御改之節内法又ハ外法ニ而書上少、宛違御座候、此

度當時之間数外法を以書上候

丸山

牛頭宮

勸請貞観十八年丙申、出雲国大社ノ勸請候由申伝候、其頃ハ国司按察遣

等之儀も一向申伝無御座候、宮殿先年ハ當時往還之南傍畑中今之浜殿場

二御座候處、元禄二年巳二月十二日御免を蒙リ、翌三年午十月廿九日当

地之宮地丸山ニ遷座仕候、大工棟梁長州萩住人三郎ト申者相勤候由

御代ハ浄山様時代、時之役人大庄屋小串五郎助・長野庄屋吉武佐次右衛

門・来浦村庄屋竹内藤七・中村庄屋宮永伝左衛門・浜庄屋鈴木善右衛門

・祝主宮崎源太夫 當時子孫宮崎石見

祭礼日 右丸山遷座以来六月十五日・十月十九日両座ニ相改候由、其以

前幾日祭候哉ハ不相分候

御幸御免場ハ享保三年戊閏十月十九日ニ預主下る〔 〕

神 殿 長式間三尺八寸 横式間式尺五寸 小坂葺

但剛健院様御代天明七年未春再建仕候、夫ノ以前造替御座候処相

分不申候

神 殿

上小屋 長式間五尺 横式丈五尺 茅葺

但延享五年辰四月造立仕候、御代ハ寛量院様御時代ニ而御座候、

文化八年未八月再建

勸請以来上棟札之写左之通

但貞観十八年丙申より貞治四年乙巳迄四百九十年之間棟板拾枚神

殿に納藏し有といへとも漸形而已残て腐蝕強く文字消失ニ付略

之、貞治以来之上棟札ニも假文字不分明、標も御座候得共其前

闕如仕、左ニ相記申候

〔挿紙〕

内壹反七畝貳拾五歩

此所八升貳合三勺

七町七反四畝壹歩

此米三石壹斗七升七合八夕

大久保

御南行山

三反壹畝貳拾五歩

貳町三反五畝

壹反三畝拾五歩

壹町壹反八畝廿五歩

壹畝

四反八畝貳拾三歩

三反壹畝拾五歩

貳反五畝

三反五畝貳拾三歩

六反四畝貳歩

貳反貳反四畝

四反九畝壹歩

九反五畝拾六歩

上分 壹反二付三升七合三勺

下分 壹反八四升貳合也

外二

壹町三畝拾歩

壹反七畝貳拾五歩

大久保

村用山

宮山

六畝程  
三畝  
貳畝

はふかけ平  
工 寺  
池ノ上

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

貞治四年乙巳卯月廿五日

大願主藤原氏能 沙弥正受源榮 結縁衆 紀長時 結縁衆  
沙弥蓮心 大勸進僧隆兼

大工次郎四良 同寂心房幸則

祝主不分明 藤原成安 安部乙女

伯齐太子 安部国純

以下不分明

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

応永三十四年丁未卯月十九日

大願主藤原名字不分明 結縁衆名字不分明

大勸進御代官宇佐貞代

祝主不分明 小司伴家次 以下不分明

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

永享十一年己未卯月十四日

大旦那藤原親範 同藤原氏忠

大宮司深忠 願主代官宇佐幸成 結縁衆等源輔 藤原貞吉

太神範能 紀千代房 太神幸能 太神德尾 宇佐範盛 永理

小司伴家次 祝主佐伯盛次 藤原不分明 藤原宮太夫

佐伯盛安 佐伯盛不分明 大工佐伯不分明 小工四郎五良

鍛冶不分明

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

文安四年丁卯七月廿九日

大旦那藤原 藤原親 代官宇佐 以下不分明

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

享德三年甲戌九月五日

大旦那藤原氏忠 同藤原親範

結縁衆等文字不分明 代官太神兼不分明 祝主不分明 小司忠次

藤原宮太夫 大工 以下不分明

奉造立来浦村牛頭天王上棟一字

天正四年丙子五月二日

右意趣者天下泰平国土豊饒、殊奉仰大旦那源朝臣親宏執名宗龜、同親貫朝臣御武運長久御子孫繁栄丹誠者也

御代官太神宏兼 大宮司播磨守 祝主源太夫 小司老岐入道

大工源宏俊 鍛冶弥太郎

大願主軒仰 寺主麻生大和入道

別而加当社再造功成之刻、萱嶋大藏少輔・紀宏恒朝臣精魂真実

致馳走者也

奉再造来浦村牛頭天王上棟一字

慶長十八癸丑十二月十三日

右意趣者天下泰平国土豊饒、殊奉仰大旦那小又右衛門殿、佐藤伝右衛門殿、横山藤左衛門殿御武運長久御子孫繁昌丹誠者也

□頭庄屋弥三郎 岡原弥左衛門 祝主源太夫 大工吉武市右衛門

大鋸新右衛門 鍛冶三郎右衛門

上棟奉造立牛頭天王御宝殿一字事

慶安三庚寅九月廿六日

大旦那源朝臣松平市正頼次尊公御代

御惣庄屋竹田津佐助 願主庄屋久兵衛 当社神主宮崎源太夫

大工藤原真人 同吉武彦右衛門尉 小工吉武新右衛門

猪俣權助 鍛冶藤原野田七郎右衛門 大鋸溝部久左衛門尉

同林新右衛門

奉再興牛頭天王御社一宇

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮崎源太夫安信 御代官清末伝右衛門貞安

大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋猪俣惣八郎則賢 上中村庄屋竹内藤七郎忠綱

下中村庄屋宮永源右衛門政高 濱村庄屋鈴木善右衛門道房

大工熊野権太夫造道 小工宮永安左衛門政道 小工新谷忠右衛

門兼常 小工猪俣弥太夫乘重 小工今富與右衛門宏行

鍛冶河中五兵衛宗広

奉修理祇園社

天明七丁未孟春吉旦

御領主松平駿河守源親賢公御武運長久

神主宮崎源太夫安吉 御代官竹本六兵衛勝重 大庄屋来浦新

三郎重久

長野庄屋猪俣英右衛門則長 来浦村庄屋竹内卓右衛門德基

中村庄屋宮崎政右衛門安毅 濱庄屋小串園右衛門定□

大工棟梁来浦村伊勢川甚左衛門家人 同長野安田伝右衛門政

房 石工棟梁来浦村熊石村伊助秀時

丸山

若宮八幡

勸請元年子寅飯塚の城主田原常陸介親宏創立之由申伝候、是ハ鎌倉より

二階堂左京進と申仁在京之時分筑後国に賊徒蜂起ニ付將軍足利義詮公よ

り討手として左京進を差下され、遂に賊徒を伐降之處其身手疵を蒙り彼

地にて逝去、其頃鎌倉より妻子跡を追下り来浦、に着船、此凶を聞事よ

るべなく大友氏へ身を托す、爰におゐて来浦の庄にて所領を与へ置る、

田原氏領國中の事かたく常に丁寧を加へられしと誓、且左京進の子息六

丸武勇人に勝れたる故親宏遊獵鷹野の席を以其第宅へ立入相語二時を移し或ハ夜に入帰城せらる、此地奸民相唱て二階堂氏の後室に通すと風聞す、親宏の室家嫉妬深く怒り憤りにたたす、親宏六丸叛逆を謀るよし大友屋形に内訴す、府内驚て討手を促する、親宏是を聞て大に怖れ迎も陳説叶ふましとて夜中潜に討手を遣し康安元年八月九日夜深更忍ひ入事不意に討んとす、六丸母子遁れ得ざるを討て自殺、其靈親宏及び里民に崇りありたるに於て、其鎌倉より来れるを以鶴ヶ岡八幡宮を逢請し若宮八幡と勸請ありと申伝候

右縁起の大略ニ御座候、但書別紙相添可写入事

宮殿、先年鶴川今の元宮と申所に御座候由、元禄三年に牛頭宮一円当

時の丸山宮地に遷座、祝主宮永采女、当時子孫宮永河内、社僧長野治

地山大聖寺、従古来天台宗にて比叡山末也

祭礼、先年と違ひ此時より相改、六月廿九日・十月廿日兩座に相究候

濱殿、先年ハ鶴川河端ニ候處遷座以後元宮に御幸なし奉る、若宮御幸

濫觴ハ享保三年戌十月廿日初而有則鶴川に下り給ふ

神殿 長式間五寸 横式間七寸 小板葺

神殿

上小屋 長式丈式尺五寸 横式丈式尺五寸 茅葺

但延享五年辰四月造立、文化八年未八月再建

上棟棟札写

但勸請貞治元年より元禄三年迄之間三百廿九年中の棟□□□遺却

候由、宝殿に納藏無御座、元禄之遷座之節棟札左

奉再興若宮八幡社頭一宇

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮永采女政高 御代官清末伝右衛門貞安

大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋

上中村庄屋

猪俣惣八郎則賢 竹内藤七郎忠綱

下中村庄屋 濱村庄屋

宮水源右衛門政高 鈴木善右衛門道房

大工熊野権太夫造道 小工宮永安左衛門政道 小工新谷忠右衛門兼常 同猪俣弥太夫乘重 同今富與右衛門宏行

鍛冶河中五兵衛宗広

両宮支配人代、来浦村庄屋

両宮一所

拜殿舞殿兼 壹所 長六間四尺三寸 横式間八寸

瓦葺

但恭泰院様御代、安永八癸亥年建替、其以前之儀者不分明

同断

門 長八尺 横八尺 赤塗 瓦葺

但龍溪院様御代、宝永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同断

門 長八尺 横八尺 赤塗 瓦葺

但龍溪院様御代、宝永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同断

石鳥居 一字 高九尺 横卷間四尺 柱廻四尺

但寛文七末年、馬場孫右衛門寄進

馬場氏ハ元来中国浪人ニ而当地ヘ来久敷逗留、其後山香郷

江罷越逗留候処全体病氣差発、占卜ニ来浦氏神崇候由申二

付、再当地ヘ罷歸鳥居寄進仕候由、其子孫當時も社役相勤、

中村ニ住居仕候

同断

石鳥居 一字 高式間三尺八寸 横式間卷尺 柱廻四尺八寸

但宝曆十二年、四ヶ村氏子寄進

銘文ニ曰 此祠此禱維奈及稜 於神之衛衡正繩直

右三浦安貞作并書

同断

石燈籠 一对

但年月寄進銘書、右鳥居同断、尤石燈籠ハ□□数ニ御座候得

共捨別古きも無御座候、元禄已来之燈籠ニ付略之

隨身 一对 木像彩色 作者吉松村 中原軍八

但門内左右ニ在

同断

石鳥居 一字 高式間 横卷間四尺 柱廻三尺六寸

但安永四末年、御料深江村猪俣吉右衛門寄進

同断

石高麗狗 一对 高

但門の左右ニ有、文政八年申七月造立、寄進人長野猪俣政右

衛門・中村宮崎多兵衛

牛頭宮

籠屋 一軒 長式間半 横式間 茅葺

但元禄四年未五月造立

若宮後

同 壹軒 長三間 横式間 茅葺

但年月右同断

両宮一所

宝蔵 一字 長式間半 横八尺 瓦葺

但宝曆十四年申春造立

濱殿ニケ所

但馬場先往還之南畑中ニ有、小道より牛頭宮濱殿畝数式畝拾五步程、

東八幡宮畝数壹畝拾五步程、両所共ニ芝原ニ而祭礼之節日覆小屋掛斗

ニ而常ニ殿者無御座候

氏子 来浦村・中村・長野・濱

右四箇村

外ニ御料岩戸寺村・御分知向田村氏子ニ而候處、御領違ニ相成自然と

氏子を離れ申候、尤向田村ハ延享元年子七月今樂興行之節樂打三人出

候所、其後又、中絶、近者寛政中又、引発し壹人ツ、出候処、是又近

年中絶申候

兩宮二所

樂興行

但毎年七月七日、四ヶ村より出相勤候事旧例ニ御座候、祝主・神奏・

四ヶ村役人等詰申候、尤先年大庄屋相知候節之席頭ニ罷出来候条之兩

社奉納而已ニ無御座、諸神・諸仏江奉納之事ニ御座候、其濫觴者不詳

候得共中興由来左ニ相記候

来浦旧例樂由来 樂本長野勝右衛門 所持之書付左ノ通

樂根元覚

一 来浦旧例之樂中絶ニ付、当所氏神宮之太夫ニ御乗移被成、奥之大庄屋拾郎右

衛門殿急度呼付被成、旧例之樂当年急度取立可申、無左候ハ、爰ニ而たち

まちけころし、氏子迄悉風病を付可被成由ニ付、此上者氏子一人ニ罷成迄旧

例之樂打を可申と御請申上候由たる、了玄親八郎右衛門を被召出、右之通之

様子ニ候間其方なしで樂を覚申たる者無之候間、当度今取立打申様ニと被仰

付候、則御請申其度分村中之者共ニ教申、口笛ふき八郎左衛門一人ニ而おん

とう打申事ニ年程、三年めニハおんとう一人ニ而ハ不埒ニ付来寺之甚九郎と

申者ニ向おんとう打せ笛ハ中津新兵衛と申者を八郎左衛門やとひ五・六年も

ふかせ申候、其以来上木部七郎左衛門・岩戸寺九郎右衛門、此衆拾ヶ年やと

ひ勤申候、あまり年、笛ふきをやとひ申事も如何ニ存、善右衛門・長五郎十

四・五之時から岩戸寺九郎右衛門弟子ニ仕伝者共一代勤、善右衛門跡役ハ次

右衛門、長五郎跡ハ利兵衛ニゆつり笛役仕来申候、其間ニ笛このミ有之断申

ニ付上中村伊兵衛・又八・矢介・与四右衛門、下中村伝右衛門・嘉吉・伊右

衛門、此衆ニ当分之埒と断申されニ付ふかせ申候、式年以前濱村権四郎と申

者此方御断なしニふき申ニ付指留申、明ル年今又かもハす罷出申ニ付殊ニ皆

細工ふき之笛故樂そらい不申ニ付、去年又樂前日ニ指留申候事

一 其後來寺之甚九郎おんとう役か、ち屋敷五介、おうち浅右衛門ニゆつり今迄

四代打来候申候、其以後おんとう式人ニ而さひしく候ニ付せんきの上ニ而伊

右衛門、おうち源太夫ニ打せ是も四代打来申候、八郎左衛門樂之儀ハ今伝十

郎迄五代打来申候事

一 おんとう三人ニ而打来申、前、三人ニ而ハ引分八念仏之時半有之、元来四人

之筈之由ニ付治右衛門、おうち久七ニ打せ申候、是ハ若年之時分打、其後庄

屋役仁右衛門其子市郎兵衛打申候、彼八郎左衛門樂取立申以來百拾余年樂本

仕来申候事

一 庭取之儀者蔵その孫四郎と申者一代勤、其子六介と申者武蔵へ牢人仕、彼地

今氏神ニ参上仕、二・三年斗も庭ヲ取申候、其後たへはて庭取役無御座候事

一 大のほりハ往古大聖寺・金剛寺今迄無懈怠出来申候

右、先祖分段、申来候通無相違書上候、以上

貞享三年

庄屋 佐次右衛門

寅六月廿六日

弁さし 治右衛門

九郎兵衛

樂本 伝十郎

来浦五郎助殿

覚

一 一 拾貳柄 一 笛 貳管 一 鉦 壹丁 長野村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 来浦村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 中村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 濱村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

一 一 拾柄 一 笛 壹管 一 鉦 壹丁 岩戸寺村

奉備旧例樂之次第

笠揃

一 藥師如来 一場

一 天道 一場

一 牛頭天王 一場

一 若宮 一場

- 一 岩戸権現 一場
- 一 文殊菩薩 一場
- 一 清瀧観音 一場
- 一 大日如来 一場
- 一 籠神 一場
- 一 蛭子 一場
- 一 歳神 一場
- 一 向田天満宮 一場

念仏之次第

- 初之遍地声 同三遍中声
- 同三編押 スミ遍引出 同三遍納念仏
- 同三遍高声 スミ遍引取

- 大庄屋小串四郎兵衛 長野庄屋庄屋兵衛 来浦村庄屋惣右衛門
- 濱村庄屋金兵衛 岩戸寺村庄屋半助 向田村庄屋半右衛門
- 長野楽本安兵衛
- 右旧例楽一件如此御座候

一 当社両宮六月祭礼ハ神供・神楽奏備事ニ御座候、尤先年ハ臨時之行幸取行、或ハ操等興行之儀も御座候、十月祭礼ハ両日共同様行幸十八日夜・十九日夜二夜共ニ供物調進、岩戸神楽興行、御幸ハ両日共八ツ時行幸七ツ時還御

御幸行列之次第 荒増左之通

- 先 払 式人
- 路清メ潮祭 式人
- 先拍子 笛式管 式人 麻上下着用
- 大太鼓一 壹人 同断
- 小太鼓三 三人 子供□□立
- 大 幟 八本
- 小 幟 四拾本

但行儀立ニ而先押、尤当時仕儀無之及中絶候

- 鉄砲袋 八挺 四ヶ村弁差中 袴着用ニテ持
- 弓 三挺 三人 麻上下着用
- 薙刀 三振 三人 袴着用
- 鎧 壹筋 壹人 同断
- 鳥毛 四本 四人
- 唐頭 四本 四人
- 龍頭 四本 四人
- 葵頭 四本 四人
- 鉦 四本 四人
- 切大麻 壹人 社人
- 囃子笛・手拍子・太鼓 三人 社人
- 幸袖 壹人 社人
- 神幸 先達 壹人 社人
- 金幣 二本大小 式人 社人
- 神供持 壹人 社人
- 神劍持 壹人 社人
- 隨身 式人 子供装束
- 但介錯式人 麻上下 式人
- 賽銭箱 式人
- 祝主 左右 專設
- 獅子 六 八人
- 但綱廻毛染木綿首尾二人廻し
- 神輿 八人
- 但烏帽子・白張之所中絶、当時ハ羽織袴着用、各口、榭ノ葉加フ
- 日ノ御影 月ノ御影 左右 式人
- 稽固 四人 看板股引
- 台笠 壹人

立傘

行列旁惣宰領

御供奉

矢武勇

但先年仕来候処、宝曆初之頃矢を過ち人二討当候故翌年分相止、  
今以中絶

神領御証文左之通

来浦村 太神宮・牛頭宮・若宮八幡 開墾地高 四石九斗七升壹合五夕

此内

田畝数四反壹畝拾三步半

内

田高壹石四斗八升八合九夕

畝数壹反式畝貳拾六步半

内

中田五畝八步

下田五畝貳拾五步

下、田壹畝貳拾步半

田高壹石貳斗八合三夕

畝数下田壹反式拾九步半

田高壹石壹斗壹升七合五夕

畝数八畝拾五步半

内

上田三畝拾步

中田三畝七步半

下田壹畝壹步半

下、田貳拾六步半

壹人

山之口四人 麻上下着用

大聖寺院主・大庄屋

四ヶ村庄屋以下惣供

田高壹石壹斗五升七合

畝数九畝貳步

内

中田七畝貳拾九步半

下田壹畝貳步半

右被附置訖、全可被致社納之旨如件

元禄三庚午年三月日

来浦捌内来浦村

牛頭 若宮

支配人

高式石壹升八合五夕

畑畝数貳反四畝貳拾三步

内

上、壹反四畝壹步半

上八畝拾九步半

下、貳畝貳步

右開発其地先規之通被附置訖、全可被致社納之旨如件

元禄九丙子年十二月日

来浦捌内来浦村

牛頭 若宮

支配人

丸山

宮山式反程 但御証文者無御座候得共往古今御寄附之由二御座候

神明宮 内宮 外宮 相殿 本社之宮地東之方二有

祝主 宮永河内

支配人 来浦村庄屋

神殿 長式間 横壹間半 茅葺

但勸請慶長六年細川候豊前・当国之内御領知之節当近郷稲虫夥敷出来二

下中村分

柳・伊美田・鶴川 坪数三ヶ所

高壹石三升七合四夕

高壹斗壹升九合貳夕

宮内新四郎

榎並喜兵衛

来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所



付伊勢大神宮を勸請仕候、祭礼ハ十月廿一日神楽を奏、造酒供物相備候、其後当御領寛量様御代延享元年甲子神田証文御改之節神殿如何哉之段御尋ニ付久敷破却礎斗相残候段申上候處、再建之儀被仰付内社ハ大原平左衛門殿御寄進、竹木ハ時之御郡奉行平井藤兵衛殿御寄進、神木改京都分御勸請被成候、寛延元年辰閏十月平井瀧之進殿御代參之節御願之由ニ而繪馬壹枚御寄進仕為遊、御普請方板屋高橋藤七寄領ニ而、同月廿八日神殿ニ懸候、長老間・幅式尺余、<sup>(志度)</sup>志渡浦海士玉取之図ニ而御座候

大原平左衛門殿 安西源兵衛殿 大原勘七殿 榎並秀之助殿  
佐藤九郎次殿 清末庄右衛門殿 鈴木友八殿 矢野代輔殿  
坂部十太夫殿 松田三伯殿 小野如庵殿 市場伴庵殿  
并ニ六手永分少、宛寄進、上田六畝壹歩神明宮神田寄附有之候  
其頃清末庄右衛門殿分四季供物調進、大庄屋・支配人・兩祝主立会無  
怠相備候様被仰付候處、其後立会ハ中絶相止申候

神明宮前

石鳥居 一字 高九尺 横壹間式尺 兩袖 高七尺 横四尺

柱八寸角 袖柱七寸角

但安永三年、祝主宮永河内願主ニ而來浦手永氏子中寄進ニ而建立  
神田ハ前惣廟之所ニ一緒ニ相成居候

上棟写

奉再建神明宮上家一字

宝曆八年戊寅八月吉祥日

御領主松平市正親盈公 施主來浦手永惣氏子

御代官 渡辺源右衛門綱房

大庄屋 來浦友右衛門常定

神主 宮永河内守政吉

宮庄屋 竹内牧右衛門宗次

大工棟梁 長野 安田加太夫政重

奉再建神明宮上家一字

天神宮 本社宮地西之方ニ有

勸請年曆不相分 祝主宮崎石見 支配人來浦村庄屋

神殿 長老間 横老間 茅葺

幸神社 本社宮地西之方ニ有 石ノ小社

戎社 同断 右同断

稻荷社 同断 右同断

宮地西ノ下ニ有

藥師堂 長老間 横老間 瓦葺 長野金剛寺持

但元禄四年五月大建立、寛保三年癸亥再建、元馬場楽庭ニ有之候を壇  
上籠屋之西ニ移ス

宮地

地藏堂 長老間 横老間 瓦葺 長野大聖寺持

但宝光院と号候、建立年曆不相分、往古ハ一ヶ寺ニ而有之候由、以前  
之若宮社僧大聖寺院主神事出仕之時分休み場之由ニ御座候、寛保ニ  
戌年再建、其前之儀不相分候、元來ハ宮ノ馬場筋東藪ノ外ニ有之候  
を近年宮地神明宮前ニ移申候

右両堂共宮地ニ移り候事故惣支配ハ來浦庄屋仕來申候

以上本社之地面ニ御座候分

來寺

十王堂 長式間半 横九尺 茅葺

元阿弥陀堂なり、長野大聖寺持、支配人與作

但建立年曆不相分、此知先年來興寺と申一寺御座候處いつ之頃ニ裁滅  
却、其名前より此辺の字來寺と唱來る

護庵

永照院 長式間 横九尺 茅葺 長野大聖寺持、支配人伴助

但建立年曆不相分、元文二年巳秋再建、平井一郎左衛門殿〔先年  
□一ヶ寺之由ニ申伝候

護庵寺 當時石之小堂 大聖寺持 支配人伴助

但建立年曆不相分、宝曆十三年未五月再建、是も先年一ヶ寺二而此辺之字護庵と呼来候

文殊堂 長六間 横三間半 茅葺

但安永四年未十二月建立、文殊仙寺隠居所、願書・裏書翌申三月二日丸唯助殿、当時長野大聖寺預り、支配人来浦村庄屋

宮園

観音堂 長九尺 横九尺 茅葺 長野金剛寺持 支配人作助

但建立不相分

貴船

貴船堂 長九尺 横九尺 茅葺 祝主宮崎石見 支配人弥右衛門

氏子十三軒程

但勧請不相分

石鳥居一字 高九尺壹寸 横八尺三寸 柱の廻間七尺九寸七分

寛保二年子戌正月、施主竹内惣右衛門、氏子中

諸石

秋葉宮 長九尺 横九尺 祝主岡原左近・宮永掃部・坂本宮内

支配人来浦村庄屋、氏子村中

但勧請不相分

石鳥居一字 高八尺五寸 横七尺四寸 柱の間七尺四寸五分

安永四年乙未七月建立

下長野田井

今日靈 祝主宮崎石見 支配人早助

但石少祠

来寺

山神宮 祝主宮崎石見 支配人与作

但右同断

奥

今日靈 祝主宮永左伸 支配人来浦村庄屋牧右衛門

但右同断

素廻屋敷

今日靈

但右同断

祝主宮永掃部 支配人榮作跡

さいの神

道祖神

但右同断

祝主宮永掃部 支配人作助

瓜生堂

今日靈

但右同断

祝主坂本宮内 支配人弥作

新十郎屋敷

末藤明神

但右同断

祝主坂本宮内 支配人平藏

諸石

北山明神

但右同断

祝主宮崎石見 支配人喜右衛門

ひなた

今日靈

但右同断

祝主宮永掃部 支配人長右衛門

石太郎

夷社

但右同断

祝主宮永掃部 支配人元藏

其余屋敷神・荒神・稲荷等或ハ石之小祠又ハ自然石等二而一軒の祭候も有之候へ共略之候

一 姓

竹内氏

但庄屋別家之者共二御座候

式軒

橋本氏

四軒

但書伝之物も無御座候、其先不詳候、其先富来浦分參候共申伝候由、橋本何某・坂田入道・藤原是南と申者富来浦分參候由口伝、尤書伝之物先年伊美母方之家二預ケ候処紛失之由

吉武氏 四軒

但先年吉武何某成人當時二住居之由、當時之田地二相成字ニ吉武と呼  
來候、名前も不相分格録等も一向不存知、尚亦書伝之物も無御座候、  
近辺他領并長野等二も同苗御座候へハ其方ニ被申伝候事も御座哉、  
当村之所ハ唯由緒有者と申伝候耳ニ御座候

石村氏 貳軒

宮永氏 貳軒

但先年ハ社役相動來候、其初祝主宮永河内様家ニ而も候哉、聡と不相  
分候

津崎氏 五軒

但大友氏領国之頃津崎太賀入道麟春之末葉と申伝候、感状類其外書伝  
之物無御座候、長野同苗之家御座候、是二者感状類所持仕居候

坂本氏 三軒

但其先不詳候、数代社役并村役勤來候、林氏と唱候事も御座候

林氏 貳軒

溝部氏 八軒

但本家平藏方へ感状類数十通所持、其内少斗左ニ写し候

去廿二日至西郷遠江守野依要害執懸候處、息弥太郎最前切迄討死  
候、不便之至感悦之余不知所謝候、何本領之事溝部藤兵衛尉当知  
行分之外一筆宛行候、全領掌于要之状如件

永祿貳年 親宏 書判

八月廿四日

溝部九郎兵衛尉殿

今度於豊後国西郷表息弥太郎戰死、忠儀感人候、必至親宏可賀

候、恐、謹言

十一月廿日

溝部九郎兵衛尉殿

去春入郷以來別而含順路馳走之条、為其償安岐郷之内溝部後藤

左衛門跡參貫文、同郷成安藤九郎跡五貫文之事令扶助候、倍專  
此旨令励勲功事肝要候、恐、謹言

天正六年 親家 書判

六月五日

溝部右近允殿

於雄渡牟礼任判形之旨、成安藤九郎跡加扶助候、給分本郷大添  
有之、全令領知、弥奉公肝要候、恐、謹言

天正九年 親家 書判

五月三日

溝部右近允殿

数度出張之刻軍勞感人候、就中於時枝・佐野碎手次第無比類、  
殊去年当年筑後表発向打統粉骨之趣、雖非忘却候、相応之關地  
依無之、不顯其志候事心外候、然之来秋御出勢之儀稠敷被仰催  
候、誠辛勞雖無尽期候、以分過之馳走別而可励忠貞事、可為此  
節候、必追而可賀候条可被得其意候、恐、謹言

六月廿四日 親家 書判

溝部右近允殿

外ニ溝部氏 老軒

但當時死絶女子老人富來村吉藏と申候者へ嫁居申候、其家に持伝候感  
状類富來村ニ持參之写

入郷以來別而貞心之覚悟神妙ニ候、何為其償安岐郷之内龍王名  
三貫分、同郷之内手嶋大藏丞跡三貫分之事、加扶助候、弥守此  
旨可励軍忠事肝要候、恐、謹言

七月廿一日 親家 書判

溝部縫殿助殿

是者溝部山城守弟か子か分家仕候由委敷不相分候  
去年退国以來、聊遠堪忍拘分、細書馳走之段、感悦候、然者今  
度到關東雖可被列候、以小人数罷下候条、暇遣候、随分身命相

統候様才覚于要候、猶竹田津志摩入道可申候、恐、謹言

八月十二日

中庵 書判

溝部与左衛門殿

去年退国已来、中国筋迄之見届誠御頼敷、関東迄同心可申事者  
少人数二而御下向之条不及申候、先之一身相統候様二可有才覚  
候、万事者以法ノ書被仰出候条不及申候、恐、謹言

八月十二日

竹田津志摩入道一木 書判

溝部与左衛門殿

尚、去年以来之所之義辛勞難申上候、不得申分之仕合候へハ尊  
情御祈念候、何国へ居住候共不可有失念候、与左衛門尉望之由  
可存知候、恐、謹言

閏九月日

宗巖 書判

溝部勘藏殿

此所損し字性不相分

萱嶋氏

四軒

但大友氏之御萱嶋和泉守鎮庫末葉と申伝候へ共感状類・書伝之物所持  
無御座候、田原家執職之連署者相見候物一通、溝部氏之家に所持仕  
候写

大添村成安主計殿跡給所五反三十之事、依有論人公領ニ被召置候、  
併主計殿忠儀云右地当知行無紛候之条被成御分別候、早、至成安  
可被打渡之由候、恐、謹言

五月二日

董道 書判

董恒 書判

親並 書判

萱嶋勘解由左衛門殿

岡原氏

七軒

但其先宮役相勤候様申伝候由、其後零落小倉へ參、暫住居、又、当所  
へ帰候由、氏神棟木之写左之通

奉造立牛頭天王社一宇

慶長十八癸丑十二月十三日

本頭庄屋弥三郎

岡原弥左衛門

祝主源太夫

大工吉武市右衛門

右之通ニ相見候、岡原氏其節下社家か村役か不相分

伊勢川氏

十三軒

但感状・書伝物等無御座候、大友氏領国之節伊勢諸太郎と申者来浦ニ  
而所領御座候處如何之訳ニ而潰候哉、其頃ハ富来氏へ預ケ地ニ相成  
候由、後年川之字を相加候も訳合年号等も申伝無御座候、近来ニ而  
者長野光明寺普請之節之書付之宝永七寅年・同五子年名前ニ伊勢川  
氏相見候、富来橋本家ニ御座候書面之写

此所大將軍何とか有之候名字不相分候

御判

豊前国安内院五郎公曇跡并豊後国来浦伊勢諸太郎跡地頭職事、為  
勲功之賞宛行也、早守先例可致沙汰、仍執達如件

文和六年十月三日

沙弥 判

富来杳助殿

三軒

三ヶ尻氏  
但感状沓通、左ニ写候

毎年辛勞神妙候、必闕地次第可顯其意候、然者来状出張之儀別而可  
励馳走事專一候、追而可賀之条能、可得其意候、恐、謹言

六月廿四日

親家 書判

三ヶ尻藤七郎殿

右之書先年大坂江表具ニ登セ候處紛失、其節古き唐机之裏ニ写し御座  
候を彫付未入ニ仕持伝御座候を写候物考候處、三ヶ尻ハ田原家之侍と  
相見候、又溝部氏ハ田原家客分と申伝候、左も□□文面大友氏直參ニ

而田原家附人と相見候

有松氏

三軒

但系譜所持無御座候、鎗穂矢ノ根等ハ所持仕候、是ハ溝部氏家  
伝とも申、又ハ客分寄食の土の末とも申伝候由不詳候、古き塔  
など二苗字ハ相見申候

莊屋竹内氏 紀姓之由申伝候

家之紋、丸之内ニかたばみ きり紋 だきめうが

但感状・系図・書伝物都而無御座候、武内宿禰之末葉と承伝候へ

共一向相分之儀無御座候、役儀相勤候も何之頃ハ相勤候哉、古儀

不相分候、三・四代以前急火ニ而不残焼失仕候、書録之類其砌焼

亡仕候儀と相考候、世代相知候分左之通

十郎右衛門 代、居住屋敷之字を奥と相唱来候

右年曆、元龜・天正・文禄之頃ニ候哉、法者大庄屋役と申伝候

弥三郎

右、慶長・元和時分在役と相見候、此代迄大庄屋と申名目相見  
候

久兵衛

右、寛永・正保・慶安中在役と相見候、此時代者庄屋役と相見、

大庄屋ハ竹田津佐助殿支配ニ而御座候、以来之皆庄屋と申伝候

又左衛門 後忠右衛門と申候由

右、承応・明曆中在役ニ相見候

伊兵衛

右、万治・寛文・延宝・天和中在役と相見候、寛文二年御檢地

之時分相勤居 申候、帳面二名前相見候

藤太郎

右、貞享・元禄時分在役

吉右衛門

右、宝永・正徳・享保・元文之頃在役

牧右衛門

右、寛保・延享・寛延・宝曆中在役

卓右衛門

右、明和・安永・天明中在役

吉右衛門 在役中ハ逸藏と申候

右、天明・寛政時分在役

牧右衛門 始伊兵衛と申候

私、享和以来相勤来候

右先祖十郎右衛門時分元龜元年今文政九年迄凡百五拾七年役御  
相続仕来候、尤古代之 儀者相分不申候へ共、兄吉右衛門代村方  
相揆候儀御座ニ付□被召上、中村庄屋政右衛門 江御預ケニ相成  
居、其後私ニ役儀被仰付候

(附録)

御断申上庄屋屋敷被下竹木之事

一 松五寸角木拾本 但柱木式間ニメ

一 五寸角木四本 但はり木長式間

一 丸木柱一本 但棟木

一 丸木柱四本 但桁木

一 丸木柱六本 但しさす木

一 五寸角木五本 但し大引木式間

一 中杭木四拾本 但し四本□

内式拾四本□竹二代リ

一 から竹八束

右、来浦村惣右衛門、去酉正月火災逢候に付、屋敷式間三間分材木御定□□御渡  
し被下候様ニ此如ニ仰上可被下候、以上

宝曆四年戊正月十九日

来浦五郎助

渡部源右衛門

佐藤彦兵衛殿

次藤次郎太夫殿

御郡所

(裏書)

表書之通山小奉行・山目付・庄屋・山之口立会改可相渡候、以上

戊二月五日

高橋清右衛門

3 「成仏村明細記」(文政九年・一八二六) ○個人蔵

「表紙欠」

国東郡

国東郷成仏村

一方境

東西

東下成仏境鶴小谷今西大だけ林下権現之鳥居迄式拾七丁程  
其今大嶽辻村境迄拾丁程合三拾七丁程

南北

北下成仏・藁藁□□境御所陣東□□地今「」宅西  
小谷二「」

南西

「」

西面

西榎ヶ多尾今両子堂山尾辻「」尾辻ニ登り北之方赤根  
村境犬鼻道辻ニ出、観音嶽辻ニ引立、御領岩戸寺境尾辻下  
り藁藁境清瀧観音東岩之辻迄三拾丁程

北西

西清瀧観音東岩之辻藁藁境今東岩之辻通り地蔵か尾往還  
辻、夫今大塔迄尾辻下り夫今雄渡牟礼北平七合目程横道境、  
東之方雄渡牟礼瀧落之処今尾辻境ニ成御所陣之東論地迄三  
拾丁程

四方丁数ノ百拾五丁□数ニテ三里七丁

一道法

南「」

西「」

観音堂迄拾九丁

旗尾辻迄三拾四丁

犬鼻辻迄三拾五丁

地藏办尾辻迄廿四丁  
文殊仙寺迄廿九丁

赤根村庄屋宅迄凡卷里七丁程

北 藁蓑庄屋本迄拾九丁半

来浦御素屋迄卷里四丁半

一 惣 高 五百式石七升六合四夕

此畝六拾貳町七反六畝貳步

田高 三百廿「」

内 畑高 百八拾「」

三石式斗卷合「」

此田畝三反「」

拾八石九斗八升七合三夕

此田畝貳町卷反三畝八步半

卷斗卷升六合

此畑畝三畝廿六步

屋下「」

野地移屋下

御赦免

八拾三石三斗三升三合式勺

此畝拾貳町貳反卷畝卷步

永損

田高五拾八石式斗式升八合七夕

畑高廿三石卷斗四合五夕

此畝五町三畝廿步半

此畝七町卷反七畝拾步半

高ノ百三石六斗三升八合

畝ノ拾四町七反「」

田高六拾壹石「」

此畝五町三反八畝五步

畑高「」八夕

此畝九町三反四畝拾五步

残 三百九拾八石四斗□□八合四夕

此畝四拾八町六畝拾貳步

田高貳百五拾八石九斗八合九夕

畑高百三拾九石五斗式升九合五夕

此畝廿町三反三畝貳步半

此畝廿七町七反三畝九步半

式斗六升六合八夕

田高卷斗九升八夕

畑高七升六合

此畝壹畝拾三步半

此畝壹畝三步

宝曆十二年  
年、当損

式斗八升三合三夕

田高五升

畑高式斗三升三合三夕

此畝拾步

此畝四畝

明和四亥年  
年、当損

卷斗四升

田高六升

畑高八升

此畝廿步

此畝壹畝拾步

寛政四子年  
年、当損

五升九合

此四畝□□拾七步

文化元子丑兩年御免  
米被下敷同三寅年今年々当損

卷斗三升五合

田高七升五合

此畝拾五步

文化十三年今年々当損





農家 百三拾八軒

庄屋・山之口・弁差共二

一人別 内清僧老人 男貳百九拾人 女貳百九拾人

但、田畑畝高合男女込老人二付高畝

一牛 百拾疋

但、当時村中馬無御座候

一山林 仙觀嶽辻本所高拾丁程

但、卯方二両子嶽又ハ大嶽□谷杯申候、此辺之高山二候

雄度牟礼<sup>〜ママ</sup> 高八丁程

牛嶽 高八丁程

觀音嶽 高五丁程

大平山嶽 高八丁程

烏帽子嶽 高四丁程

前嶽 高貳丁程間

但此分当村懸り高山二候

大嶽之内、尾末仏岩こうふり小山松が多尾岩なめり□谷亀石等之谷

〔木敷候へ共、珍敷木ハ無御座候、格別之大木も相見へ不申、櫻木ハ候得共延惡之用立候ハ少キ候、右南之地ハ沢山ニ御座候、葺草ハ里之山ニも出来申候

一薪

但山中候得共払底候、他村分買入ハ不化候得共、漸々間合候、残

木ハ少、宛年分売出候、上分ハ竹林候而時分ニハ竹売出候

山畝七町五反五畝

御年貢米三石三斗貳升三夕

廿ヶ年請山

藪畝貳反七畝

御年貢米五斗三升六合三夕

請藪

葛草

但、村内沢山余分御座候

一川流

西赤根村境犬鼻之下分觀音堂下落合迄東ニ流れ拾丁程、南旗か尾

下分同所迄北東ニ流七丁程、北清滝觀音分こう之森落合迄南東ニ

流八丁程、此三谷合本川ニ成觀音下分下成仏境鶴迄西南間分北東

之間流れ拾九丁懸流れ、犬鼻下分廿七丁当谷川ニ助田深浦迄

凡三里

橋七ヶ所

成仏寺前川

飛石橋

同寺西渡り

土橋

田仲後

飛石橋

床波東

飛石橋

同所西

飛石橋

こふ森

土橋

堂之下前川

飛石橋

井手拾七ヶ所

但此橋先年分土橋之處近年洪水ニ而損シ当時飛石橋

長五間

長五間

長七間

長四間

長八間

長四間

長七間

長五間

長七間

向川原井手 水懸ケ

東田井手 同

市只井手 同

西田井手 同

佐藤頭井手 同

前畑井手 同

正ノ田井手 同

同 新井手 同

成仏□□井手 同

立岩井手 同

田中井手 同

神田井手 同

川原田井手 同

床波井手 同

前半井手 同

ごふ之森井手 同

割尾渡井手 同

但迫田之分ハ天水場ニ而候

一 産物

但山芋・うと・わらひ・紫根・鬘・「こんにやく玉」・かすら・風とう蔓し  
つと・風蘭・せつくくしのぶ・半夏其余ニ無御座候、尤当村第一之産物は  
鎌倉柴胡ニ而御座候

一 村形

但西ノ方大山ニ而南北ニ広く、東ノ方雄渡牟礼前山谷出ハ谷幅狭く、全躰  
山陵斗ニ而例年水損勝、山迄ハ日損場も候へ共畝方ハ日照ヲ好ミ候畑方も  
同様、毎年ニハ米作御座候

一 地所

三郎

鬼石 但、丸石ニ而高壹丈余、少シ鬼面之形相見へ候、庄屋宅後之

山中ニ有

白はげ

長刀石 但、大石ニ者無之候得共、長刀形故名ニ呼ひ申候

かと石

失穴 但、平谷東平ニ壹丈程穴寄付無之場所、口之広壹丈差渡シ、

深さも壹丈余ニ相見へ、大穴ハ里人之申伝も候得共、不都合

故不相記

ときり石 但、割尾山之背ニ有、高さ壹丈余、長横共ニ壹丈程、頭ニ股

ニ出候大石

大嶽止

目付石 但、大嶽本所分北之高み、あかね村境ニ有也、高壹丈余之大

石、晴天ニハ宇佐近辺ニ相見候

岩後

雉岩 但、田居中ニ差出候、岩高さ百間程、廻り凡百廿間ほど、下

方ハ小竹はへ付、上ニハ木張り過松有之、里人天狗羽やすめ

と申伝候、風蘭せつくく、石南花杯沢山ニ取付、風流無双之

岩ニ而候

古家形跡式ヶ所

但、豊畑・登間両所有之、里人城跡と申伝候得共、屋敷跡と  
相見へ候、唐堀杯之様(マゴ)も相残り、焼物割れ散り残り居申候  
但、延享元年甲子八月十日、雄渡牟礼山ノ山汐湧出、此谷筋

洗ひ流し、其節有合候人家六軒押流され、九人相果候、珍敷

事故記置候

一 古戦場

雄渡牟礼

但府内大友豊前守親繁三男備前守親治築城之地と承伝候

雄渡牟礼城

大友十六代五郎左衛門大夫政親菴子修理大夫材親家督相統早世、伯父備前守親治高崎城今府内ニ移家督繼、十八代目之城主ニ成、其子修理太夫親元ヲ八世子と先主材親嫡男修理太夫義鑑高崎ニ有、豊前妙見嶽城主田原中務少輔親述・杵築城主木付紀伊守親実と謀り、永正二年乙丑府内城ヲ攻メ親治夜中府内落、飯塚城主田原中務少輔親述ヲ頼り、其後雄度牟礼山之裾ニ坂城ヲ構へ、唐堀堀櫓カキ上廉かき繕ひ廻し、両子・文殊・成仏寺衆徒、蕨野・長野・熊毛・岐部・伊美并床並・影山等ヲ押領ス、八ヶ年過候、此辺田原親述領所ニ着度、府内ニ訴たるニ依而永正十年戊酉八月府内今吉弘石見守直氏・寒田三河守親博・田原親直・親述軍兵ヲ卒シ蕨野ヲ本陣とし攻候ハ影山四郎左衛門近末案内者ニ而間道今寒田三河守手之兵ヲ引て火ヲ放つ、親治雄度牟礼山上ニ逃登り、暫く□□戦へ共、つひニ彼軍嫡子修理太夫親元・二男五郎親敦始、本庄九郎左衛門末満・永松刑部太夫政清・本田与四郎興英・竹田津兵部丞政時以下三百余人討死、備前守親治・同三男草地十郎重治・藤原信濃守近清・太田民部少輔・小田原四郎安国・長野次郎左衛門助元以上六人、雄度牟礼落、由布嶽之麓塚原迄落行申候、朝見・由布二郷之者共大勢押懸、六人皆此所ニ而自害

始陣取之処御所陣と唱、堀跡・石垣等相残候、尤此所者藁糞分ニテ御座候、雄度牟礼之迂ろくニ切ならし候分式反面も相見也、此処ニも焼物割杯□□御座候

雄度牟礼之西裾地藏ヶ尾、往還之東ニ小岩立懸り、戸口ことく明きたる処有而、里人針の耳と唱候、此穴門ニ似てる故、山の名を小門山と書、おとふれと読、ふれ八山之名之よし申説候へ共、慥ニも相聞へ不申候

神社仏閣

但、間敷之儀往古より治政之節内法又者外法ニ而書上ヶ少々宛違ひ御座候、此度当時之間敷外法リヲ以相印候

金分

獅子天王宮

神 殿長七尺八寸 横五尺六寸 小坂葺  
上 家長 横 茅葺  
拜 殿長五間 横貳間 茅葺  
石鳥居 一基高 横

天神社

右小社同拜殿之内有

祝主 下成仏 桜木左太夫

支配人 長左衛門 源助

氏子 四拾軒

祭礼 六月十五日 十月十五日

但、兩度主ニ祝詞、神奏人・村役人・氏子寄合造酒神徳頂戴

祝主今神人拾人江山茅壺本宛渡置、祝詞後笏ヲ上候ヲ相図ニ被聞追立候、是を榊追ひと申旧例ニ候

当社勸請之儀ハ養老年中文殊菩薩渡朝之時乗所之獅子此宮ニ祭ると申伝候、其事ハ正しからず候へ共古所ニ者候段承伝候、上棟札古キ処相見へ不申、延宝之札、左之通

上棟于時

維時延宝元癸丑曆大宮司甚助小宮司麻生長右衛門

上棟奉建立桜吹河内金脇山神獅子天王社一字之事

当御大檀那源朝臣直繼公御武運長久祈処

十一月吉祥日祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□

御代官大田想兵衛尉御惣庄屋桜木覚兵衛和氣次房

維時天和三年癸亥御代官清本伝兵衛、小庄屋有松次右衛門、大庄屋横手平

内上棟奉建立豊後州国東国崎郷成仏村上諸吉山神獅子天王御神楽座一字  
当御大檀那源朝臣重頼公氏子各々敬白

十二月十一日祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□

大宮司金脇宮内

小宮司麻生長兵衛

うら二筆方桜木甚六清玄

維時宝永七辛酉曆御代官井上平兵衛

御惣庄屋小串兵右衛門

小庄屋森重彦治

上棟奉建立桜吹河内金脇村上諸吉山神獅子天王社御宝殿一字

当御大檀那源朝臣重形公御武運長久祈処氏子村中男女各々敬白

祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□

大宮司甚助

小宮司麻生長兵衛

維時寛文三癸卯曆大宮司□□

願主麻生□右衛門

御代官白井巳右衛門尉

上棟奉建立櫻吹河内金脇村山神獅子天王御宝殿一字之事

当御大檀那源朝臣直次公御武運長久祈処氏子村中□□敬白

九月吉祥日 祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清繼

小宮司麻生長兵衛 御惣庄屋櫻木寛右衛門

右板之裏書

本宮始貞和四年戊子八月廿二日之時願主平太夫道弘□□太夫後再興応永十六  
年丑十二月初□、亦後上諸吉□□社一字建立□延徳四年壬子三月廿六日大願  
主弥次郎大工次郎右衛門尉森貞、大檀那藤原朝臣親宗為後記古棟木写事、寛  
文三年九月十八日建立棟帳庄別板筆覚和氣清長

延徳四年子三月廿六日 大願主□□郎、大工次右衛門尉森貞敬白  
上棟豊後国東郡上諸吉当所山神社当一字信心  
大檀那藤原親宗家門繁昌祈処

大檀那藤原親宗家門繁昌祈処

右板之裏二

本宮始年号貞和四年戊子八月廿三日、其時願主平太夫道弘、四郎太夫、後再興  
応永十六年己丑十二月初□為後日如此

御証文之写

寛文六丙午年御免

高五斗四合

しう田

四ヶ所

田畝五畝拾八歩

右開発之地先規之通恒例祭礼為供料被附置、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神宮支配人

祭

但、例年七月十四日、当村・下成仏・見地三ヶ村今四拾式人罷出、下成仏庄  
屋宅二而益揃打当社二而興行、三ヶ村役人立会、先年八大庄屋出席其後年番  
庄屋出候、当社相濟候後下成仏天神・見地村楽庭式所二而打申候、其訳八相  
分不申候

岩後

山神宮

神 殿長三尺 横四尺五寸

上 家長 横

拜 殿長四間 横貳間

石鳥居 一基高 横

但

茅 葺  
茅 葺

祝主

櫻木兵部太夫

支配人

与市

政右衛門

氏子 四拾軒

祭礼 七月・十一月初申

夏祭り祝詞斗、祭り神楽二季共二社人・村役人・氏子寄合、

造酒・神供頂戴

但、勧請不相分、古き上棟等相見へ不申候

于時享保十六年亥十月

御代官財前三郎右衛門尉

大庄屋小串四郎兵衛尉

御大旦那松平市守

本社上棟奉再興山神宮御宝殿一字

源朝臣重実公御武運長久如意安全

祝主 櫻木兵部太夫 和氣清繼

其餘無用分略之、庄屋□前後年書入候有人陳也

神殿再興上棟札、其後相見へ不申候、上家再興寛政十年午四月、拜殿再興

明和八年辛卯三月、石鳥居明和元年甲申十二月、同文化七年庚午九月、右棟札四枚有之候得共、書留候程之義も不相見略之

御寄附御証文写

寛文十庚戌年御免

高八斗七升八合八勺 しゃうの田・つきの小測・立石之前川・川原

田・小そひた 八ヶ所

田畝九畝半歩

下田三畝拾壹歩

高三斗五升三合三勺

下、田五畝拾九歩半

高五斗八合五勺

右、先規之通当社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神 支配人

宮本

山神宮

神 殿長五尺 横四尺五寸

上 家長 横

拜 殿長三間 横貳間

石鳥居 一基高 横

但

茅 葺  
茅 葺

祝主

櫻木左太夫

支配人

長吉 八蔵

氏子 八拾軒

祭礼 六月・十月中の申

夏祭祝詞斗、冬祭り神楽二季共二社人・村役人・氏子寄合、  
造酒・神供頂戴

但、勧請由来不相分、上棟等古き処ハ不相見へ、明曆中之上棟左之通

維時明曆三天丁酉八月時正吉祥日 祝座主櫻木□太郎

上棟奉造立成仏河内山神御神楽屋一字之事 当御大檀那御武運長久

大願施主富来角右衛門尉和気清繼 施主小庄屋有松六右衛門尉

元禄二年己巳十一月十一日神殿再興棟札大庄屋横手平内・小庄屋京乱彦作等

名前相見へ候、相違之義も無之二付略也、其後文化十二年亥四月神殿再興上  
棟札有之候得とも略之

石盤

山神宮

石小社

拝殿長横

祭礼相極り候儀無之候

山神 支配人

茅葺

祝主 櫻木左太夫

支配人 さん

氏子

勧請由来不相分

御寄附御証文写

寛文六丙午年御免

高老石四斗壱合七夕

田畝壱反壱畝三步

内

下田式畝四歩

下、田八畝廿七歩

右、先規之通当社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納旨如件  
文化元年子六月

つきのこふち・谷そふ前・ばん□田小久保・

芋の尾・岸の下・赤根田・古□堂・西小畑

田畝壱反壱畝 赤根田等 七ヶ所

高式斗三升四合七勺

高八斗七合

高橋亦作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

御寄附御証文写

高老斗式升

下、田壱畝拾歩

右開発地先規之通被附置訖、全可被致社納之旨如件  
文化元年子六月

立岩前川

壱ヶ所

高橋亦作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神 支配人

仏岩

権現宮

神体立石

但、先年ハ神体無之、只大巖をさし神体といたし候処、下成仏円覚  
 と申□□□之山伏石ヲ立神体といたし候、右様之義ニ候得共、一旦  
 崇ル事ふへ取除不申、其候ニ差置候

石鳥居 一基長横

但、是ハ先年今□□□□

金毘羅拜所殿長九尺 横壹間

茅葺

支配人 岩藏

京都比叡山天台宗

成仏寺 山号竜下山

但、御目見仕不來候、住職隠居□官職上京、□請等都而願書差出候節ハ  
 僧頭村役人寺選印ニ而御代官・御郡奉行衆・寺社奉行衆〔 〕差出  
 來候

本 堂長六間 横四間貳尺

茅葺

客 殿長貳間半 横四間貳尺

茅葺

護摩堂長貳間 横四間貳尺

茅葺

庫 裏長五間半 横四間半

茅葺

本尊不動聖 木仏立像四尺程

當時現住 法順

順道

阿弥陀堂長三間 横貳間

茅葺

木仏彩色座像三尺程

御寄附御証文写  
 寛文六丙午年御免

講 堂長五間 横四間

茅葺

本尊觀世音木仏彩色立像

高尙斗七升七合

鎮守妙見菩薩

右、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

石像を石之内ニ安置

文化元甲子年六月

高橋又作  
 増田藤八

当寺開基養老式年戊午仁聞菩薩申伝候、毎年正月五日鬼会、修行天台僧人  
 峯之節止宿場、住職正保元年以來ハ相分候得共、其以前相知不申世代左之  
 通

豪尊

豪賢

清順

豪泉

宥円

敬寛

敬順

慶桓

良純

泰純

順清

順応

順澄

法善

豊嶋左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

成仏寺

本尊

成仏寺持

堂主 瀧蔵

但、建立年号不相分

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高尨斗八升

下田式畝 桐ノ木・田ノ口 式ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

但、建立年号不相分

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高尨斗式升

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文蔵

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

地蔵 支配人

岡田

愛染堂長式間半 横式間

本尊 木仏彩色立像 高さ三尺

禅林寺持

堂主

但、建立年号不相分候得共、此地ハ古所之由申伝候、昔ハ愛染谷ニ候処山汐以前只今之場所に移し候由、寛永三年上棟札ニ処損し後年書改候のよし相見へ候、則左之通

当御国務細川越中守源忠利尊公御武運長久 願主野花六郎兵衛、御務庄屋

内畑

観音堂長式間 横九尺

茅葺



富来源右衛門、名主金脇甚助  
上棟奉造立豊之後国東郡成仏愛染堂一字事 願主宝珠広善□比丘、村司桜木兵助・  
大工吉松藤左衛門

于時寛永三年丙丑二月九日 堂別当新兵衛

裏二

寛永三年正月十八日ヨリ初二月十一日迄成就、大願主桜木兵部太夫宇佐安羅  
堂別当新兵衛子與三郎  
弁差金脇甚助・孫助

来浦捌成仏村

愛染堂 支配人

清瀧 観音

相極り本尊無之、自然石□□□之通御座候堂無也、観音嶽東森下二候

成仏寺持

支配人

御給人

- 墨木助右衛門
- 野華新次郎
- 伊藤千右衛門
- 同 浅右衛門
- 同 文蔵
- 以上五人也

文化元年再興上棟札候得共略之

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高九升

下、田志畝 左藤頭田 老ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置訖、全可被致収納之旨如件

文化元甲子年六月

- 高橋又作
- 増田藤八
- 豊嶋左近衛門
- 大原文蔵
- 平井一郎左衛門

草の庵

庚申堂長 横

茅葺

石躰切石之面ニきさみ付

堂主

一 姓 氏

桜木氏

但、庄屋別家二候

三軒

影山氏

六軒

但、雄度牟礼「陣」之時寄手ニ加リ候影山四郎左衛門□末末葉也、  
其後細川候御領国之頃迄ハ由緒も細く相分候趣ニ候得共、近来ハ印  
候ものも無之所ニ而申伝来候斗リ御座候

森重氏

八軒

但、由緒者相分不申、先年分唱来古き書もの等ニも段々相見へ候、  
尤先庄屋此家分相勤、当時も此内分数代下役勤来候

麻生氏

貳軒

是ハ四家ニ而所々棟札其外書物ニも相見ヘ候、尚又持伝候感状類之写

〈写真欠失〉

岡松氏

八軒

但、由緒不相分、先年ハ唱来候

清原氏

五軒

但、由緒不相分、先年ハ唱来候

野花氏

三軒

但、大友氏領国之頃ハ細川候御領地迄郷土之類ニ而相勤候哉、其頃給人ト唱候由、古キ上棟札ニ野花一郎兵衛新二郎杯相見ヘ候、忝人ハ肥後江罷越、忝人当所ニ相残り候、子孫□□申伝候

桜木氏

庄や 三平

姓和氣

家之紋丸之内ニ花次洵

但、下成仏村庄屋同姓、祖父新右衛門当村先庄や乙右衛門不勝手退役後庄屋役被仰付候

新右衛門

但桜木兵左衛門二男、幼年之節御貧窮ニ而富来浦町家へ十四才ハ四年奉公、夫を元手とし田地受返シ家竈普請等出精致、四拾才之夏役義被仰付廿貳年相勤引替リ候、其節村方百石余未進役中ニ相片付、先庄や借用三拾石是又引受納所、役所諸帳面調書、其余愛染堂・成仏寺寄進物大般若経以下数、寄進、村内所、堂院建立、下成仏禪林寺・稲

宮・観音寄進物、文殊・両子寺・泉福寺常夜燈寄進、其余桜宮・秋葉・興導寺・本護寺・大恩寺涅槃繪・長野大聖寺木仏、屋山長安寺・求菩提山等諸所々寄進数、之進ミ候、六拾才之時役義御免、夏六月高野山西生院ニ罷越出家と成、同所ニ於て寄進七年同所ニ而仏事相營、天明元年丑十月廿一日同所ニおゐて入定致候、其節西生院書面長手トハ候へ共珍敷候故、左ニ写

一筆啓上候、先以秋冷候御座候得共、弥御安全ニ可被成御座□察候、然者観照房義去朝野院江願旨有之承候処、元来拙僧登山仕候義、是迄一切御咄しも不仕候得とも七ヶ年も御山ニ相勤候ハ、高祖大師御入滅之通ニ入滅可仕候、国元ニ而登山仕罷在候得共、近年御寺も普請彼是ニ付去年ハ延引致罷在候処、当春以来今日、齡リ此分ニ而者中、当年中ハ存命得致し申間敷左候へハ兼而之念願も成就致不申、左様ニ候得者一生之残念、依之十月廿一日二者入滅致候可申間、左様御聞可被下也、今朝観照坊被申候ニ付野院も甚驚人候、先左様之存心御無用と留候へハ、いヶ様被仰下候義も拙僧一生之願大師も右之御入滅之処御差留メ被下候段乍憚□□奉存候と被申、是非十月廿一日二者いヶ様ニ御留被下候而も入滅可致、是非御留メ被下候得共格別之存心御座候と被申候、依之野院も法願之事差留メ候而ハいヶ様之事出来之程難斗、依之観照坊江野院申候者、先国元幸次郎殿并定助殿江右之段御届ケ申上候事と申候得者、其段ハ兼テ申遣置候間弥、十月廿一日ニ入滅致し候趣御申遣し被下候得者宜と被申候而、何分十月廿一日二者大師之通ニ入滅可申由ニ而いヶ様申候而も得心不申候、兼而左様思召可被下候、去依万事入定之化法等□□ニ付近日ハ兩庄諸用「□」可申候、左様之事ハ高野山ニ而も毎年も有申候事ニも無之、五ヶ年ニ忝人程者有之事ニ候へ共野院方ニ而ハ覺不申候、自身日、支度被致候、野院ハ不及候、寺内之者共も此節右之様子承リ御立ハいづれも甚残念至極と計申□野院義幸次郎殿ニ而も御登山有之其上之事と色々申談候得共老人之八ヶ年も此方右之覚悟

相定老年延引ニ相成段ハ御当寺普請中一年ハ見合罷在候大師様・本  
尊様御再建も当月中二者出来不申、兼而此段も国元江申遣し置候得  
者、此段も近日此上者残申心少シ無申候御聞濟被下候上ハ生、世、  
大願成就難成ニ斗ニ而十月廿一日之入滅日之□□兼申候、右之通御  
座候得共出家之大道人心過申事二者候得共甚残念不過申候、野院共  
ケ様ニ存心ハ無申候、觀照坊ニ野院も□□り度存候、頓首

九月廿七日

高野山

西生院

桜木幸次郎殿

甚助殿

養子

幸次郎

後改名平内

其子

當時在役仕候

寿三郎

後改名三平

右者御尋ニ付書上候処相違無御座候、以上

文政九年戊□

成仏村□□

三平

## II 寺社関係資料

ここには四点の史料を収載した。

まず1・2は、清流川が貫流する国東市国東町大字小原のうち、上流域にあたる上小原の庄屋平尾家に伝来した史料である。ともに、表題はなく後掲の表題は内容をふまえた上で編者がつけたものである。

1は竖帳仕立てで紙数は四丁、上小原の神をまつる社を書き上げたものである。ここには、天神宮のような鎮守だけでなく、小規模な石祠のみの社も網羅されている。本文をみるとわかるように、各々の社には「森主」（守主の意味であろう）が記され、地域の人々によって社が管理運営されていたことをよく伝えている。

次に、2は1と同じく竖帳仕立てで紙数は五丁、上小原の仏をまつる寺院や小堂および寺院に附属する鎮守を書き上げたものである。ここでも1と同様に、上小原に所在した仏をまつる施設を網羅し記している。ともに、表題はなく、今回各々の内容から1を「上小原神社小祠等書上」、2を「上小原寺院仏堂等書上」と名付けた。

こうした1・2の内容からして、両者はセットで作成されたものといえる。ちなみに、2の末尾には天保七（一八三六）年の年号があり、これをふまえると1も同時期に作成されたものと考えられる。また、これらの史料は、本文中に抹消部分があることから、控もしくは下書という性格のものといえよう。なお、翻刻にあたっては、抹消部分は省略したことをあらかじめお断りしておきたい。

次に、3と4はともに文殊仙寺（国東市国東町大字大恩寺）の住職日記である。既に、文殊仙寺の住職日記は、昨年度刊行した『豊後国国東郷の調査 資料編』に天明元年のものを収載したが、これは前欠で年間を通じた寺の姿を充分に捉えることができなかった。そのため、今回は近世寺院の年間行事や生活などをするのできる二つの日記を掲載した。内容面で一点のみ指摘しておく、寺の田地の田植や「なぎのふ」と記された焼畑の管理など、農事に関わる記述が散見されることが注目される。特に、焼畑に関しては、一八世紀後半から一九世紀初

焼畑の記録として興味深い。

### 〔凡例〕

- ① 体裁は原本に従ったが、改行および闕字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめ活字を小さくして表現した。
- ② 用字については基本的に常用漢字に直した。
- ③ 変体仮名は、夕（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外は平仮名に直した。
- ④ 翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補った。
- ⑤ 宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、（マ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。
- ⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「」で示した。
- ⑦ 本文が記述された後、挿入された文言については「」でくくって表現した。また、挿紙についても同様に「」で示した。
- ⑧ 頭注については、文言をへでくくって表現した。

1 上小原神社小祠等書上(年未詳) ○個人藏

小原手永

上小原

一 拝 殿式間 三間

但茅葺

一 鳥 居高サ八尺四寸 廻り三尺四寸

奉造立

庄屋

彦兵衛

一 天神宮

但祭礼日六月廿五日 九月廿五日

森主

茂吉

桜木遠江

石生

宝曆十二壬午天四月良辰

氏子中

一 本 社九尺 九尺

但、家根板葺さや式間半 三間

茅葺

石生

一 弁天宮

社僧

興導寺

一 拝 殿式間 三間

但、屋根茅葺御供屋九尺 式間 造続

但祭礼日正月廿日 六月巳日 十月亥日

森主

山之口 文八

一 鳥 居高サ八尺三寸 廻り三尺式寸

奉造立華表

氏子中

一 本 社四尺 五尺

但家根板葺さや九尺 式間

茅葺

享保九甲辰天六月廿五日

一 拝 殿九尺 式間

但家根茅葺

一 御証文地 下、畑巻反

一 鳥 居高サ七丈七尺 廻り三尺六寸

為所能願止而天不成登至無事伏祈武運長久

宝曆四年甲戌九月如意日 氏子中謹立

神主

松木主税

一 山神宮 但祭礼日十一月中ノ申

森主

庄屋 素助

一 本 社三尺 四尺

但家根板葺さや式間 三間

茅葺

石生

一 山神宮

神主

桜木遠江

但祭礼日六月初申ノ日 十一月初申ノ日

森主

順藏

一本 社 石社貳間四寸 貳間五寸

但家根板葺さや九尺 貳間

茅葺

一 鳥 居高サ八尺七寸 廻り三尺九寸

天下泰平 国家安民

宝曆十一己未二月吉日

氏子中

一 歳之神宮

但祭礼日六月十四日 九月十九日

神主

松木主税

森主

岩助

一本 社貳尺八寸 壹尺八寸

但家根板葺さや七尺 八尺

茅葺

力堂

一 貴船宮 石社高サ壹尺八寸 横三尺 入貳尺

神主

桜木遠江

森主

達藏

但祭礼日六月十四日 十一月十四日

□崎

一 貴船宮 石社高サ壹尺貳寸 横壹尺角

神主

桜木遠江

森主

文藏

但祭礼日十月九日

一 稻荷宮 石社高サ壹尺四寸 横壹尺角

神主

桜木遠江

但祭礼日二月初午日 八月初午日

森主

利八

一 黒尊石之太麻(ツマ)

神主

桜木遠江

但祭礼日十一月廿二日

森主

文作

中尾

一 金毘羅宮拜所 石社高サ壹尺貳寸 横壹尺角

森主

角藏

同所

一 偷(ツ)賀權現拜所 石社高サ壹尺貳寸 横九寸角

森主

同人

力堂

一 金毘羅宮拜所 石社高サ壹尺貳寸 横八寸角

森主

達藏

2 上小原寺院仏堂等書上(天保七年・一八三六)○個人蔵

大陽山安国寺末

一 禪宗東方山保福寺

上小原

御証文附 高九斗七升三合五勺 下ノ田卷反式畝四歩半

本堂 二字一軒 長五間五尺

庫裏 横四間

但以前瓦葺、宝曆十年焼失後茅葺

本尊 藥師如来 御長壹尺五寸  
木仏座像

作者不詳

開山 淵室守源禪師

開基 保福寺殿前備州太守居叟保安 禪定門 神儀

半鐘 指渡八寸式寸 豎一尺一寸六分

銘

小鐘(三)虚受 円心無方 晨昏齋報 聞性響長

見養徳□林□識

見住何縁

門 瓦葺

但、宝曆年中焼失後未建

保福寺鎮守

弁天宮

豎一尺五寸

一 床浦宮

三神一字 石社

横一尺五寸

天神宮

神体自然石

保福寺

一 觀音堂

長式間

横一間半

但以前瓦葺、宝曆年中焼失後茅葺

本尊 正観音 御長一尺五寸  
木仏座像

作者不詳

脇立 同断 作者不詳  
木仏座像 御長九寸

左 弘法大師

右 十六羅漢 御長一尺九寸

保福寺山嶺

一 天照皇太神宮 岩 洞高三尺 横式尺五寸

神体 日鏡

石神門 額二太神宮 柱二鹿鳥氏

但 高七尺

石生谷保福寺支配

一 不動堂 長三間 横一間半

茅葺 兩助  
堂主

本尊 不動明王 御長八寸  
木仏座像

作者不詳

野在山保福寺支配

一 虚空蔵菩薩 弥七  
堂主

仏体 自然大石

平石

一 大日如来石堂 豎一尺四寸 横壹尺

仏体 石仏 御長八寸  
座像

□ 助  
堂主

作者不詳

野在西山

一 地藏大土石堂 竪三尺 横貳尺貳寸

立像 石仏 御長貳尺

作者不詳

堂主

政左衛門

協立 虚空蔵 御長八寸

木仏座像

作者不詳

安国寺末平石

一 正寿庵長貳間 横一間半

萱葺

堂主

音松

同所

一 勢至尊石堂 竪貳尺四寸 横一尺四寸

座像 石仏 御長八寸

作者不詳

堂主

同人

同寺末平原

一 慈業庵長貳間 横一間半

萱葺

堂主

八百蔵

同所

一 弘法大師石堂 竪一尺九寸 横一尺四寸

座像 石仏 御長九寸

作者不詳

堂主

同人

同所

一 慈雲庵長一間半 横一間半

萱葺

堂主

谷蔵

本尊 地藏菩薩 御長一尺一寸五分

木仏座像

作者不詳

保福寺末力堂

一 福巖山照陽軒長貳間 横一間半 萱葺

御証文附高卷斗貳升 下畑三畝

堂主

繁蔵

天保七年

申

本尊 地藏菩薩 御長貳尺六寸

石立像

作者不詳

保福寺末木別頭

一 金剛山普明寺長貳間 横一間半 萱葺

木仏座像 本尊 觀世音 御長八寸

作者不詳

堂主

弥七



3 公用并諸用控(天明二年・一七八二) ○文殊仙寺藏

天明二歳  
現住永順  
公用并諸用控  
当山  
壬寅 知事

同 大聖寺ニ而手永護摩相勤当山不残出仕致候、法席之次第開白導師大聖寺・初夜護摩文殊仙寺、翌廿七日日中大般若導師文殊仙寺・朝護摩導師成仏寺

手永祈禱布施之控

- 一 四匁 院主 貳匁五分 中之坊
- 一 壹匁 円了房 貳匁 勸教房
- 一 貳匁 六位 文殊仙寺家来五分
- 一 十二日、大恩寺友左衛門方江祝言の祝儀貳匁
- 一 廿六日、岩榮吉方江祝儀四匁致ス、是又祝言致儀(一)
- 一 同日、扇子箱来浦十五郎殿江金吾殿祝言祝儀致ス
- 一 廿九日、六位入行始ル
- 一 元日、中之坊江年始二行、雜煮出ル
- 一 同 貞助方ニ而も雜煮出ル
- 一 十七日晚、加左衛門方江雜煮若飯ニ被招也
- 一 十日、老師百ヶ日ニ付兩子寺様請致
- 一 御布施八匁、仏布施壹匁、布壹反上ル
- 一 但シ伴僧三匁家来壹匁
- 二月
- 一 三日、成仏幸次郎殿高野参出立、餞別貳匁致
- 一 四日、彼岸中日堅来且中寺参り例年之通
- 一 十五日、長野光明寺七高祖勸化ニ錢十匁出ス
- 一 十七日、安岐福田屋儀兵衛倅藤重郎見ル、酒老樽・銀札貳匁持参致ス
- 一 十二日、六所権現石担成就 願主中之坊 日音院 施主作治郎
- 一 廿三日、講堂之底分金輪檀迄杉苗四拾本植ル、苗長の清七方分壳寄七代銀老本ニ付五文六分、但シ頭苗五尺程有リ
- 一 廿日、長野小右衛門惣髮山伏許致候事、諦道卜名付候事
- 一 酒老樽大恩寺村弥作六位入行礼として持参見ル
- 一 大恩寺村金左衛門
- 一 酒老樽米壹升大麦貳斗持参是も六位入行礼として相見候事
- 正月
- 一 杵築出府、三日・翌四日ニ御礼例年之通相濟、其日帰寺致
- 一 五日、成仏寺鬼会相勤、六日当山鬼会、七日岩戸寺大門坊江罷越鬼会勤候事
- 一 九日、かつら原年始前、之通
- 一 十日、大庄屋許先例之通相濟
- 一 十一日、真行会例年之通相濟、門藏御祈禱使僧觀教房遣相濟
- 一 十二日、院主村庄屋許江年始ニ罷出ル
- 一 十三日、百手祭り拙寺勤ル
- 一 赤根村意哲老江江札として錢五匁年玉銀札壹匁五分出ス
- 一 十六日、般若講例之通
- 一 十九日、赤根判形六位遣相濟
- 一 廿一日、当手永判形、富来藏へ使僧遣相濟
- 一 廿二日、六位兩子寺江加行、使僧二出ス
- 一 廿三日、庚申座勤ム
- 一 廿六日、御札上福寿院取次、門田氏

一 長屋かべ繕ひ成仏治助寺工巻出ス

一 くりむね大風ニ而破損繕ひ成仏藤吉寺工巻出ス

一 廿八日、年行事回章到来、先達而本山回状灌具此節出来ニ付本山奉納被評儀、

来ル十四日岩戸寺山王会会席ニ相談ニ存候趣、年行事申来ル

一 本茅成仏喜代七世話ニ而巻勿二七メニ而三拾六匁がん買置也

三月

赤根村卯兵衛六位行見舞として酒巻樽持参、但シ宮〔一〕

一 中之坊病身ニ付隠居致度由、毎度被願候、右ニ付願之通隠居申付候

一 四日什物諸道具院主六位福寿院立会之上請取候事

一 後任六位と名付候而万事品々〔三〕院主請込置候事、猶亦當時円了房江中  
之坊看主申付候事

一 六日朝伊吉方江寺役日善院遣ス

一 権現堂葺替家根屋成仏治助・九平作料式勿当寺分出ス、まかなひ寺中□役繩  
かや山百姓中

一 七日、院主千燈寺・清浄光寺・靈仙寺泊り、翌八日実相院分心曆寺・無動寺  
・天念寺泊り、翌九日長安寺・富貴寺泊り、翌十日赤根村与助・作右衛門・

清兵衛方へ参宮祝儀致ス

一 十四日六位行見舞として浄満寺分餅米三升使里平りん

一 同日両子寺御出

一 同 白銀式勿五分 靈仙寺

一 墨巻丁 実相院

一 筆式本 祝儀式勿 清浄光寺

一 文銭式勿 中啓 心曆寺

一 半紙 扇子箱 天念寺

一 津並巻連 長安寺

一 右西組六ヶ寺御出、茶つけ出し酒出ス、何も同道致大門坊山王会江出勤ス

一 山王講、三匁院主・五匁観教房・五分日音院令奉納候

一 廿日、岩戸寺村安左衛門死去ニ付、千燈寺分以書状焼香ニ相立候様ニ申来候

間、尋自罷越候事

一 廿一日、来浦浜四国供養開眼江罷越候事

同月浜田屋瀧藏殿江普請祝儀として白銀式勿持参見敷候事

一 廿日、杵築天神坊入来、符左者に入巻つ持参見ル

中之坊屋しき

一 上ヶ 九畝拾八歩 高八斗式升四合

上米式斗五升九合式夕

かへ岩 一 下ヶ 四畝拾壹歩 高壹斗三升壹合

上米三升九合三夕

をぢさこ 一 下畑 壹畝拾七歩 高四升七合

上米壹升四合壹夕 畝ノ壹反五畝拾六歩 高ノ壹石四升式合

上米ノ三斗壹升式合六夕

天明式寅年三月

右中之坊隠居致ニ付田畑上米ニ而山作中江作り候様申付候事

一 廿五日、千燈寺御入来但シ礼物御持参

廿七日分本堂東居間うしろ厨の西長屋前手たつま葺替、廿九日迄相済、家根屋

上成仏手つたひ、岩戸寺村且中山中御料拾式勿出ス

一 此度長の和右衛門殿上京致付餞別として巻封進候事

四月分

一 朔日、千燈西之院祝儀巻勿懷紙巻包持参見ル

一 田深椀屋権右衛門文殊参詣立寄銀札式勿置候

- 一 二日分延巻連かつら原分買取代六匁出ス
- 同日めうと石七兵衛方江參宮祝ひニ巻匁五分祝儀致ス、
- 同日成仏寺院主殿へ式匁祝儀致、同日影山六平方江巻匁五分祝儀致ス
- 一 七日、長野和右衛門上京留主見舞巻樽出ス、此度山門灌頂仏具建立ニ付満山寺院銀奉納致へく之旨申來候
- 満山寺院奉納錢辻
- メ七拾文四百式拾九匁三分三厘
- 一 七十式匁 文殊仙寺 五歩 中之坊
- 一 拾四匁八分五厘 惣旦那中
- 右八寅四月年行司回章到來候寫置也
- 一 廿七日、六位護摩開關ニ法印招請之為メ院主兩子寺江罷越走路事、進物半紙 此外祝儀巻匁五分持參兩子寺入溜候留主以書狀申殘置候事
- 五月
- 一 三日分六位加行護摩開關ニ夜三日、同五日ニ結願護摩供廿三座執行、大衆兩子寺法印・兵部・成仏寺・淨満寺・大聖寺・円了坊・觀教房・院主
- 一 錢八匁 兩子寺
- 一 津並巻連 同断
- 一 白銀三匁 同断
- 一 錢貳匁 兵部
- 一 銀札一匁 兩子家來
- 一 錢四匁 大聖寺
- 一 同五分 大正家來
- 七日兩子寺江礼として林泉房遣ス
- 一 六日、本山寺納錢俄ニ取立かたく候間、堅來庄屋善助殿江惣旦中辻借り式拾目借用致候事
- 一 十日、当寺分奉納錢拾七匁三分五厘使以淨觀錢兩子寺相納候事
- 一 中之坊隱居日音院相果ニ付於本寺引受葬送法事九日分相勤十日仕上ケ
- 一 十一日晚分成仏寺ニ而伝教大師講組合打寄相勤候事、朝夕導師文殊仙寺
- 十二日、朝飯後般若転読導師文殊仙寺
- 十五日、大恩寺村金左衛門方江被為招請罷越候事
- 一 十六日、大般若転読致候事
- 一 此度本山奉納錢且中江割符被申
- 一 式匁式分五厘 赤根分九軒前 寅五月廿八日卯兵衛分請取
- 一 三匁 岩戸寺村分拾貳軒前 寅五月廿四日請取也
- 一 四匁七分五厘 成仏分十九軒前 寅六月朔日良助持參請取
- 一 巻匁七分五厘 大恩寺分七軒前
- 一 式分五厘 富來治平
- 一 式分五厘 中村山ノ上卯左衛門
- 一 巻匁 文殊山中四軒分 請取済
- 一 七分五厘 めうといし三軒前
- 一 式分五厘 わらみの諸兵衛分
- 惣拾四匁式分五厘也
- 一 廿三日晚分成仏善右衛門方江法事ニ院主行く
- 一 錢三匁岩戸寺村且中本山銀伊吉持參受取済
- 一 廿五日、曾左衛門殿日音院悔ニ被見候事
- 一 当山小役目三月以來和助一日勤ム
- 一 当山小役目迄七一日一日勤ム
- 一 廿六日、御礼上使僧觀教房御城取次郷司宅右衛門
- 一 中之坊死去之段、寺社田原氏江御届申上候事、右之段代官渡辺藤左衛門殿江も中之坊死去之段届置
- 廿八日、田うへ赤根村世話人畑卯兵衛惣辻四拾七人村中分出ル
- 同日、浜田屋瀧藏殿月參二見、酒御持參
- 廿九日
- 一 寺社方佐藤甚右衛門殿此度表御用番被仰付、跡役平井一郎左衛門殿宗門□成

六月

朔日、寺講參、成仏・赤根村參ル

二日、岩戸寺村參ル

三日、堅來村・大恩寺村參ル

同本山銀拾匁善助殿江返濟藤七江渡ス

五日、來浦十五郎殿隱居、右跡役子息郷左衛門殿江相続、右ニ付祝儀ニ罷出候事

序ニ暑見舞温飴粉式袋進上候事

七日、めうと石新作方江被呼候事

八日晚今赤根村親年回付罷越候事

同日、來浦大聖寺江修堂料銀(一)〔一〕、不殘相渡候事尤錢請取手紙相置候也

十一日、杵築出府、十三日歸來

一 うとん粉 式袋 田原次右衛門殿

一 うとん粉 式袋 祝儀四匁 新寺社平井一郎左衛門殿

一 うとん粉 式袋 來浦代官竹本六兵衛殿

一 同 壹袋 石川卓助殿

一 同 壹袋 三匁 天神庵主江

家老衆暑見舞

田中藏人殿・榎並喜左衛門殿・中根齋殿・加藤貢殿

用番衆同断 大矢与右衛門殿・八田安左衛門殿・大原佐五左衛門殿・佐藤甚左衛門殿

郡奉行衆見舞

六代官 八坂 渡辺藤右衛門殿 安岐 元田甚兵衛殿 小原 後藤伴藏殿

來浦 竹本六兵衛殿 竹田津 加藤喜内殿 両子松原善太郎殿

一 十五日、中村茂治見ル、江戸土産として風呂敷持參、酒持參中食出ス

一 十八日朝、本村惣代として由松見ル、御酒花稻持參、ヒエまつり

一 廿二日、成仏久左衛門方江招請參ル

一 廿六日今日音院四十九日、淨満寺本智房相見法事致候事

一 廿八日、堅來且中今草取八人見ル

七月

朔日、堅來且中草取十三人見ル

二日、堅來且中草取七人見ル

五日、成仏寺江本智房病氣祈禱行

四日・五日兩日、龜之甲なき野切ル、但シ式拾人役致ス、日よふ式拾式匁出ス

六日、大恩寺村草取六人見ル

七日、來浦村樂二行候、隱居所江うんとん粉一袋、大聖寺江白米一袋持參候事

八日、成仏且中草取五人見ル

九日、同村且中草取六人見ル

同日、成仏われ尾吉三方分きん粉式升持參見ル、是十日朝今輪檀無縁堂の回向料

也例之通

十日、長野和右衛門殿京都分歸着ニ付土産扇壹本持參

十一日、山嘉右衛門江請取之場所道切申付候事

右者長八□うしろ今寿福院の三ツ辻嘉右衛門分馬場之荒神藪分仁王之前迄嘉右

衛門分、右之通、先年今山百姓道切申場所極り居候處、近年嘉右衛門自由ヲ致

道切不致候間、先例ヲ云立請取之場所尋目為致候事

十二日、山中百姓罷出当寺北岸さらへ道切相濟

十三日、施餓鬼棚前かさり候事

十四日、盆參として堅來且中今作あまり參ル

十五日朝、諸堂勤行墓所不殘水まつり致候

十五日朝、使僧円了房両子寺江遣、白米壹升・壹匁持參先例通

十五日晩、山百姓中ニ夕飯二招

十八日、庄屋本今樂の使書狀來ル、觀教房樂請遣スのほり立林平出ル

廿一日、淨満寺止宿、夫今杵築江出府、但シ高榮寺ニ祝儀致ス

廿三日、殿様御礼被仰付、五ツ時ニ登城致、四ツ半時□逢相濟、玄昌寺へ当住隱

居祝儀致

廿四日二歸寺、番僧林泉房人足与七

一 龜之甲なき野日よふ十七人役老々分ツ、

メ十八匁七分当山成仏致ス、外手人十三人役

一日よふ料前十七人役拾五匁五分出ス、但シ十人成仏五人ハ山

八月分

六日、大恩寺村庄屋平助酒持参見ル、当寺借用之儀ニ付同日修音院方々左平太様之使見ル事、十四日今彼岸二入

十五日、弥左衛門方江月見二行

十八日晚今日音院百ヶ日法事致候事

十七日、彼岸中日参り堅来且家今十九人参る、岩戸寺村且中今式人参ル、赤根村

且中今三人参ル

廿五日、御縁日青天散銭百拾式匁有リ、場銭都合式拾老々あり

同日、安岐浦福力屋儀兵衛殿文殊堂江金燈籠上ル、嫡子榮作殿中食出入家来式人

同日、赤根阿弥陀寺御出年玉老々持参、老々五分元誓老持参見ル

廿九日・晦日両日広畑焼草始拾式人役切、成仏われおやとひ切日よふ九匁六分八

人役、手人四人

九月分

朔日、青天散銭六拾老々場銭九匁あまり

四日今本村伝七方江法事二行、此日歸寺

六日今岩戸寺村覚助方江法事二行、七日歸寺

八日、庄屋本今書状到来、右者九月三日綾部文右衛門殿死去之由申来候

同日、又書状到来、右者大坂御城代土岐美濃守殿先八月廿日御誓去被成候、依之

九月五日今七日迄御停止被仰付、庄屋今申来候

九日青天

十一日今来浦江罷越、光明寺江上京ノ祝儀式匁致ス、同断和右衛門殿江も致、岩

戸寺村元右衛門方江普請之祝儀式匁致ス、十三日歸寺

十四日、山内嘉右衛門方江参、法花経一部読誦終日懸り歸寺

廿五日、大般若経転読衆僧 円了房・観教房・林泉房

廿六日、御祈禱上円了房御取次寺社方江書状差出席ニ御燈明料米請取手形差出ス、

別寺社方御承知被成候

請取申米之事

一 合米五石也

右者文殊御燈明料当寅年分値ニ請取申処実正也、依而請取手形如件

天明式年寅十月

田原源右衛門殿

平井一郎左衛門殿

右之通手形調覚出置也

廿八日晚今先住敬順法印一周忌法事執行、導師両子寺伴式人

布施物覚

一 拾式匁 布老反 仏施老々 両子寺

一 式匁 門之坊

一 式匁 惠観房

一 四匁 大聖寺

十月

一 二日、長野村検見奉行衆御泊りニ付当山作勞營之ため使僧観教房差出ス、尚

又御郡奉行衆江使僧及面談候

三日、御郡奉行小串助右衛門殿当寺江御参籠被成候、小串洞殿門道ニ而候

七日、寺社奉行所今書翰長野村今到来

一 筆啓上候秋冷之節御座候得共弥無御別条御凌可被成珍重奉存候、然者先頃仰

下候御燈明料五石請取進候様被仰下度承知候、尤来浦藏ニ而御受取被成度由、

則切手相受取申候ニ付差越申候、御受取申上ニ而御返報御請取被成候段早々可

仰下候、右得御意度如此御座候、恐惶謹言

田原源右衛門氏長 判

十月六日

文殊仙寺

常夜燈明料御差紙之写

差紙

一 米五石也

文殊仙寺渡

右者来浦手永御物成之内於来浦藏御渡可有之候、重而御藏書替を以此差紙二引替可能申候、以上

寅十月三日

工藤兵助 判

竹本六兵衛殿

来浦郷右衛門殿

十四日、院主宇佐参詣致前後二夜高田逗留致、十六日帰寺人足山和助

十八日、来浦祭り二行、浜村庄屋園右衛門殿普請祝儀銀札式匁致ス、来浦郷右衛門殿江も岐儀之祝儀四匁致ス

廿日成仏村幸次郎殿方江歛照房一周忌の法事二行、香奠三匁致ス、御布施八匁

一 十月十七日両子寺願望二付上京御出船被成候、右二付留主間表立候事拙寺江御出之節御 頼被成候事

一 同廿三日、小宰相見ル、弥法印上京被致候付、帰国迄ハ両子寺之儀万事文殊

仙寺請持候事、尚又小宰相炭壺俵持参候二付もらい候事

廿五日今浄満寺仁聞講二行、朝夕導師文殊仙寺

廿七日はん今堅来喜右衛門方江法事二行、廿八日帰ル

十四日、講堂縁板はば取大工来浦徳藏長の良助式人、作料三匁遣ス

晦日、当山祭礼、座本本坊

十一月分

朔日、氏神祭礼、院主相勤先格

二日、赤根祭り、院主行

半紙源藏殿江、普請祝儀四匁庄屋与惣治殿、白銀壺包安藤元哲老江、三日帰寺

七日、大恩寺平助方江被招請行逗留致、翌六日朝市右衛門方江被呼候事  
十日、東叡山御回章浄満寺分到来致

公儀御触書之写

是迄寺院之出訴者本寺触頭之添簡を以奉行所江罷出社人之出訴者添簡無之罷出候得共、以来地頭有之寺院之出訴者御代官・領主・地頭と本寺触頭両添簡を以罷出、社人出訴者御代官・領主・地頭之添簡二而可罷出旨寺院社人江申触置、御代官・領主・地頭二而も其旨可相心得候、右之趣万石以下以上共不洩様可被相触候、以上

二月

一 撰州多田院勸化御免寺社奉行之連印之勸化状持参二而、当寅三月今来戌三月迄二山城・大和・摂津・尾張・近江・はりま・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・豊後・豊前・ちくこ・ちくせん・ひご・ひぜん・日向・さつま十ヶ国ヲ勸化致由申来〔 〕

満山寺院銘、

別紙

一 山門横川者慈惠大師御入寂之靈場、四季講堂者別大師法会執行之精舎也、然所会料薄乏歴代大法会執行相統難弁、彼院内之大衆多年及悲歎之余り不得止此度右大法会資料勸進奉願候所、願之趣格別之筋被聞召、則從貫主大王も御喜捨被遊猶諸国一宗寺院江勸化御免被仰出候、然上者其冥加を存殊二者為令祈天下安全令法久住寺院興隆之基本、物之多少によらず投喜財、永代令預大法会執行之旨趣可有之候、抑開山伝教・慈覚・慈惠之上祖者弘法弘通之棟梁二而別而法流一宗之出家者徒難髮最初蒙奠太弥思召繁榮之高祖也、然に来辰年正月三日慈惠大師八百年之御遠忌被為当候二付取越、来卯年九月元三会御執行被仰出候得者、右報恩得脱之志意趣可有之候事

但、右勸物者本寺又者仲間或者組合之内取集、来卯三月迄山門横川別当代江可相納候、右回章成仏寺江十一月十一日朝六ツ時遣ス、夫惠助

追而只今迄大寺以下之寺院法印付之書状被差出候儀間、有之候、向後ハ法印樣と可被相認候

寅六月廿五日

仏頂院  
真覚院

満山寺院

十月廿四日、灌頂具寺納銀請取書面両子寺江到来二付、由原山年行事懸合申事、  
本山今申来候趣ヲ控置也

一 二白追而由原山今銀五枚奉納候様致承知候、同山年行事之事当山并二輪門様  
今御免許候 哉否之儀此方二而も左様之事一向不致承知候、勿論当山今申付  
候儀無御座候、尚与明吟味可来候、以上

十月廿四日

延命院  
習禪院

両子寺

寅十一月十三日、小宰相相持參披見迄

一 十一月七日今赤根村木引文蔵呼寄候而講堂板引セ候事

工數六工半 此代錢八匁五分五厘 文蔵江相渡

但シ卷工二付卷匁三分当り

十一月十三日

十五日、大庄屋今来書、右ハ当寅年文殊分御赦米壹石、上今被下候事

同日、村曾右衛門今も右赦米之礼として御兩人江会所罷出候様申来候事

十五日、成仏寺死去二付、十六日葬送

引導師 文殊仙寺

浄満寺

大聖寺

岩戸寺

林泉房

円了房

十一月廿一日、当初長野村検見奉行所へ使僧ヲ以文殊分御思召之筋御頼申上候处、  
御兩人取斗殊二小串助左衛門殿いか□□山分米壹石御赦米上今被仰付候、御礼  
之覚

竹本六兵衛殿へ 山いも壹束・酒壹升、使僧林泉房ヲ以十一月廿一日会所遣  
ス

来浦郷左衛門殿へ山いも壹束、嘉右衛門殿ヲ以御礼申小串助左衛門殿

両子寺今円寿寺江回章戻し添翰此紙の間二入置也

一 十一月廿六日、上成仏庄屋幸次郎・下成仏龜右衛門見ル、先達而成仏寺本智  
房葬送之礼として壹樽・米一升持參、尚亦寺無住成候付、火番として当寺觀  
教房遣置候事、尤村役人 且中組合寺院今も成仏寺無住二付万事之事文殊仙  
寺引受候様二皆、被申候、右例任承置候事

一 十二月四日、村庄屋許江行、右ハ講堂板縁修覆此度仰付、七ヶ村庄屋衆江右  
入用寄進之事相談二祖右衛門殿迄委細申入置候

入用書付控

一 五工 壹匁五分取

一 五工 壹匁五分取

一 六工半 壹匁三分取

一 作料式拾壹匁九分五厘

一 広嶋三寸釘式百本

一 たり四寸釘式百七拾本

一 右代九匁三分

一 直メ三拾壹匁式分五厘

一 白米壹斗式升五合職人飯米

一 右之通書付祖右衛門殿相頼置也、前酒中飯出ル早速帰寺

一 六日、両子寺江罷越候事

一 七日、寒氣見舞として木付江出府、両寺社江蕎麦式袋小串助右衛門殿江同式  
袋、是ハ御赦米御取斗ひ之礼二進候事、御代官江式袋、舛屋清助江一袋、天

神坊座主江壹袋薪代式匁 遣ス、九日帰寺

一 六日、年行事回章到来、此度山門慈恵大師捧納銀申来候事

一 四匁六分四厘 文殊仙寺且中

一 壹匁 文殊仙寺

一 壹匁 文殊仙寺

一 三分 中之坊

一 五分 成仏寺

一 壹匁四分三厘 成仏寺且中

廿六日、米一升夫金平ヲ以赤根作右衛門方江俸之悔ニ遣候事、同銀札十匁錢式匁

米一升安藤元哲老江歳末暮札旁ニ金平持七遣ス

一 四拾六匁五厘講堂修覆銀

廿八日ニ村祖右衛門殿方分到来致受取

一 四匁四分五厘 わらミの 五匁五分八厘 大恩寺

一 拾式匁四分七厘 富来 七匁八厘 寺山

一 五匁九分六厘 浜崎 五匁三分式厘 柳迫

一 五匁一分九厘 浦手

右之通、七ヶ村割符祖右衛門殿江頼置候処、手代弥右衛門殿御世話ニ而早、御取立被申候、此方江銀受取相濟事、為後日控置者也

#### 4 公私諸用雜記（寛政一三年・一八〇一） ○文殊仙寺藏

寛政十三辛酉年

公私諸用雜記

正月元旦 義眉山 現住順応

享和元年

二月十三日改

一 元旦、例之通一之鶏鐘撞候山内雜煮葛原今年男見る、年玉壹升持參

一 二日、一之鶏鐘撞成仏若菜献上ニ見る、同日杵築宗門方迄使僧遣候、年内

廿八日晚城下松村又兵衛方致出火御家老衆不殘六軒町船手迄焼失致自身為

御機嫌伺可罷出之所、痛所有之候ニ付使僧遣候

一 三日晚、使僧帰る大庄屋殿杵築帰リ御立寄一宿年礼之儀ハ御中飯ニ付御領分

一 統相止り候ニ付年礼ニハ不出候

一 四日、堅来修正会ニ使僧遣候

一 五日、成仏喜代七方へ先例之通年始ニ遣候壹升年玉

一 六日、殿様御中飯ニ付鬼会文殊講相止候、且中年礼例之通来ル

一 九日、葛原広助方へ年始ニ遣候、米壹升白酒壹升年玉

一 十一日、心経会仁王門ニ蘇民木立候、注連引候、山内百姓惣出松植致候、雜

煮白酒出候

一 十二日、伊勢太夫御祓来ル、御初尾四匁九分遣候、山内中

一 十三日、朝百手座福藏方、拙寺祝詞致本寺今神酒代五分出候

一 十三日、寺社大原文蔵殿分来書飛脚来ル  
此度但馬守様御新葬御法号  
寬量院殿節叟了儀大居士

右之通被仰出候御法事於養德寺執行被仰付候ニ付、来ル廿日御当日ニ而先達而之

通納経之候様ニ被仰出候、其心得ニ而御出頭可有之候、右申入候、恐惶謹言

正月十二日

文殊仙寺

大原文蔵

右直返書相認飛脚ニ渡候、藁糞分以飛脚昨日中相届候様ニ庄屋本ニ申遣候

一 十四日、白屋半蔵殿分使与吉年玉杉原式帖卷壹申来ル

一 十九日、城下江罷出候、廿日納経先達而之通宿寺正覚寺御齋被下候、御布施

金式百疋、其日直ニ歸リニ迎籠夫福藏・弥作・和助内分升平

一 廿一日晚分先住慈眼院三十三年之供養致執行候、両子寺城下罷出御用ニ付還

留名代千燈寺御入来小僧老人組合之寺院不殘入来、齋米壹升香料式匁宛御持

參御布施五匁宛致候、両子寺名代ニ六匁伴僧三匁人足五分致候、晚齋麦後一

菜夜食朝粥御齋一汁五菜

一 廿四日、雨天晚勤行、例之通

一 廿五日、青天參詣少し



場錢壹匁七分、酒屋式軒式匁五分、散錢拾九匁五分

- 一 廿六日、御城へ御祈祷上使僧兵部遣候、寺社役所へ相届候所御忌中相済候得共百ヶ日不過中御祈祷御請不被遊候二付天神坊へ御礼預置候様二寺社奉行被仰候二付預置帰り候

- 一 廿八日より於成仏寺手永祈祷相勤旧例之通、同日鬼会替り之祈祷致執行候、護摩供三座大般若壹座、晦日日中迄相勤相済帰り

二月分

一 朔日、青天勤行例之通

場錢八匁四分、本堂六拾八匁、五匁酒屋式軒

- 一 二日堅来次右衛門所二仏事二付行

- 一 三日、富来会所江寺判二使僧兵部遣候

- 一 六日、堅来定八方へ願成就大般若転読二行、同晚親式人の法事相勤候

- 一 七日、彼岸之中日、堅来村寺参り有之候

- 一 十日、奉公人取付候栄藏儀助、同日鬼会替り之御祈祷護摩供壹座大般若執行致候

- 一 十一日、大正寺<sup>(註)</sup>先住七回二付行候

- 一 十二日、東叡山御回章式箱浄満寺持来ル、慥ニ受取成仏寺ニ纏候

右趣ハ御尋者備中国賀陽郡井手村百姓伊七年式拾式歳母へ疵付立逃候人控書此節楞伽院病身二付退役明静院へ被仰付住心院室被仰付候

執当 円覚院

住心院

- 一 十四日、当谷筋庄や中へ年頭旁使僧遣候、鬼会替り之御祈祷御札目録壹枚ニて庄屋衆へ遣候、小門江小札壹枚ニて遣候

- 一 十五日、涅槃会、青天参詣少し

- 一 十六日、堅来勝兵衛母死去ニ付取置二行

- 一 十七日、庄屋本分飛脚先達而年内向田村喜兵衛子虎松拙寺弟子ニ貫置候所剃髮願書差出候申来り候、則印形仕差出候

- 一 廿四日、講堂葺替道つけ夫村々やねや壹人夫七人来ル

- 一 廿五日、青天、散錢八拾四匁、場錢七匁三分、酒屋三匁五分

- 一 廿六日、講堂葺替二懸りニやねや富来分上り大恩寺・藁藁分八人手伝夫十三人寺山

- 一 廿七日、屋根や九人、手伝夫十三人富来村

- 一 廿九日、屋根や七人、手伝夫廿人浜崎・柳迫

三月紙

- 一 朔日、勤行例之通、やねや十人十五人浦手大恩寺、講堂葺替仕舞候、壁之繕

三人三工講堂積り見分工数ノ四拾工、手伝夫六拾八人七ヶ村割符覚

- 一 山茅 三百五拾ノ 一 中繩 八束八ツ繩三百式拾尋 一 たるき竹 六拾本

- 一 一大竹 四本 一 屋中竹 四拾八本 一 道竹たし 三拾本

- 一 一ほこ竹 六束 一 わら 五ノ

屋中竹之分ハ壹本ニ付六分五厘ニて

たるき竹壹本ニ付式分五厘ニて

ほこ竹壹束ニ付壹匁式分ニて

右竹之分ハ七ヶ村分買立当寺分売候

- 一 薄菰 四拾枚 繩 壹束 堅来村

- 一 薄菰 三拾枚 繩 壹束 深江村

右葺替大破ニ付加勢頼候

- 一 四日、日中分加行護摩開闢

- 一 七日、護摩結願組合打寄候

- 一 九日、左弁在所ニ帰ス

- 一 年号改元享和元二月十三日分

- 一 十一日、来浦新三郎殿招候小串竹洞殿・玄庸殿其外年内容之節不参之ものあらく招、十一日逗留、十二日御帰り

- 一 十四日分於神宮寺二山王講致出勤  
岩戸寺先達而色衣致候ニ付先年満山衆評大門坊本寺職之旨衆評有之候ニ付、満

山集会之節ハ着用不致様両子寺分先達ニ被申候得共、宮様分御免之色衣ニ候へハ致着用出勤候、右ニ付追、満山衆評可致旨申合退散候

一 十五日、帰寺

一 十九・廿日、大恩寺村庄屋伝助殿所江行、右当寺修堂料燈明料借付置候所年内分利分不参ニ候へハ且那中及相談候所年数も久敷事代替りニも候間一通り元利返弁致候様ニ申遣候所十年賦ニ致候筈ニ申極帰り候

一 廿日、堅来貞藏所年回ニ行、法花壹部誦誦致候

一 廿二日、くりのうらひろ葺替、やねや七人・手伝夫七人、下やね復し返し候ニ付むね巻之程残ル

一 廿三日やねや式人来ルふきしまひ候

一 廿五日、速夜分勤行例之通雨天参詣無シ

一 廿六日、両子寺ニ行、満山老分寄有之候、右者岩戸寺一件評議控書別ニ致置

一 廿七日、岩戸寺村庄屋本へ行、岩戸寺一件相談致候

一 同日、春畑稗植候

一 晦日、庄屋本分来書、此節御免礼御改替被成候ニ付浦手会所ニ差出候様申来り候、即日使僧会所ニ差遣候、御免礼三枚為〔 〕

一 当山和助御末進方過分有之候ニ付、ば、之畑九畝廿三年季ニ拙寺買置申候、代銀札百匁年明候節元銀返弁之上右畑相渡可申答証文相調来り申候、元銀返弁無之候へハ年明 候而も何ヶ年も拙寺方へ作り申候筈ニ申極候、代銀之儀百匁之内六拾匁庄屋本へ相立候、 残分四拾匁当暮迄返弁之筈ニ申遣候

一 廿七日、七ツ時両子寺飛脚到来、今日満山老分中寄合有之候間拙寺へ相見へ候様ニ申来り候、猶又岩戸寺一件書物にも有之候ハ、持参御請申来り候、直ニ両子寺へ行、一宿相談不決候

四月紙

一 朔日、雨天堅来喜右衛門方へ供養ニ行

一 三日、堅来勝兵衛方へ年回ニ行

一 四日、両子寺ニ行、右岩戸寺一件之儀ニ付

一 七日朝、成仏寅藏方被招行、同日花堂葺

一 八日、誕生会天気よし、参詣すくなし

一 九日、御料絵踏奉行参詣御初穂上ル

一 十四日、庚申座勤ル、和助不参

一 十五日、岩戸寺村庄屋喜久右衛門殿方分岩戸寺一件口上書相認飛脚持来ル、別ニ口上書控置候

一 十六日、使僧大貳両子寺へ遣候、右岩戸寺村口上書為持遣候、拙寺分書状添則両子寺分受取之返書

一 廿日、なきのふけつり仕舞候 十三人当寺分遣候

一 た、らか迫 十式人茂三郎分出ル

一 廿三日、植豆、向之坊中之坊六人

一 廿六日、赤根忠兵衛致死去被招候故諷経ニ行

五月分

一 朔日、勤行例之通

一 二日、広畑麦しのふ式石八升

一 四日、広畑稗植候、四人

一 七日晚、祖師講相勤候、大正寺分使僧中将見る、大門坊当寺役ニ付不参

一 十一日、七嶋植候

一 十二日、大庄屋本江御免札受取使僧遣候

一 十三日、麦しのふ仕舞候

一 十九日、田植成仏村分雇人覚

一 喜代七、貞助、三右衛門、八十八、喜七、由太郎、安次郎、利三郎、伴藏、達藏娘、久兵衛娘、松次郎、庄藏、禎藏、九藏、用助娘、福藏牛共、与一娘、円海跡、金平、

一 久右衛門、市五郎、佐一、友助内、市次郎内、新兵衛娘、元助娘、善治妹、

一 山内茂三郎牛共、福藏、和助、藤三郎、弥作内、磯助、栄藏、舛平

一 飯焚として家内五人

一 田坪猿ばミ中之坊田・寿福院田・一之木戸中之田・馬場之田畝、五反、苗不

足馬場之田三畝斗残る、苗殊之外あしく不立日二付粉たね壺斗渡し

一 廿四日、藁糞疫神除大般若転読、衆僧寺内法善、左弁、兵部、大貳、役人・

組頭・肝煎大札、村中戸口札角大師小守人別関札

一 廿六日、御城江御祈禱上左弁遣候、本寺破損届致候

御届申上候覚

一 本堂茅屋根東のひら損し雨絶漏り候、何卒近、御繕被成下候様奉願上候、宜敷御改被仰 上可被下候、以上

享和元年酉五月廿六日

平井一郎左衛門殿

大原文藏殿

文殊仙寺 判

右之通月番文藏殿方相届置候

一 本村今礮右衛門見ル、此間大般若之為礼酒壺樽花米持参

一 廿九日、氷瀬田植人数 弁藏、三十、菊松、福助方式人、庄作、藤次郎内三人

六月分

一 朔日、講参成仏今六人 福寿院畑粟致候

一 二日、岩戸寺村赤根村今講参り、寿福院畑護摩<sup>(クマ)</sup>時候仕舞候

同晚今当所祭礼

一 三日、朝権現宮・稻荷・山神祝詞致候、座本福藏、神酒代五分出候

一 三日、堅来且中大恩寺村且家講参り

一 四日朝、講参り、茂三郎・福藏・弥作・庄作・千代吉、成仏市五郎・用作

一 七日、広畑稗けつり仕舞候

一 十日、土用之入、作り上り休致候 茂三郎・福藏夕飯二呼

九ツ過今白雨致潤沢山

同日、山内虫除祈禱風病祈禱致候

一 十二日、堅来村今草取、広助・伊右衛門・喜右衛門・新助・宅右衛門・三平・良助・伊兵衛・善次・勝兵衛・重藏・貞藏・多右衛門・次右衛門・半五

郎・久藏・民藏・源六・幸右衛門・嘉吉・猶藏・定八・善助・卯助・庄藏・

周平・忠次郎・代藏・吉藏・勝藏・専太・又右衛門・儀藏・喜兵衛

三十四人

一 十四日今富来祭り、外平・栄藏左弁帰ス

一 十五日晚、庚申座和助夕飯二兵部遣候、皆、留主二付夜八出てなし出来粉壺

斗五合遣候、拙寺も被呼候得共不快二付不参

一 十六日、赤牛かへ候、仙助へ右之牛遣候、拙寺今進銀五拾匁遣候

一 十七日、杵築暑見舞二使僧左弁遣候、先例之通

一 十八日朝、先例之通本村今組頭庄藏俸入来、紫竹観音祭り致候、酒壺樽初尾

麦壺斗三升持 参

酉藏反別覚

一 大麦三升 本寺 一同式升 和助 一同式升八合 茂三郎

一 同壺升五合 与七 一同式升 弥作

メ壺斗壺升三合

右ハ来ル廿日・廿一日両日之内藏納候様申来候

庄屋本今和助相納候

一 廿八日堅来多右衛門方法事二行

七月紙

一 三日、岩戸寺村且中草取二雇候、三右衛門ハ蕎麦なきのふけつり候二付不参

之由申来候、元七肝煎二而不参、弥三郎病人有之二付不参

一 八日、岩戸寺入来、麵粉式袋持参

一 十日朝、成仏われ尾伝吉入来、金輪か檀無縁祭

一 十二日、山内百姓道切、当寺墓さらへ

一 十三日、掃除施餓鬼棚飾り致候

一 十四日、堅来且中寺参り十七人

一 十八日、富来楽二使僧兵部遣候、幟立福藏

一 十九日今成仏寺且用二付行、廿二日帰ル

一 廿三日、菜蒔候

一 廿三日夜、成仏村の飛脚平井一郎左衛門殿の来書

来ル廿九日、泰養院様御三回忌御法事於養徳寺御執行被為遊候二付、先例も有之候間、納経相願候ハ、可被仰付之旨申来り候、直返書右飛脚ニ為持帰ス、明日中成仏村の飛脚杵築へ相届候様申遣候

此度も先例之通納経仕度願出候、廿八日出府可仕旨返答致置候

一 廿八日、城下へ出府社社一郎左衛門殿へ届致

一 廿九日於養徳寺納経献物相済候御布施金式百疋被下候

八月分

一 朔日、節句礼山内老入づ、見る、大雨

一 三日、広畑稗しのふ六人内斗三石六斗八升

式反五畝

同日、庄屋本の来書、此度塩割付有之候、文殊山内へ六俵割付取夫遣候様二申

来り候、則取夫山内へ出候和助・藤次郎・弥作、当寺へ塩巻俵取候

一 六日・七日両日、幾藏・重兵衛雇、こづ板挽候

一 七日、栄蔵来浦浜へ買物二遣候

一 十二日、土蔵葺替致候、やねや五人手子五人、七ツ仕舞

一 十六日、庚申座弥作待上申上致候、拙寺夕飯二行、座二舁平出候

一 十七日、彼岸中日参り堅来の四人

一 十九日、大洪水、田大分水押二成候

一 廿二日、両子寺御入来

一 廿四日、雨天、晚勤行例之通

一 廿五日、青天、参詣少し、散銭五拾匁、場銭八匁、酒屋五匁、同日成仏の客

入来

一 廿六日、一笨同道二而千代平方へ行

一 廿七日、中村山之上為七親相果取置二行

一 廿八日、大庄屋本へ参る、岩戸寺二立寄帰る

九月紙

一 朔日、青天、参詣少し、散銭三拾匁

同日田深村文平と申もの当山仁王門二而魚肉売り申候所、寺世話人成仏宅右衛門・赤根貞之進見届候二付差留候得共、段、法外之儀共申候由承り候、右二付田深村庄屋又右衛門殿へ右之段以飛脚申遣候、向後当山へ田深村之商人不参候様二申遣候

一 二日、飛脚福藏田深村庄屋本へ遣候、返書来ル

向後右躰之不埒もの商人登山不致候様二申来り候

同日、寺山伴七方へ盲僧一周忌二付行

一 三日、江戸の智乗房下着、当寺江帰り候

一 四日、岩戸寺入来、此間両子寺へ仁王之銘写差出候所、岩戸寺号名乗候儀ハ

満山当寺江ハ差控候様且家組合ハ御勝手次第之由申来り候由岩戸寺書状持参

二付披見候

一 十二日、成仏寺且頭勝藏殿・佐右衛門殿・只右衛門殿入来、智乗房儀成仏寺

へ看主相頼度由申来り候、右此間亀右衛門殿入来之節不埒之儀被申候二付寺

役断□申候所、又々拙寺へ頼度願出申候

一 十三日、成仏の只右衛門入来、右此度智乗房帰国二付成仏寺看住頼度由願出

候、看主遣候 筈極置候

同日、東叡山回章浄満寺の到来、則印形相済成仏寺二遣候

一 十四日、智乗房道同致成仏寺へ行、看住之筈申極置候、万事引渡相済申候、

留主居惠定居候所、殊之外不埒之儀共間、有之候二付吟味仕候へハ其俣皆々

江暇乞も不致帰り申候

一 十四日、広畑小麦植候、四人

一 廿三夜茂三郎所

一 廿五日、なきのふそば取候

一 廿六日、御城御祈禱上使僧兵部御札相納候、月番大原文蔵殿

一 燈明料請取手形差出候、則差紙御渡被成候、使僧持帰り候

一 本堂茅やね葺替之儀願出候、則届書相認差上候  
廿七日、使僧逗留、廿八日帰寺致候

十月紙

一 十月朔日、江戸表妙泉房分書状来ル、右智乗房罷下り候所、江戸表大不埒二付養善院ヲ欠落致候旨申来り候

一 同日、下成仏作左衛門親震性死去ニ付、成仏寺無住故拙寺取置ニ行

一 同五日、下水瀬田しのふ六人内共、粗三石六斗八升

一 六日、一ノ木戸馬場之田しのふ五人式石式斗八升

一 九日晚、成仏寺へ行、智乗房先達而看主之筈ニ致置候得共、今月三日晩寺を

出申候間先当分留主番として真教房遣置候筈ニ申極置候

一 十三日、使僧兵部大庄屋本ニ遣候、作り初尾米式升為持候、文殊燈明料五石

之御差紙忝枚

大庄屋本へ差出申候、山内畑方不作之営申遣置候

一 十四日、以飛脚御代官所御郡所へ山内畑方至而不作仕候間少し之御救米被仰

付候様御思召之書状相認御代官所へ差上申候

一 廿五日分於成仏寺仁聞講出勤致

一 廿六日、浄満寺・大門坊・岩戸寺・同道致、当寺ニ而先達而令大門坊跡之儀

彼是評議致候

一 廿八日、後藤伴右衛門殿分来書、右ハ先達而文殊分畑方不作ニ付御営申上候

所、此節米老石被仰付候旨申来り候

一 同日、例之通来ル正月鬼会執行仕候間御祈禱料米例之通富来蔵ニ御差出被下

候様七ヶ村へ申遣候

一 右御救米割方米老斗五升文殊様御初尾合八斗五升文殊分畑高割賦ニ致候様庄

屋本へ申遣候

十一月分

一 朔日、本堂勤行例之通

一 二日、寺社大原文蔵殿分来書

右ハ来ル八日寛量院様御一周忌於養徳寺ニ御法事御執行被成候、右ニ付納経献

物相願候ハ、御免可被成旨申来り候、早、申越候様申来り候

一 三日、使僧差出候、右ハ御納経献物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四

日使僧帰寺

一 六日明方、中田分飛脚寺社大原文蔵殿分来書、右ハ此節御納経之儀先例之通

被仰付候、来ル七日夕迄罷出候様申来り候

一 七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作雇栄蔵遣候

一 八日、御納経養徳寺ニ而相濟候、直ニ帰寺致候、同晩令当山祭

一 九日朝、権現・稲荷・山神祝詞致

同日、大恩寺牧右衛門姉死去ニ付取置ニ行

一 十一日、兵部大貳入行致候

一 十五日夕方、寺山祭りニ行

一 十六日、飛脚来、文殊堂葺替見分へ杵築令木元伝兵衛殿入来之趣申来り候、

利左衛門殿・達蔵殿入来相待候得共、城下出火ニ付御延引

酉ノ御物成覚

一 米六斗八升五合九夕

一 同八升式合六夕

一 米六斗八升五合九夕

一 同八升式斗五升壹合三夕

一 同四斗四升九夕

一 同式斗六升八合壹夕

一 同式斗七升九合八夕

一 惣ノ式石七斗七升壹合四夕

御救米割賦覚

一 米老石 上分被下

一 内老斗五升 御初尾除ケ

一 八斗五升 割符

一 米式斗式升八合 本寺 一 壹斗六升五合式夕 向之坊  
 一 同式升七合壹夕 福寿院 一 壹斗四合七夕 和助  
 一 同壹斗壹升八合六夕 茂三郎 一 同五升四合八夕 福藏  
 一 同五升九合四夕 与七 一 同九升式合式夕 弥作

右之通御救米畑高割符御書付いたし差上申候、以上

酉十月十六日 文殊仙寺様

達藏

御救米進物入用升二八匁づ、

一 廿日、堅来久藏母死去二付取置二行  
 廿日、成仏今六人講參

一 廿一日堅来且中講參十五人

一 廿二日、堅来太助死去二付取置二行

同日、赤根・岩戸寺・大恩寺且中講參り

一 廿三日、三夜座勤ル

一 廿五日、門木取薪取山内百姓惣出 朝なめし

昼もち

晩ぞう(一)

一 廿五日、来浦藏無尽長野林藏と拙寺仕舞座取候二付、会座浜会所二而仕候、  
 当寺今左弁遣候、常太郎雇遣候

入用惣辻四拾五匁壹分八厘

内老入前式拾式匁五分九厘づ、

一 廿六日、杵築御普請方木元伝兵衛殿やねや定吉□御入来、本堂茅やね葺替見  
 分被成候御泊り、廿七日直二御帰り

極月紙

一 朔日、雨天二付木取延引

一 三日、鬼会松明木取薪取百姓惣出

一 四日、庄屋本今御用銀割符書付来ル

一 銀札三匁五分七厘 本寺 一 同式匁五分六厘 向之坊  
 一 同四匁式厘 福寿院 一 同壹匁八分三厘 茂三郎  
 一 同壹匁三分八厘 福藏 一 同九分式厘 与七  
 一 同壹匁四分式厘 弥作 一 同式匁式分式厘 和助  
 ×拾四匁三分式厘  
 右当酉年御上今御用銀被仰付割符書付差上申候、十五日銀相納候様小門江御申聞  
 被成可被下候

酉十二月四日

庄屋本

文殊仙寺様

一 五日、白酒作り候、糶壹斗、米壹斗六升

一 五日、杵築江寒見舞二遣候使僧左弁、寺社式軒蕎麦粉式袋づ、郡所山芋□

束づ、御代官所江紙壹束、天神坊へ山芋、郡所御代官所へハ先達而御救米

被下候御礼人足仲右衛門

一 六日、拙寺内用二付来浦へ行、大庄屋本へ粉式袋遣候、長の榮右衛門方へ一

宿

一 八日、札拵致、年始札三百、杉原札四丁、鬼会札五十、杉原十式枚、大黒天

札十四枚、同 御影十四枚、蘇民札百四十枚、巻数三十

一 十一日、成仏伴藏只右衛門方今御見舞来ル、食籠酒米

一 十二日、舛平堅来二初尾物取二遣候

一 十三日、垣繕ひ候、榮藏浦手二米売二遣候、ふし木屋重藏方へ米四石式斗売

候、代銀札四百廿六匁四分受取、百拾匁かへ

一 十七日、藁糞今飛脚来ル、当冬来浦藏無尽取前之所大庄屋本至而逼迫二付御  
 借り被成度被仰遣候二付、来ル戌三月限り御借申入候則借札来ル

同日、田深谷御鏡帳配二遣候舛平

一 十八日、米拵へ仕舞候 白米壹石壹斗

餅米壹三斗壹升 粟少

同晩庚申待座茂三郎所舛平出、拙寺被招候

一 十九日、高田買物二遣、舛平榮藏日帰り

- 一 廿一日晩、白屋半蔵夫常右衛門一宿、素絹代式百九匁八分九厘相渡
- 一 廿三日、煤取山内耆人つゝ出仕三度賄 朝ぞう水

昼ほう長

晩かゆ

同晩三夜座和助所栄蔵出候

- 一 廿四日、来浦新三郎殿大正寺・岩戸寺・大門坊へ歳暮二遣候、成仏へ増平遣候

- 一 廿五日、文殊講中へ巻敷配二遣候、大恩寺庄や本へ拾本、富来庄や本へ拾三本、同日大恩寺伝助殿分銀札三拾匁受取

- 一 廿六日、米かし候、餅米壹斗四升、粟なし

- 一 廿八日、餅築舛平里二遣候

- 一 廿九日、掃除

- 一 晦日、松飾り山内百姓惣出、白酒出

同日、赤根求馬殿見る、曾右衛門方算用二遣候、銀札式百五拾匁払置候

(二丁白紙)

返書有石覚

- 一米式俵      一 糶拾六俵      一 麦式俵      一 小麦一俵      一 稗四俵
- 一味噌七丁半      一 蕎麦三斗      一 大豆壹石式斗

### III 水利関係資料

以下に収載した表は、昭和四一年度実施された水利調査にもとづき、地元から提出された各井堰の調査票をまとめたものである。

調査票は昭和四二年二月の日付をもち、宛先は大分県知事となっている。調査票は、河川ごとにまとめられ、各河川に設けられた井堰の代表者が井堰名・受益面積・関係農家戸数・灌漑期間などを記入したものである。そのため、井堰名は「〱井堰」や「〱頭首工」・「〱用水」、受益面積も「〱反〱畝」あるいは「〱ha」と記述内容も統一された規準がない。また、井堰の記載順序は基本的に上流からならんでいるが、時として順序が異なる場合もみられる。しかし、今回は各調査票の記載内容や文字使い、記載順序は補正・訂正せず、そのまま掲載した。また、備考欄に記入した取水方法などについても、同様に調査票に記入された言葉を基本とした。ただし、受益面積など、調査票の内容に関しては、調査にあたって改めて測量あるいは確認されたかどうかは詳らかではなく、その意味で客観的な数値であるかは明確でない。

つまり、この調査票の内容は、あくまで地元の方々特に調査票の記入者の認識に基づく所が少なくないのである。例を挙げれば、築造年代では富来川水系の「郷張用水」が明治二一年五月六日と日付まで記している。水利調査票には、こうした築造年代について日付まで記したものが散見される。これが実際の築造年代であるのか、改修年代であるのかは決して明確でない。ただ、少なくともこの時に何らかの形で井堰に手を入れたことは認められる。そのことが記録に残され、水利調査票作成時には築造年代として記入されたことが窺える。あるいは、来浦川水系の井堰の多くは築造年代を元禄年間としているが、これは同川上流域の山口池が元禄六年（一六九三）に築造されたことと無縁ではないだろう。おそらく、実際の築造年代は不詳であったが、山口池築造という地域の歴史をもって、調査票に記入したことが窺える。その意味で、築造年代に関しては記述内容が直ちに史実を伝えるものではないといえよう。

ところで、水利調査票をみると、井堰名という基本的な事柄で留意される点もある。端的な例を示せば、横手川水系には「猿返井堰」の名称をもつ井堰が複数みられる。これらは井堰が所在する小字名を付したものであり、今回の調査において当該地域で複数の話者に聞き取りを行ったが、なかには名前はないという井堰もあった。これは、水利調査時から四〇年以上経過したため、井堰名が忘れられたのか、元来名称がないのか現段階では明らかにできない。あるいは、同じ横手川水系では昭和四二年の調査票に下在間頭首工とあるが、現在これは在間イゼとよばれており、水利調査票と現段階では井堰名が異なる場合もある。これも複数の話者から聞き取りしたが、現在では右のような呼称で統一されている。ちなみに、本書のIに収載した「成仏村明細記」をみると、一七の井堰が記されているが、その中には「市只井手」や「田仲井手」、「床波井手」など、調査票で確認できないものも多い。

このようにみると、井堰の名称は決して固定したものではないことが改めてわかる。時代によって、さらにいえば人によって名称が異なることも想定される。確かに、文政九（一八二六）年の「成仏村明細記」と現在とでは、井堰の統合などもあり、井堰の数・名称が異なることは、ある意味当然なのかもしれないが、昭和四二年から現在までの間でも同様のことが起こっているのである。

それでも、昭和四二年の水利調査票は当時の井堰の数、井堰の構造、どのような作物をつくっていたのか、どのように取水していたのかなど、ある意味地元「生の声」が反映されており、重要な資料といえる。例えば、井堰の構造をみると、各河川とも下流域ではコンクリート造がほとんどであるが、中上流域にいくと、土俵や粘土などで築いたもの、「かりせき」のように石で川を堰き止めたただけのものも少なくない。ここに、昭和四二年段階には多様な構造の井堰があったことがわかる。それに、各河川の上流域では過疎などによって放棄された水田は多い。当然、これに伴って失われた井堰もまた多いのが現状である。その点でも、水利調査票は貴重な地域の「歴史情報」を提供する記録である。今回、こうした水利調査票をデータ化したことは、四〇年ほど前の調査記録が既に歴史資料となりえていることに拠る。



ちなみに、昭和四二年に作成された水利調査票は、国東郷域のすべての河川について伝存せず、深江川・高良川の井堰については、調査票をまとめた井堰一覧表で名称のみしか確認できなかった。ただし、この水利調査をもとに、現地調査などを行い、統一された書式でまとめられたものが昭和四五年の水利台帳である。水利調査票がない井堰は水利台帳で補った。しかし、台帳では作物や取水方法などは記されておらず、台帳をもとにした井堰ではやむをえず空欄の箇所ができたことをあらかじめお断りしておきたい。

なお、本報告書とともに刊行する『豊後国国東郷の調査 本編』には、付図として国東郷域の灌漑体系図があるが、ここでは圃場整備以前の灌漑体系を図化することを基本とし、井堰名も一連の調査で聞き取ったものを採用した。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
来 浦 川	1	古城井堰	左岸	岩戸寺	7a	1	-	①水稲	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。
	2	倉カケ井堰	右岸	岩戸寺	8a	1	明治初年頃	①水稲	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・川幅3m、井堰幅0.5m。
	3	押ブチ井堰	右岸	岩戸寺	25a	3	-	水稲・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で灌漑。
	4	ケンノ木井堰	左岸	岩戸寺	27a	2	不明	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土で30cmせきあげる。
	5	向井堰	右岸	岩戸寺	13a	2	-	水稲・麦	石・コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	6	山際井堰	右岸	岩戸寺	10a	1	-	水稲・麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	7	川部井堰	右岸	岩戸寺	30a	2	-	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・湯水時は明治池を利用する。
	8	三世仏井堰	右岸	岩戸寺	0.15ha	13	-	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、順番に関係者が灌漑する。
	9	小嶽井堰	右岸	岩戸寺	22a	3	-	水稲・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で灌漑。
	10	池の下井堰	右岸	岩戸寺	9a	1	-	水稲・麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	11	妙力井堰	右岸	岩戸寺	140a	10	-	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、水守が給水管理する。 ・湯水時は山口池を利用する。
	12	ガイテ井堰	右岸	岩戸寺	100a	8	元禄時代	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が管理。 ・湯水時は山口池を利用する。
	13	郷元井堰	右岸	岩戸寺	859a	-	元禄時代	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	14	大井手頭首工	左岸	岩戸寺	70a	9	-	①水稲・七島藺 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	15	古木戸頭首工	左岸	岩戸寺	128.3a	12	元禄2年	①水稲・七島藺	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、関係者の内1名が順番に管理する。 ・湯水時は山口池を利用する。
	16	道元井堰	右岸	岩戸寺	1ha	5	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・川幅8m、井堰幅1m。
	17	中野頭首工	左岸	岩戸寺	84.2ha	7	元禄時代	①水稲 ②麦・菜種・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・昭和20年頃までは湯水時のみ水番をおいた。
	18	中須賀井堰	左岸	岩戸寺	147a	-	-	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	19	板屋頭首工	右岸	岩戸寺	47a	-	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・水守は関係者が順番でなる。
	20	山口頭首工	右岸	岩戸寺	800a	8	-	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。山口池を河川以外の補給水源とする。 ・川幅24m、頭首工幅2.5m。
	21	梶原井堰	左岸	岩戸寺	57a	6	元禄時代	①水稲・タバコ ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は80cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	22	ツル頭首工	左岸	岩戸寺	2.6ha	-	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	23	屋敷田頭首工	右岸	岩戸寺	2.4ha	14	-	水稲・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	24	水口頭首工	左岸	来浦	4.4ha	32	元禄時代	水稲・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・水路途中で板幅40cmを用いて取水。水守が灌漑。湯水時は山口池を利用。
	25	牧留頭首工	右岸	来浦	360a	9	-	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。湯水時は山口池を利用。
	26	鍛冶屋頭首工	左岸	来浦	6.37ha	-	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用する。
	27	松ノ木頭首工	左岸	来浦	850a	42	元禄時代	水稲・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。
	28	寺田頭首工	右岸	来浦	2.5ha	20	元禄時代	①水稲・七島藺	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.2mの板でせきあげ、水守が灌漑。 ・湯水時は山口池を利用。
	29	下長頭首工	左岸	来浦	358a	6	-	①水稲・七島藺 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.2mの高さにせきあげ、水守が灌漑。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
来 浦 川	30	杉園頭首工	左岸	来浦	495a	34	元禄時代	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cm幅の板でせきあげ、水守が灌漑。
	31	田ノ口頭首工	右岸	浜	2.8ha	-	元禄時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は45cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。湯水時は山口池を利用。
	32	神後頭首工	左岸	来浦	404a	-	-	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	33	吉武井堰	左岸	来浦	253a	16	-	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	34	アミダ頭首工	右岸	浜	240a	-	元禄時代	①水稲・七島蒭 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、水路途中の水門で調節。水守が灌漑する。
	35	柳頭首工	右岸	浜	6.13ha	-	元禄時代	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	36	乙七島田井堰	左岸	浜	0.57ha	-	-	水稲・七島蒭	揚水ポンプ	・取水は5月下旬～9月下旬。 ・昭和32年以前は井堰があったが、現在はポンプ。
	37	乙井堰	左岸	来浦	260a	23	-	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。
	38	樋の口頭首工	左岸	浜	17ha	88	明治初期	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅22m、頭首工幅3m。
	39	吉田頭首工	右岸	浜	2.4ha	-	元禄時代	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は65cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅21m、頭首工幅8m。
	40	浜田頭首工	左岸	浜	3.86ha	35	元禄時代	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、水路途中の水門で調節。水守が灌漑する。
	41	古新田頭首工	左岸	浜	770a	30	-	①水稲・七島蒭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
42	新々田頭首工	左岸	浜	10.3ha	-	元禄時代	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。	
堅 来 川	1	貴船池第1頭首工	左岸	東堅来	12ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・字はき・蔭中畑区間を灌漑。
	2	貴船池第2頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畑一円を灌漑。
	3	貴船池第3頭首工	右岸	東堅来	13ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畑と西ヶ平一円を灌漑。
	4	貴船池第4頭首工	左岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・みかん	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畑・花の木・鍛冶屋を灌漑。
	5	貴船池第5頭首工	右岸	東堅来	10ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦・みかん	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・花の木・糞畑を灌漑。
	6	貴船池第6頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・鍛冶屋・糞畑を灌漑。
	7	貴船池第7頭首工	右岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを石土でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・鍛冶屋・糞畑を灌漑。
	8	半ヶ井堰	右岸	東堅来	4.5反	13	明治10年頃	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	9	広畑井堰	左岸	東堅来	0.87ha	7	明治初年頃	-	石張	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	10	大西井堰	両岸	東堅来	8反	6	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	11	川久保井堰	右岸	東堅来	5反	1	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	12	第1正友用水	右岸	東堅来	40a	1	明治10年5月1日	①水稲・七島蒭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	13	園田井堰	左岸	東堅来	1町	8	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	14	砂子井手	左岸	東堅来	1町	8	明治8年4月	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mまでせきあげ、利用はその都度関係者全員で協議する。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
堅 来 川	15	上井手用水	左岸	東堅来	9反5畝	8	明治10年5月5日	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	16	六兵井堰	左岸	東堅来	8反	10	明治10年頃	①水稲・七島藪	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ1尺ほどせきとめて行う。関係者が交代で灌漑する。
	17	宮ノ下井堰	左岸	東堅来	2町	-	明治元年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、「組合」順位で灌漑する。 ・昭和10年頃排水工事をしたが、最近湿田となり、再度工事を希望。
	18	ままがいぜ用水	左岸	東堅来	3ha	20	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。麦・菜種は高畦栽培。
	19	清水井堰	左岸	東堅来	4ha	43	明治20年頃	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守2名が給水管理。麦・菜種は高畦栽培。 ・大正初年頃は30戸・約3町であったが、後の湿田改良で左記の面積になった。
	20	堀田用水	右岸	東堅来	3ha	25	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。菜種は高畦栽培。
	21	梨木用水	左岸	東堅来	約1.8町	18	明治5年5月	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	22	浜田用水	左岸	東堅来	3町5反	-	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月初旬～10月中旬。 ・取水はせきあげて行い、世話人2名と水守が管理。世話人は選挙で選ぶ。
	23	塩屋第2貯水池	左岸	東堅来	60㎡	25	明治3年1月	-	-	・防火貯水池。年間貯水量60?
富 来 川	1	文殊1号井堰	左岸	大恩寺	7畝	-	明治20年頃	-	石・コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2461、2464-1、2470番地を灌漑。
	2	文殊3号井堰	右岸	大恩寺	4畝	-	明治20年頃	-	石・土	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2380番地を灌漑。
	3	清水井堰	左岸	大恩寺	5反	5	明治10年	-	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげし、水守が灌漑する。
	4	壁岩上井堰	左岸	大恩寺	4畝	1	明治40年	①水稲	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげする。
	5	壁岩井堰	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	-	石・土	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2477番地を灌漑する。
	6	文殊4号井堰	右岸	大恩寺	8畝	1	明治20年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ30cmのコンクリでせきあげる。
	7	文殊2号井堰	左岸	大恩寺	1反	-	明治20年頃	-	石造	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬頃。 ・取水は自然流入。 ・文殊2479-1番地を灌漑する。
	8	永田井手	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	①水稲 ②麦	石積・コンクリート塗	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	9	永田補給用水	右岸	大恩寺	18a	-	昭和34年6月	-	ポンプ	・水田10a、柑橘園8a。 ・取水は4月～11月、日平均18000ℓ。
	10	植松井堰	左岸	大恩寺	4反	-	明治10年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	11	池の下井堰1号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	12	池の下井堰2号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	石・粘土	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	13	清水井手	右岸	大恩寺	1ha	1	明治以前	-	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	14	大久保井堰	左岸	大恩寺	8反	7	明治20年頃	①水稲	粘土	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は自然流入。
	15	上日向井手	左岸	大恩寺	1反6畝	2	明治10年頃	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は自然流入。
	16	日向井手	左岸	大恩寺	3反	3	明治10年	①水稲 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	17	用作井堰	左岸	大恩寺	1町4歩	8	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	18	屋根閉井手	左岸	大恩寺	1反5畝	1	明治10年	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげを行ない、水守が灌漑。
	19	西ノ田井堰	左岸	大恩寺	5反	4	明治初期	①水稲	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	20	梶ノ木井堰	右岸	大恩寺	3反5畝	4	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	21	元屋敷井手	右岸	大恩寺	1反5畝	2	明治23年4月頃	①水稲・麦	縄積み	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	22	夫婦岩三重井堰	左岸	大恩寺	4反	2	明治10年	-	石造	・灌漑期間は4月～11月。 ・取水はせきあげを行う。
	23	奥田井堰	右岸	大恩寺	2反	2	明治初期	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	24	大平泰井堰	左岸	大恩寺	4反5畝	2	明治元年頃	①水稲	コンクリート	・取水は約1mの高さにせきあげる。
	25	山永揚水	左岸	大恩寺	3.5a	-	昭和37年3月	-	ポンプ	・取水は3月上旬～12月下旬。 ・果樹園消毒用水で、年100ℓ利用。
	26	第2水田井堰	左岸	大恩寺	15a	1	明治10年	①水稲 ②麦	石積・コンクリート塗	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備考
富 来 川	27	猪原揚水	右岸	大恩寺	1反	1	昭和38年	①水稲 ②麦	ポンプ	・取水は6月～10月。 ・川中にポンプを設置。個人所有。
	28	笹原井堰	右岸	大恩寺	1反4畝	1	明治25年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で30cmせきあげる。
	29	池の口井手	左岸	大恩寺	2反2畝	-	明治15年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。
	30	天神用水	右岸	大恩寺	1町	-	明治元年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は約50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	31	寺作2号用水	左岸	大恩寺	7反	1	明治10年5月10日	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は水深1mの高さによる。
	32	石川用水	左岸	大恩寺	1ha	-	明治元年	①水稲 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・タバコは高畦栽培。
	33	宮ノ西用水	右岸	大恩寺	70a	-	明治元年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげる。
	34	当の前井堰	右岸	大恩寺	1町	8	明治15年5月	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。
	35	山下井堰	右岸	大恩寺	5反	3	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。
	36	宮の前井堰	左岸	大恩寺	1ha	5	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	-	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・昭和16年の洪水で決壊。以後は上方の井堰から引水。
	37	三保園井手	右岸	大恩寺	5町3反	60	明治10年頃	①水稲 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	38	西ノ田井堰	左岸	大恩寺	9反	10	明治10年頃	①水稲	石造に土盛	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	39	新井手	右岸	大恩寺	5町	-	明治20年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、池組の水守が灌漑する。渇水時は万治池・赤田池・三枚河内池を利用する。
	40	大井手井堰	右岸	大恩寺	1町3反	11	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	41	中井手用水	左岸	大恩寺	3反	-	明治20年頃	①水稲 ②麦・菜種	石造及びコンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	42	宮の裏用水	左岸	大恩寺	約1町	-	明治10年頃	①水稲 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	43	向田井堰(下)	左岸	大恩寺	7反	8	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	44	田口揚水	右岸	大恩寺	5反	1	昭和30年	①水稲 ②麦	ポンプ	・取水は6月～10月。 ・新井手頭首工幹線水路へ注入。
	45	下り山用水	左岸	大恩寺	8反	9	明治10年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	46	ヒューガルポンプ	右岸	大恩寺	-	-	昭和20年8月	-	ポンプ	・渇水期の7月～8月のみ利用。
	47	一番井手	左岸	大恩寺	4町4反	35	明治10年5月20日	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。頭首工幅6m、河川幅15m。
	48	二番井堰	左岸	大恩寺	8反	11	明治10年頃	①水稲・七島藁	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	49	古川用水	右岸	大恩寺	3ha	23	明治初年頃	①水稲・七島藁	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が輪番で灌漑する。
	50	宮井手用水	左岸	大恩寺	3町	32	明治10年5月4日	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、当番が灌漑。渇水時は溜池を利用する。
	51	実培用水	左岸	大恩寺	2町8反	18	明治10年5月20日	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。頭首工幅5m、河川幅15m。
	52	塔の本用水	右岸	大恩寺	1町3反	16	明治15年5月20日	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	53	下井手用水	左岸	大恩寺	3町2反4畝	15	明治11年5月16日	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	54	徳丸井手	左岸	大恩寺	5反	4	明治10年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげる。
	55	新井手	左岸	富来	3.3ha	17	明治15年	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。渇水時は明治池・古池を利用する。麦・菜種は高畦栽培。
56	明治池・古池のサイフォン	-	富来	3.3ha	-	昭和26年	①水稲・七島藁	コンクリート管	・5月上旬～10月上旬の渇水時に利用。 ・明治池・古池の水守が注水。溜池より新井手頭首工の幹線水路に注入。	
57	野瀬井堰	左岸	富来	8町5反	41	明治元年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。	
58	徳磨頭首工	左岸	富来	63ha	50	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、代表が順番に各田に配水。	
59	池田上井堰	右岸	富来	5反6畝28歩	10	明治初年頃	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
富来川	60	池田下井堰	右岸	富来	3.4ha	22	-	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。麦・菜種は高畦栽培。
	61	郷張用水	左岸	富来	11ha	20	明治21年5月6日	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑する。湯水時は富来区有の旧・新池を利用する。
	62	中村新井堰	右岸	富来	2ha	12	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげる。
	63	中村頭首工	左岸	富来	1.8ha	8	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート・石張	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげる。
	64	富重用水	右岸	寺山	4.7ha	-	明治初年頃	①水稲・七島藪	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mせきあげ、個々で利用するが、湯水時は水守を付ける。
	65	買本頭首工	左岸	柳	12ha	80	明治初期	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。 ・河床沈下で、大正10年頃にコンクリートで石張とする。麦・菜種は高畦栽培。
	66	まさいぜ用水	左岸	柳	17.5ha	150	明治以前	①水稲・七島藪	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は井堰中間地を約50cmせきあげ、水守2名が管理。
	67	まさ井手	右岸	富来	5ha	4	昭和初期	-	ポンプ	・旱魃期の5月上旬～9月下旬のみ利用。
	68	成綱頭首工	右岸	寺山	約5ha	20	明治時代	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	69	奈綱井手	右岸	富来	7反	4	昭和初期	①水稲	ポンプ	・旱魃期の5月上旬～9月下旬のみ利用。
	70	宮園揚水	右岸	寺山	3畝	1	昭和21年5月	①七島藪	揚水機	・灌漑期間は5月上旬～8月下旬。
	71	田中用水	右岸	浜崎	2町	20	明治8年2月1日	①七島藪・水稲 ②麦・菜種	土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
72	六反田井堰	左岸	富来	4ha	70	明治以前	①水稲・七島藪 ②菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表が灌漑。菜種は高畦栽培。	
北江川	1	上井手	左岸	北江	2.5ha	17	江戸時代	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	2	中井手	左岸	北江	1.5ha	11	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	3	堤井堰	両岸	北江	0.5a	6	江戸時代	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	4	長坪井堰	右岸	北江	1.2ha	13	江戸時代	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	5	西安井堰	左岸	北江	1.2ha	14	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	6	松井手	右岸	北江	1.7ha	23	江戸時代	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	7	源田用水	右岸	北江	7ha	-	江戸時代	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・灌漑は水守が行う。横谷池も補給水源とし、湯水時は約10回の配水を行う。
両子川	1	山田井堰1号	左岸	成仏	9畝11歩	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	2	山田井堰2号	左岸	成仏	1反4畝8歩	-	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	3	下荒谷井堰	右岸	成仏	0.3ha	4	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	4	両子川井堰	左岸	成仏	1反5畝	-	明治30年頃	-	石張	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・常に1.5mほど石張りでせきあげるが、灌漑期間は約20cmせきあげる。
	5	中荒谷井堰	左岸	成仏	0.08ha	1	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は0.5mせきあげる。
	6	平石用水	左岸	成仏	10a	-	明治初年頃	①水稲	自然流入	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・自然流入で灌漑は個人の自由で行う。
	7	山田井堰3号	右岸	成仏	8畝	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで55cmせきあげる。
	8	宮ノ本水路	右岸	成仏	7反	-	明治13年頃	①水稲 ②麦・菜種	石積、内側赤土	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mせきあげる。廻り番で水引。 ・麦・菜種は高畦栽培する。
	9	山田井堰4号	右岸	成仏	3反	1	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。
	10	おこしん堂井堰	左岸	成仏	0.2ha	5	江戸時代	①水稲	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	11	原の田井堰	右岸	成仏	2町4反6畝15歩	20	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・湯水時は番水とする。
	12	芋尾井堰	左岸	成仏	8反9畝	7	明治元年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあげる。 ・灌漑は水守の指示で行う。
	13	下古門用水	右岸	成仏	7反	5	明治10年頃	①水稲 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあげる。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
赤根川	14	上古門用水	右岸	成仏	3反	6	明治10年頃	①水稲 ②麦・菜種	石・土造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ1mほどせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	1	犬鼻水路	左岸	成仏	2反	1	明治初年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月中旬。 ・1mの高さにせきあげる。
	2	上犬鼻用水	左岸	成仏	7畝	-	明治初年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	3	下犬鼻用水	左岸	成仏	1反	-	明治初年頃	-	土依積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	4	赤根川下	左岸	成仏	1反5畝	2	明治初年頃	-	木造または竹どい	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	5	犬鼻水路ノ上	左岸	成仏	7畝	1	明治時代	①水稲	岸石	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	6	赤根口下ノ1	左岸	成仏	2反5畝	2	明治初年頃	①水稲・麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	7	上赤根口井堰	右岸	成仏	1反	1	明治20年頃	①水稲 ②麦	土囊積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は右を並べて水路に注ぐ。
	8	赤根口井堰	右岸	成仏	3反	3	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	岸積	・灌漑期間は4月下旬～10月下旬。 ・取水は土囊で30cmせきあげて行う。
	9	赤根川用水	左岸	成仏	3反	2	明治10年5月10日	①水稲 ②麦類	土依・そだ・石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	10	谷蔵上部井堰	右岸	成仏	4反	5	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	土囊積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土囊で30cmせきあげる。
	11	谷蔵用水	左岸	成仏	2反	5	昭和15年5月10日	①水稲 ②麦類	セメント・石	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	12	芋尾第二用水	右岸	成仏	1反	2	明治初年頃	①水稲 ②麦など	土・そだ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は代表者が灌漑する。
13	堂ノ下上用水	左岸	成仏	1反	1	明治11年5月20日	水稲・麦など	石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげる。	
田深川	1	堂ノ下井堰	左岸	成仏	0.12ha	2	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。
	2	留井頭首工	右岸	成仏	5反	3	明治初年	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	3	坂口用水	右岸	成仏	1ha	10	昭和16年5月14日	①水稲 ②麦・菜種	土依・そだ・石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	4	月の小口用水	左岸	成仏	0.3ha	5	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬
	5	久保田用水	右岸	成仏	80a	-	大正3年5月	①水稲 ②麦・小麦・菜種	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・麦類・菜種は高畦栽培。
	6	成仏寺井堰	左岸	成仏	50a	8	明治15年5月	①水稲 ②麦・小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	7	正の田用水	右岸	成仏	1町4反	1	明治初年	①水稲 ②麦・小麦	土石積	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	8	前畑用水	左岸	成仏	4反	4	明治30年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	9	西田用水	左岸	成仏	2.5ha	16	明治以前	①水稲・七島藪 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は6月上旬～10月上旬。 ・取水は関係者共同でせきあげ、以後は水守交代制。
	10	東田用水	右岸	成仏	1町5反5畝	9	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種など	石造・コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	11	向川原井堰	両岸	成仏	4.2ha	30	明治初年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.8mの高さにせきあげ、水守が灌漑。水守は2名で、毎年交代。
	12	古麻田井堰	右岸	成仏	1町	-	明治6年2月	①水稲・七島藪	コンクリート	・稲9反、七島藪1反。
	13	松日用水	右岸	成仏	5反7畝14歩	7	明治初期	①水稲 ②麦・菜種	土依積	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	14	小野用水	右岸	成仏	2.3ha	17	明治初期	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	15	ホキノ下井堰	右岸	成仏	1町1反	9	明治初期	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	16	竹ノ上井手	左岸	成仏	1町9反	16	-	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	17	九ノ坪用水	右岸	成仏	2.5ha	-	-	①水稲	-	・灌漑期間は3月～10月。 ・昭和16年の洪水で流失。現在は岸ノ下井堰と統合して九ノ坪堰として使用。
	18	岸ノ下頭首工	右岸	成仏	1町5反6畝	-	明治初年頃	-	自然流入	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmせきあげる。
	19	八乙井堰	左岸	見地	4町6反4畝	30	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②大小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげる。
	20	一の井手井堰	左岸	見地	13町	50	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②大小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげる。
	21	中用水	右岸	見地	4町3反	40	明治5年頃	①水稲 ②麦・菜種	練石張コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげ、代表者が灌漑。濁水時は中山池を利用。残水は大田井堰の水路に流す。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考	
田 深 川	22	大田井堰	左岸	見地	6町6反2畝	30	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②大小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmほどせきあげる。	
	23	拜田井堰	左岸	見地	8町	55	明治初年頃	①水稲・七島藪 ②裸麦・小麦	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mせきあげる。	
	24	海淵井堰	右岸	見地	約2町	15	-	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さでせきあげる。	
	25	尾崎井堰	右岸	見地	2.2ha	21	明治初年頃	①水稲 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土俵でせきあげる。	
	26	門瀬用水	左岸	見地	1町1反4畝25歩	13	明治初年	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	
	27	堀田用水	右岸	見地	8ha	40	明治38年6月4日	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	
	28	盛俊井堰	右岸	中田	4ha	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は4月～10月。 ・取水は必要に応じ、又は一定の規制の下で行う。	
	29	向井手井堰	左岸	中田	3反5畝	-	明治元年	①水稲	石造および土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ1mほどにせきあげ、代表者が灌漑。	
	30	新涯井堰	右岸	中田	6町4反6畝	約50	明治以前	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	砂防堤	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ2mにせきあげ、代表者の指揮により、井手守が灌漑。 ・場合により、北の又9番、南の又11番並あり、番水を6時間ごとにくひく。特別の場合により、12時間制とする。	
	31	中井堰	右岸	中田	7ha	40	明治以前	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	
	32	小坪井堰	左岸	中田	14413歩	11	明治4年5月2日	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さにせきあげ、代表が水守として灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	
	33	向田井手用水	左岸	中田	3町6反	-	明治13年3月	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート・土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、約25cm位でせく。代表者が灌漑。	
	34	鶴井手	左岸	中田	約5ha	20	不詳	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・減水時は、各田の反別による持時間で配水する。早敷時は井戸水を揚水。	
	35	川成井堰	右岸	中田	37.5ha	22	明治以前	①水稲 ②麦類・草種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげ、代表者が灌漑。 ・河床沈下で大正10年頃、土俵積から石張とした。	
	36	五太田井堰	右岸	岩屋	6町2反	35	明治以前	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげる。	
	37	東光寺井堰	左岸	立野	100a	-	-	-	石積	・灌漑期間は4月中旬～10末日。 ・取水は約70cm水面をせきあげて行う。	
	38	東光寺井堰	右岸	立野	200a	-	-	-	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～10末日。 ・取水は約40cm水面をせきあげて行う。	
	39	立野井堰	左岸	立野	500a	-	-	-	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～10末日。 ・冬季は立野集落の非常用水。	
	40	松井堰	左岸	川原	40ha	109	明治以前	①水稲・七島藪	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・年間を通じ、非常用水として利用。	
	41	八尾井堰	右岸	原	5.3ha	-	-	①水稲 ②麦・菜種	土俵・石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。昭和35年よりポンプを使用。	
	42	安国寺本井手	右岸	安国寺	-	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。	
	43	吉木頭首工	左岸	吉木	12町1反	47	明治以前	①水稲・七島藪	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。	
	44	田深本井堰	左岸	吉木	476ha	125	文化3年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・麦・菜種は高畦栽培。	
	45	下井手用水	右岸	安国寺	3ha	-	明治5年4月	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で0.5mの高さにせきあげて行う。麦・菜種は高畦栽培。	
	46	つる井堰	左岸	田深	3ha	40	明治初期	①水稲・七島藪 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
	47	興導寺水利組合	右岸	鶴川	約12町	-	昭和32年3月完成	①水稲	ポンプ	・取水は5月～10月。 ・大字安国寺843-2番地に所在。	
	48	今在家ポンプ用水	右岸	鶴川	3町9反	1	昭和10年	①水稲 ②麦・草種	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげ、代表者が灌漑。	
	横 手 川	1	高地用水	左岸	横手	2a	1	-	①水稲	小石・砂等の盛り上げ	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さをせきあげて行う。
		2	下米山井堰	左岸	横手	8畝	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mほどの仮堰をつくる。
		3	エーグリ用水	左岸	横手	4畝	1	明治初年頃	①水稲	簡単な堰き止め	・灌漑期間は4月下旬～10月中旬。
		4	米山井堰	左岸	横手	7反	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mほどの仮堰をつくる。給水は協議の上制限。
		5	前川井堰	右岸	横手	3反	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどの仮堰をつくる。給水は協議の上制限。



河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
横手川	6	下田用水	左岸	横手	1a	1	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さに小石・砂等でせきあける。
	7	尻田用水	左岸	横手	3a	3	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さに小石・砂等でせきあける。
	8	車屋イゼ	左岸	横手	30a	-	明治15年	①水稲	土表	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	9	弥五郎用水	左岸	横手	2a	1	明治以前	-	土砂づくり	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	10	上猿返井堰	右岸	横手	20a	1	明治初年頃	-	砂防堤を利用	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。
	11	猿返井堰	右岸	横手	10a	2	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	12	猿返井堰	右岸	横手	4a	1	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土表及び石積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。麦・菜種は高畦栽培。
	13	猿返井堰	左岸	横手	1反5畝	1	明治以前	-	かりせき、土砂づくり	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの板堰をつくる。
	14	大迫井堰	左岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稲	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	15	角石上井堰	左岸	横手	8a	2	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	砂防堤を利用	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。
	16	角石下井堰	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稲	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	17	下井堰	左岸	横手	2a	1	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	18	浄光寺井堰	右岸	横手	50a	4	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・井堰の高さは1m。
	19	角の木井堰	左岸	横手	1ha	11	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	20	瀬戸のかげ井堰	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稲	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	21	曲井堰	右岸	横手	60a	5	明治初年頃	①水稲 ②麦類・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は高さ1.5mにせきあげる。
	22	上西井堰	左岸	横手	3.6a	1	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	23	瀬戸井堰	右岸	横手	1.2a	11	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	24	山田井堰	左岸	横手	4.5ha	4	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげる。
	25	馬場川頭首工	右岸	横手	6反3畝	5	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬から10月上旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、イゼ頭が灌漑。残水は4611番地に排水。
	26	上前田井堰	右岸	横手	6畝	2	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	石積造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・麦と菜種は高畦栽培。
	27	岸の下用水	左岸	横手	5318歩	8	明治3年	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	28	前井堰	左岸	横手	1.5ha	15	明治以前	①水稲 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	29	一ノ尾井堰	左岸	横手	3ha	16	明治以前	①水稲・七島蘭 ②麦・菜種など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は4mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	30	飛久井堰	右岸	横手	3ha	3	明治以前	①水稲 ②なし	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	31	ワサダ頭首工	左岸	横手	5町	30	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。
	32	山竹用水	右岸	横手	2町	15	江戸時代	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	33	前久井堰	左岸	横手	5町6反	34	江戸時代	①水稲・七島蘭	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・昭和29年完成の砂防堤を高さ50cmにせきあげる。総反別を6つに区分し、当番制で灌漑にあたる。
	34	仙立井堰	左岸	横手	1町2反2畝	15	明治初年頃	①水稲・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	35	蜂の坪用水	左岸	横手	3.64ha	-	明治初年頃	①水稲・七島蘭	簡単な堰き止め	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。不足の場合は水守をつけて灌漑。 ・流失の都度復旧して、現在に至る。
	36	寺井堰	右岸	横手	1町2反3畝	15	明治初年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	37	久保田井堰	左岸	横手	1町5反	13	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、イゼ柱(代表者)が灌漑。
	38	宗久井堰	左岸	横手	4a	6	明治初年頃	①水稲 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は土俵でせきあげる。
	39	車屋井堰	左岸	横手	5a	-	明治初年頃	①水稲	石積造	-
	40	新田井堰	右岸	横手	2町5反	16	江戸時代	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・代表者が灌漑し、時間割で給水。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
横手川	41	菊永井堰	左岸	横手	9.8ha	52	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵でせきあげし、水守が灌漑。湯水時は平六池・新池を利用。
	42	古田用水	左岸	横手	1町5反	10	明治13年5月4日	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は90cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	43	竹下用水	右岸	横手	3反8畝	2	明治13年5月4日	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	44	向井堰	右岸	横手	2ha	32	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげし、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	45	新井堰	右岸	横手	5反	7	江戸時代	①水稲 ②麦・小麦・タバコなど	石積造	・灌漑期間は5月～9月下旬。 ・取水は昼夜2回に区別して行う。昼夜の区別は各年で交代とする。水量少。
	46	中須賀井堰	右岸	横手	0.6ha	-	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・代表者が灌漑。麦は高畦栽培。
	47	長木井堰	右岸	横手	8反6畝	8	明治以前	①水稲・七島蒭 ②麦・小麦	石積造	・灌漑期間は5月～9月下旬。 ・順番をつくって、順次取水。水が不足。
	48	上在間頭首工	左岸	横手	9反	13	明治初年頃	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	49	車井堰	右岸	横手	3反5畝	5	明治初年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、水番をして灌漑する。
	50	下在間井堰	左岸	横手	2町5反	-	明治初年頃	①水稲・七島蒭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。湯水時は井堰下流に設置のポンプから幹線水路に注入。
	51	山吹頭首工	右岸	横手	11町1反	42	明治初年頃	①水稲・七島蒭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は板カヲで50cmせきあげ、代表者が灌漑。
	52	城川用水	左岸	横手	5.785ha	-	明治以前	①水稲・七島蒭 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどせきあげる。
	53	杉の木井堰	右岸	横手	39ha	22	大正11年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	54	原本頭首工	右岸	横手	115反	45	明治初年頃	①水稲・七島蒭 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は60cmせきあげ、代表者が灌漑。湯水時は下流にポンプを設け補給。
高良川	1	高良12号井堰	右岸	横手	0.42ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	2	高良11号井堰	左岸	横手	0.42ha	5	-	-	野面石転石	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・自然取入。干天なし。
	3	高良10号井堰	右岸	横手	0.47ha	4	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	4	高良9号井堰	左岸	横手	0.32ha	4	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	5	高良8号井堰	左岸	横手	0.35ha	3	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	6	高良7号井堰	右岸	横手	0.28ha	3	-	-	野面石 空	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	7	高良6号井堰	左岸	横手	0.6ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	8	高良5号井堰	右岸	横手	0.52ha	7	-	-	野面石空積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	9	高良4号井堰	左岸	横手	0.42ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	10	高良3号井堰	右岸	横手	0.83ha	7	-	-	野面石積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	11	高良2号井堰	左岸	横手	0.32ha	3	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	12	高良1号井堰	右岸	横手	0.26ha	2	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	13	木星2号井堰	左岸	横手	0.4ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	14	木星1号井堰	右岸	横手	0.2ha	2	-	-	石積	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	15	小井堰	左岸	横手	1.4ha	19	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～9月30日。 ・干天影響なし。
	16	ワサダ井堰	左岸	横手	2.4ha	28	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月10日～10月10日。 ・干天影響なし。
	17	陽弓井堰	左岸	横手	2.2ha	15	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～10月10日。 ・干天15日、ポンプで補水。
赤松川	1	比砂門井堰	右岸	赤松	7反	11	明治初期	①水稲 ②麦・菜種	流れ込み	・灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ・取水は流れこみ水路。
	2	国広井堰	両岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月～9月。代表者が灌漑する。 ・砂防堤の上に仮堤を設ける。
	3	七島田井堰	左岸	赤松	8反	13	明治初年頃	①水稲 ②麦	帯工を利用	・灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ・帯工の上に土俵積。
	4	前田用水	左岸	赤松	8a	-	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	砂防堤(石ねり)	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	5	揚水機(樋の本井堰)	右岸	赤松	10a	-	-	①水稲	ポンプ	・6月頃から取水。昭和38年頃からポンプを利用。水量豊富で紛争はない。
	6	長田井堰	左岸	赤松	7反	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・砂防堤に高1mの仮堤を設置。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考	
赤松川	7	天神井堰	右岸	赤松	20a	-	明治以前	①水稲	土石造り	取水は5月中旬から開始。約1m土石でせきあげする。昭和初期まで水車を併用していた。	
	8	出口井堰	左岸	赤松	5反	-	明治以前	①水稲	砂防コンクリート造	昭和26年の洪水後、完成した砂防堤を利用し、井堰とする。	
	9	保木の下井堰	右岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稲	-	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は当番制で行う。	
	10	瀬戸井堰	左岸	赤松	3反	3	明治初期	①水稲	コンクリート造、土俵積	灌漑期間は5月下旬～10月初旬。	
	11	えのみ用水	右岸	赤松	9反4畝	11	明治初期(明治5年)	①水稲 ②麦	土砂・石で重ね合わせ。	灌漑期間は5月下旬～10月末日。 取水は1mの高さに土砂でせきあげ、反別により時間水で灌漑する。	
	12	くぼた井堰	田深川 右岸	赤松	1 ha	-	明治以前	①水稲 ②麦	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は70cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
	13	ヨンテ用水	右岸	赤松	5反3畝	7	明治初期(明治5年)	①水稲 ②麦・菜種	土俵積	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は土俵でせきあげ、水守が灌漑。 麦・菜種は高畦栽培。	
	14	ひやけ用水	右岸	赤松	1町	-	明治初期	①水稲 ②麦	土・石	灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 取水は高50cm、幅1.5mにせきあげ、代表者が灌漑。	
	15	六地藏井堰	左岸	赤松	7反5畝	6	明治初期(明治5年)	①水稲	砂防堤	灌漑期間は5月下旬～10月初旬。 取水は自然流入。	
	16	三反田井堰	左岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は堰を設け、関係者協議の上、時限割で給水する。	
	17	ほりぬぎ頭首工	右岸	赤松	9反	-	明治7年	①水稲	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は関係者協議の上、時限割で給水する。	
	18	樋ノ本井堰	右岸	赤松	5a	6	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	帯工を利用	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 帯工を土俵でせきあげる。麦・菜種は高畦栽培。	
	19	ハサコ1号井堰	右岸	赤松	7反	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堤上流の帯かために石で高40cmの堰を設ける。時間給水を厳守。水量などを変更する場合はその都度協議する。	
	20	ハサコ2号井堰	左岸	赤松	1反5畝	-	明治以前	①水稲	砂防堤を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堤から取水。時間給水とする。	
	21	天水井堰	右岸	赤松	1町5畝	-	明治以前	①水稲	帯工を利用	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 帯工上に高30cmの堰を設け、取水。湯水時は時間給水。	
	22	上末藤井堰	左岸	赤松	4畝7歩	1	明治初期(明治5年)	①七島菌	砂防堤の上に土俵積	灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 砂防堤上に土俵で堰を設け取水。	
	23	末藤井堰	左岸	赤松	4反	1	明治以前	-	砂防堤の上に土砂積	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 砂防堤上に土俵で堰を設け取水。	
	24	前田用水	左岸	赤松	8反4畝7合	-	明治初期	①水稲 ②麦・小麦	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 水守が灌漑。	
	25	ひかけ用水	右岸	赤松	40a	2	明治3年5月6日	①水稲 ②麦	土石造	灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 水守が灌漑。麦は高畦栽培。	
	26	地間田用水	右岸	赤松	3.6ha	16	明治10年5月1日	①水稲 ②麦・菜種	土表	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。	
	27	安面井堰	左岸	赤松	7a	6	明治初年頃	①水稲 ②麦類	帯工を利用	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は帯工を土俵でせきあげる。	
	28	ワサゲ井堰	左岸	赤松	10a	9	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	土俵	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は土俵でせきあげる。	
	29	梅ヶ迫用水	左岸	赤松	70a	-	昭和25年5月	-	土俵積	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 もとはポンプ給水。	
	30	明神井手	左岸	赤松	5町2反	-	大正以前	-	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 赤松地区1町4反、山吹地区3町8反	
	31	面白用水	左岸	赤松	1町8反6畝15歩	-	明治初期	①七島菌・水稲 ②麦・小麦	コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は約40cm土石でせきあげる。余水は水路末端から土手ノ内に放水。	
	32	土手ノ内	右岸	赤松	6反	6	明治初年頃	①水稲	砂防堤、コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 期間中は順番に灌漑する。	
	33	年永井堰	右岸	赤松	1町8反	-	明治初年頃	-	砂防堤、コンクリート	灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 取水は川を1mせきあげ、水番をして灌漑する。	
	三尾谷川	1	新池用水	左岸	安国寺	6町8反	40	明治初年頃	①水稲・七島菌 ②麦・草種など	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 取水は0.4mの高さにせきあげ、水守が灌漑。三尾谷川から取水した水を一度新池にため、必要時に落水。
		2	安国寺小谷池井堰	左岸	安国寺	7.8ha	-	江戸時代	①水稲	石積み	取水は6月～9月下旬。 池は3つあり、上池の水路は安国寺集落の新池と連結する。
		3	石堂用水	右岸	安国寺	4反3歩	4	明治10年3月	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
		4	用造井堰	左岸	安国寺	78a	5	明治時代	①水稲 ②麦・菜種	石積・土俵	灌漑期間は5月下旬～9月中旬。 取水は2mほどの高さにせきあげる。
		5	上うは井手	右岸	小原	50a	-	-	①水稲・七島菌	石積・粘土・ごみ等	灌漑期間は5月～10月。 作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。早魃時は不足。
		6	かみした井手	右岸	小原	45a	-	-	①水稲・七島菌	石積・粘土・ごみ等	灌漑期間は5月～10月。 作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。早魃時は不足。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考	
三尾谷川	7	佐之助井手	右岸	小原	1町6反28歩	9	-	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は6月～10月。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	8	上イテ頭首工	左岸	小原	1.52ha	13	-	①水稲	石張造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1.5mのせき高さにする。	
	9	揚水機	左岸	小原	9畝18歩	1	-	①水稲	ポンプ	・5日に一度灌漑する。	
	10	三尾谷下井堰	右岸	小原	1.73ha	18	明治10年5月5日	①水稲・七島藁 ②麦	石積・粘土	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、世話人が灌漑。	
	11	三尾七郎丸井手	左岸	興導寺	1.2ha	8	明治以前	①水稲・七島藁 ②麦	石積	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は0.6mの高さにせきあげる。湯水時は、面積により灌漑時間を規制する。	
	12	三尾籠井堰	右岸	興導寺	100a	-	-	①水稲	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は5月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。	
	13	ガニハゼ井堰	右岸	小原	630a	24	江戸時代	①水稲・七島藁	土俵	・灌漑期間は6月1日～9月末日。 ・取水はせきあげて、代表が灌漑。	
	14	小原越井堰	左岸	興導寺	45a	4	明治以前	①水稲 ②麦	石積・粘土	・灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、関係者で順序を決め、各自順次に灌漑。	
	15	塩田井堰	左岸	興導寺	200a	-	-	①水稲・七島藁	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は6月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。	
	清流川	1	木別当1番井堰(上井堰)	左岸	小原	6.4ha	4	明治初年頃	①七島藁 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・湯水時に木別当池を利用。
		2	木別当2番井堰(楠木井堰)	左岸	小原	1ha	7	明治以前	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。湯水時に木別当池を利用。
		3	木別当3番井堰(和助井堰)	左岸	小原	90a	9	明治初年頃	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・湯水時に木別当池を利用。
		4	木別当4番井堰(山ノ田井堰)	左岸	小原	15a	3	明治初年頃	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・湯水時に木別当池を利用。
		5	谷畑用水	左岸	小原	40a	4	明治初年頃	①水稲 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、代表が灌漑。湯水時に木別当池を利用。
		6	谷畑頭首工	左岸	小原	5反	4	明治初年頃	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。
7		お、さいぜ用水	右岸	小原	45a	4	明治初年頃	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。湯水時は木別当池を利用。	
8		山の田上用水	左岸	小原	15a	3	明治初年	①水稲 ②麦など	石造り	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。湯水時は木別当池を利用。	
9		山の田下用水	右岸	小原	20a	3	明治初年	①水稲 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。湯水時は木別当池を利用。	
10		木別当9番井堰(山の田井堰)	左岸	小原	20a	3	明治初年	①水稲 ②麦・菜種	土表・そだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。湯水時は木別当池を利用。	
11		山田10番用水	左岸	小原	3畝	-	明治初年	①水稲 ②麦など	土表・そだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげ、水守が灌漑する。湯水時は木別当池を利用。	
12		上向田用水	左岸	小原	3反	3	明治初年	①水稲 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
13		獅子守塔用水	右岸	小原	60a	8	明治初年	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。	
14		地田井堰	左岸	小原	30a	3	明治初年	①水稲・七島藁 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。	
15		砂子井堰	左岸	小原	30a	-	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さに板でせきあげ、関係者共同で灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	
16		竹本頭首工	左岸	小原	2町	11	明治初年	①水稲・七島藁	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。	
17		上向田頭首工	左岸	小原	3反5畝	3	明治初年	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。	
18		向田用水	右岸	小原	12a	-	明治初年	①水稲 ②麦・菜種	石造り	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は3mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。	
19		大井堰	左岸	小原	45a	-	明治初年	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は板で1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。	
20		葉山下用水	右岸	小原	1反	1	元治元年	①水稲・七島藁	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・昭和10年まで3戸が利用した。	
21		河田用水	左岸	小原	5反	4	明治元年6月3日	①水稲・七島藁・タバコ ②麦	石造・コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・昭和元年頃まで7戸が利用した。	
22		庄の下井堰	右岸	小原	40a	-	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	石積み	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者共同で灌漑。麦・菜種は高畦栽培。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
清 流 川	23	流田用水	両岸	小原	6ha	-	明治初年頃	①水稲・七島菌 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	24	鶴田用水	右岸	小原	30a	3	明治元年	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、関係者で話し合い、回り番で行う。
	25	墓田用水	左岸	小原	7反	7	明治初年頃	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	26	前田用水	右岸	小原	4反	4	明治初年頃	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	27	力堂用水	左岸	小原	2.5ha	24	明治初年頃	①水稲・タバコ ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	28	明前用水	左岸	小原	5ha	5	-	①水稲 ②麦	石積み	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mせきあげ、水守が灌漑。渇水時は大皿より補給。麦は高畦栽培。
	29	奥屋敷用水	右岸	小原	52a	6	大正初期	①水稲 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。渇水時は木別当池を利用。 ・新貝池上流に設置しているため、渇水時は新貝池が優先的に利水する。
	30	新貝用水	両岸	小原	3ha	17	明治初年頃	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	31	小園井堰	右岸	小原	0.3ha	3	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	32	溝ノ下井堰	右岸	小原	1.7ha	14	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	33	葉迫井堰	左岸	小原	6反7畝	6	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で50cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和38年コンクリート造になる。
	34	龟郷用水	左岸	小原	1町9反 5畝22歩	14	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で15cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和30年コンクリート造になる。
	35	小泉用水	左岸	小原	1町7反 8畝5歩	15	明治以前	①水稲 ②麦・茶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で50cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和24年コンクリート造になる。
	36	岩の元用水	右岸	小原	2町1反 7畝10歩	13	明治以前	①水稲・七島菌	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	37	浜田用水	右岸	小原	3町	18	明治以前	①水稲・七島菌	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	38	見田用水	右岸	小原	2町7反	18	明治以前	①水稲 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、関係者が当番制で灌漑する。
	39	浜田下用水	左岸	小原	1町5反	10	明治以前	①水稲	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	40	大井井堰	左岸	小原	51ha	35	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	41	五反田井堰	右岸	小原	3.9ha	30	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	42	小井堰	左岸	小原	5.2ha	30	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	43	兼が井手	右岸	小原	7ha	5	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	河川の帯工を利用 粘土で堰を製作	・灌漑期間は5月中旬～10月中旬。 ・河川の帯工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	44	馬渡井堰	両岸	小原	9ha	7	明治以前	①水稲・七島菌 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦は高畦栽培。
	45	八反田井堰	左岸	小原	744a	48	明治以前	①水稲・七島菌	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、早懸時のみ代表が灌漑。
	46	八反田助井手	左岸	小原	150a	20	明治以前	①水稲・七島菌	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、早懸時のみ代表が灌漑。
	47	ひやけ用水	右岸	小原	2町1反 11歩	36	明治初年頃	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	48	サオリーいぜ	右岸	小原	5.91ha	50	明治初期	①水稲・七島菌 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・河川の帯工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	49	富計井堰	左岸	小原	3ha	-	明治以前	-	コンクリート	-

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
	50	堤井堰	右岸	小原	60a	7	明治以前	①水稲・七島蒭	コンクリート	・灌漑期間は6月2日～9月末日。 ・取水はせきあげを行う。

※施設名をはじめ、本表の記載は基本的に調査票に記入されたものをそのまま掲載した。また、備考欄の灌漑期間などは箇条書に体裁を改めたが、文言は調査票の記述にしたがった。

※高良川水系と深江川水系は、調査票が確認できなかったため、昭和45年の水利台帳に拠った。

## IV 石造文化財実測図

昨年度に刊行した『豊後国国東郷の調査 資料編』（以下では『資』と略する）では、三四点の石造文化財について実測図と写真を掲載した。今回は、その補遺として五点の石造物の実測図と写真を掲載した。

### 1 吉木九重塔（大分県有形文化財・大字北江）

田深川左岸の段丘上に所在し、高さは7mをこえる。実測図は、平成二〇年度に実施したデジタルオルソ写真測量に基づいている。この塔は、周囲を植え込みと樹木に囲まれており、今回の測量は一面のみで実施した。

今回のデジタルオルソ写真測量において、改めて確認された点について二・三触れておきたい。

一つは、九重塔の構造についてである。最下層にあたる一層目の塔身部分は一材であるが、一層目の笠より上は、基本的に一層目の笠と二層目の塔身が一材から成るように、笠とその上の塔身部分を一つの石材からつくる。その中で、下から四層目の塔身部分は下の笠と別材であり、明確な年代は不明であるが、九重塔の修理時に塔身部分を補ったことがわかる。

二点目としては、九重塔の最上部は笠のみを残し、上の塔身部分は欠失している点が挙げられる。ここから、現在は笠が九つの塔であるが、本来の姿はこれと異なる可能性も指摘できる。

### 2 正友一号板碑（大字東堅来）

### 3 正友二号板碑（大字東堅来）

二基は、堅来川右岸の水田の水田に並んでたっている。ともに、劣化が激しく、政友一号板碑は、一度折損したものを接合している。碑身の奥行があり、全体に前傾する姿などは、堅来川の支流鳴川右岸に所在する鳴三号板碑（『資』No.15）に似る。両者は1km弱の距離にあり、これらの点から、政友板碑は鳴三号板碑を

製作した石工の系譜をひく者の製作も想定できる。

### 4 岩戸寺坊中二号五輪塔（大字岩戸寺）

### 5 迫家一号五輪塔（大字浜）

4は、『資』に掲載した五輪塔（No.30）と同じく、岩戸寺西側の「坊中」と呼ばれる地にある。同地には、五輪塔三四基、五輪塔残欠四基分がある。このため、『資』掲載のものは、岩戸寺坊中一号五輪塔と名称を変更し、今回掲載したものは岩戸寺坊中二号五輪塔と呼ぶことにしたい。

この五輪塔は、風輪部分に蓮華をあしらっている所に特徴がある。現況は、火輪より上と水輪より下がずれた状態にあるが、火輪底部の柄の径が水輪の突起部の径に合致することから、後世の組み合わせではないことが確認できる。実測図では、こうした石材のずれた状態を補正した形で示した。

また、5は大字岩戸寺の下流部に位置する迫家の故地に所在するものである。同地には、『資』に掲載した宝篋印塔（No.21）があり、他に板碑や五輪塔が所在する。特に、五輪塔は三四基あり、以下に掲載したものはその一つである。このため、今後の調査研究の可能性もふまえて、ここでは右のように「迫家一号五輪塔」と名付けた。これも、4と同様に風輪に蓮華をあしらっている。こうしたデザインは五輪塔は、他にも岩戸寺周辺で確認できることから、石造物の「地域性」を示す事例と位置づけることができよう。また、空・風輪の柄が火輪上部に穿たれているが、これは火輪を貫通している。

なお、後掲の図面は、1が縮尺二〇分の一、2～5は縮尺一〇分の一である。

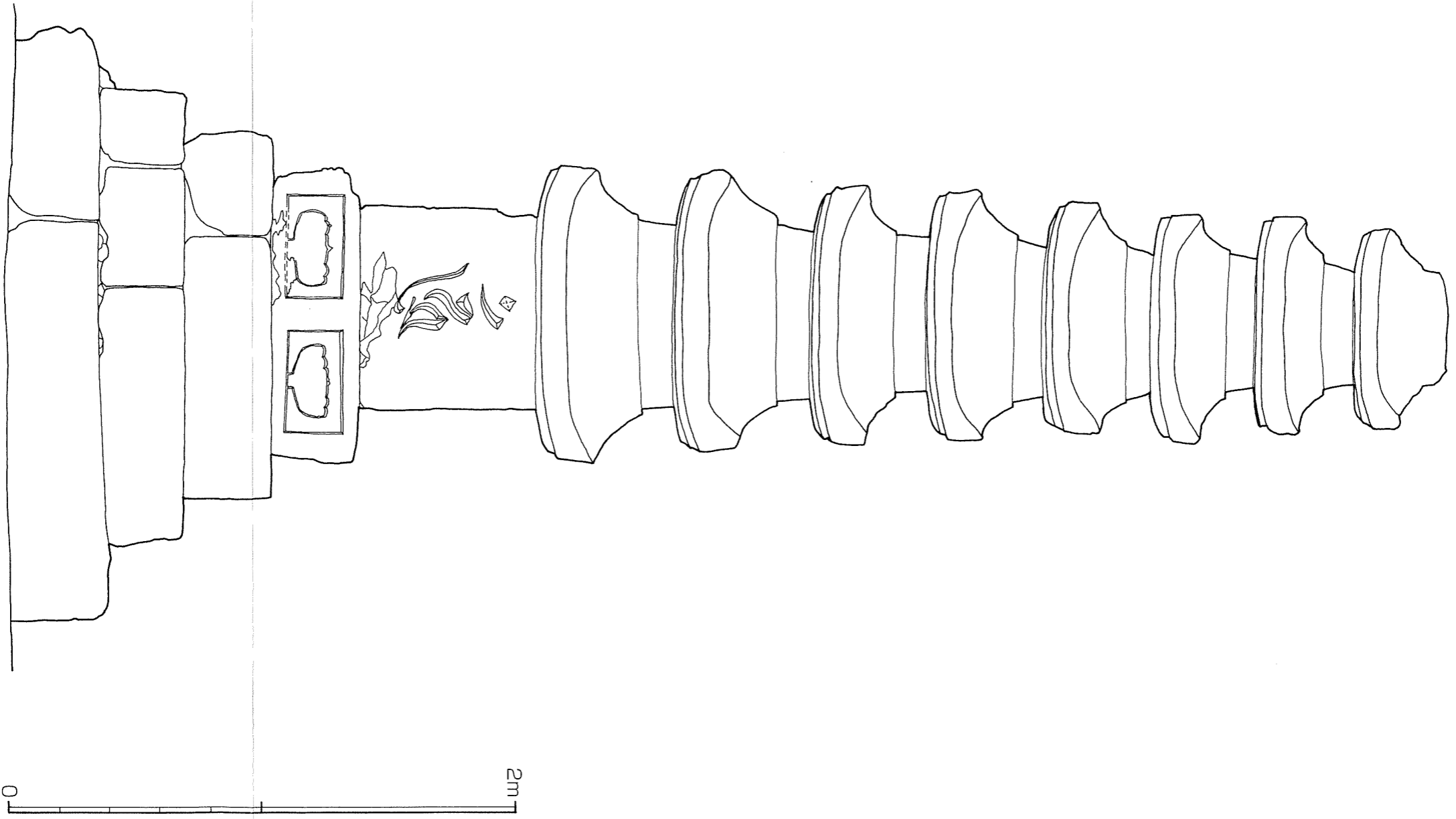


图 1 吉木九重塔



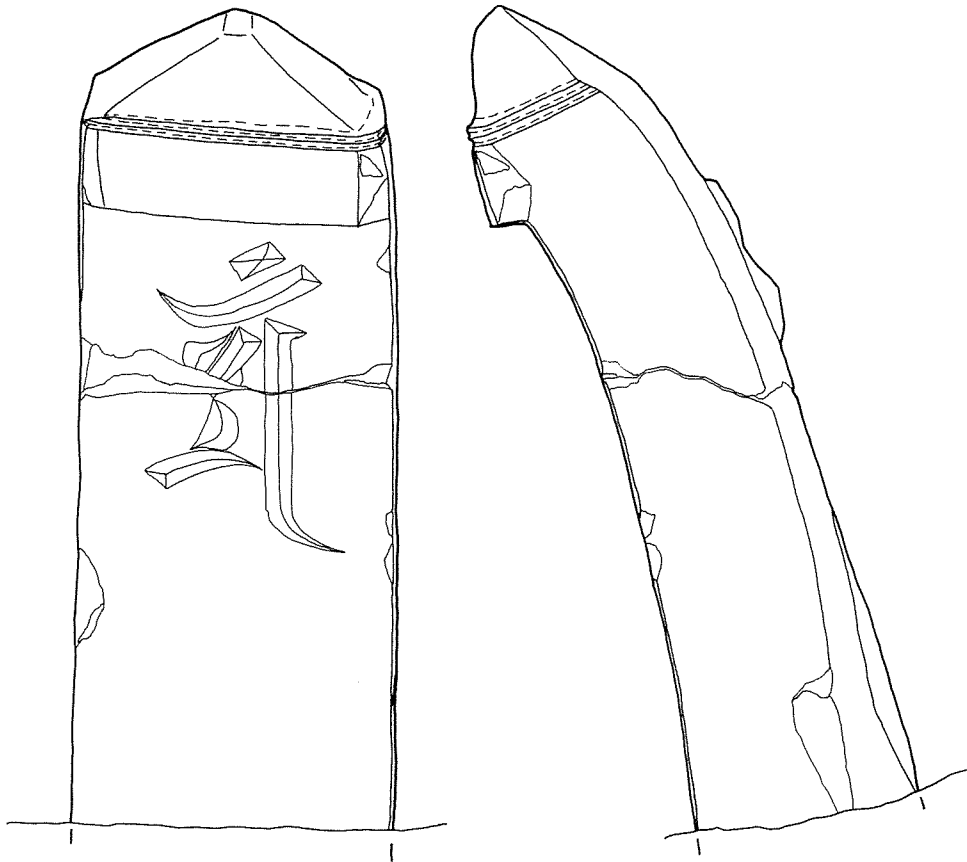


图2 正友1号板碑

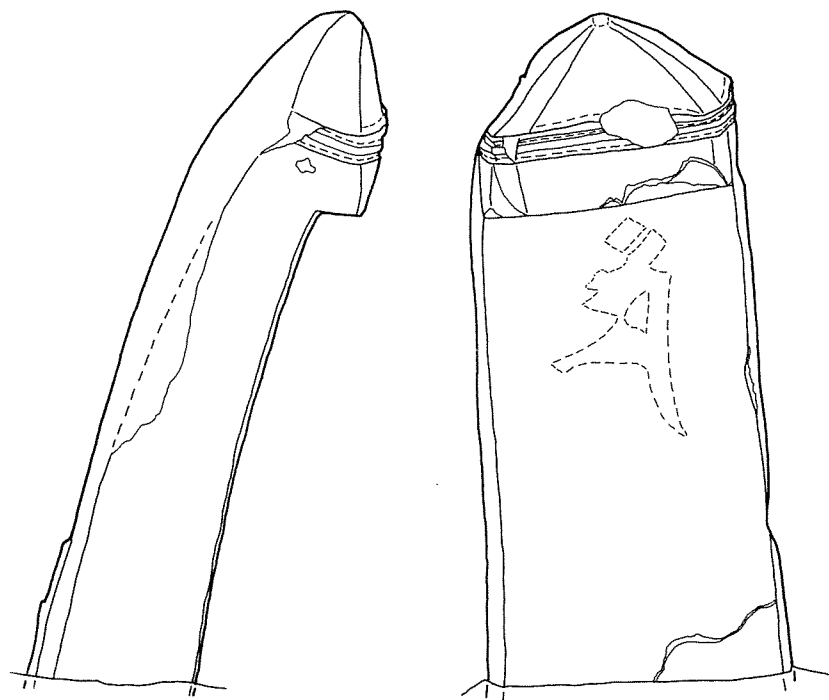


图3 正友2号板碑

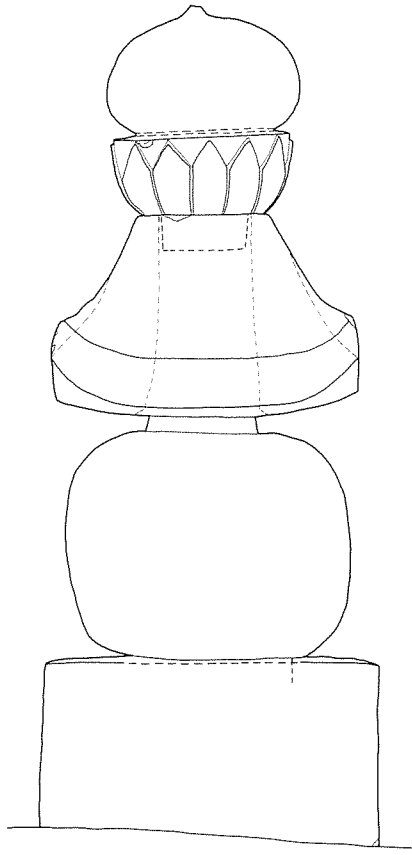


图5 迫家1号五輪塔

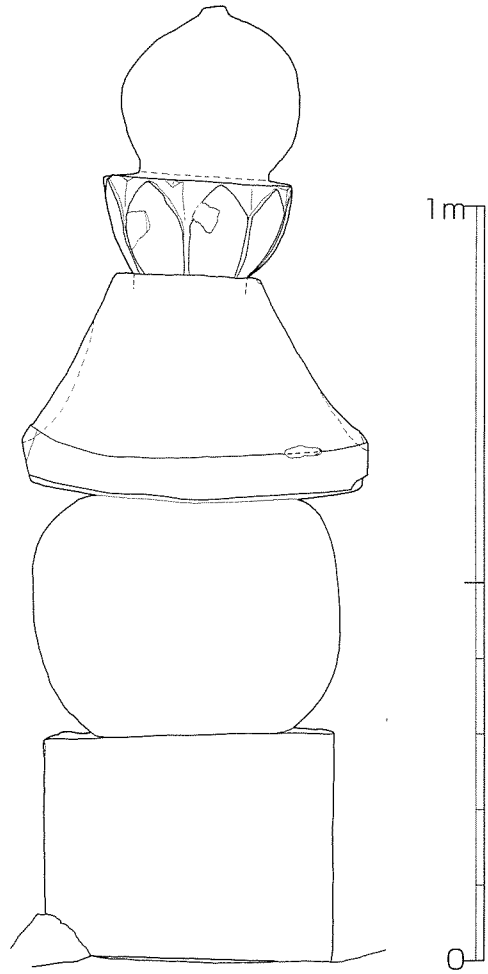


图4 岩戸寺坊中2号五輪塔



写真2 吉木九重塔上部



写真1 吉木九重塔



写真4 正友2号板碑



写真3 正友1号板碑



写真6 迫家1号五輪塔

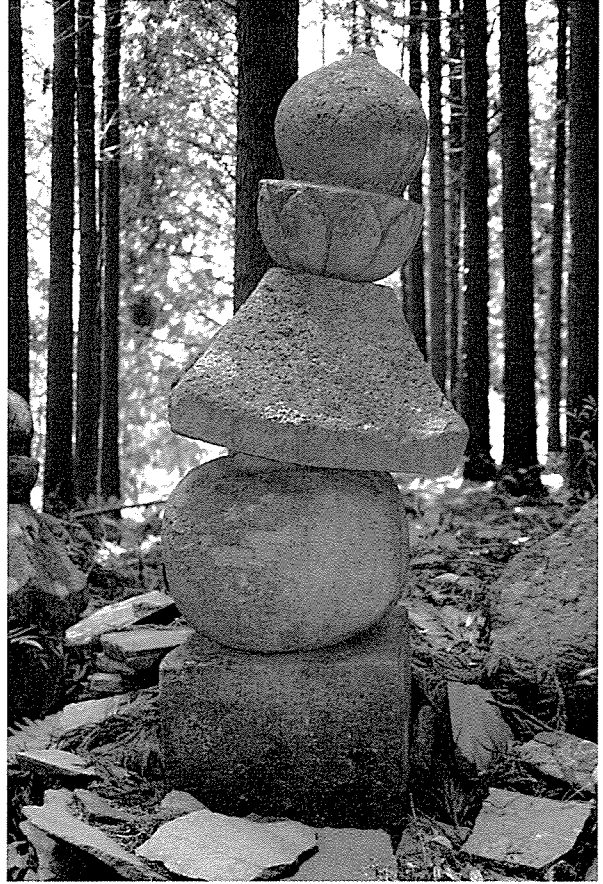


写真5 岩戸寺坊中2号五輪塔

# 報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにくにさきごうのちょうさ しりょうへんはい							
書名	豊後國國東郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第12集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2009年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 国東市国東町	44214				040401 ∩ 090331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡		主な遺物		特記事項
安岐郷	荘園村落	中世～近代						

---

大分県立歴史博物館 資料編補遺第 12 集

**豊後國國東郷の調査 資料編補遺**

発行日 平成 21 年 3 月 31 日

発 行 大分県立歴史博物館  
宇佐市大字高森字京塚 〒 872-0101  
Tel. 0978 (37) 2100

印 刷 明治印刷株式会社  
大分県宇佐市長洲 607  
Tel. 0978 (38) 0135

---

